

を築上げ、血は澗谷に流れて三津の川かと疑はる、去る程に城内には競ひ既に勞れ死を一擧に誓、胡籛にさしたる竹葉を解、心淨に兵糧をつかひ、その後妻子を呼で最後の名残に酒を酌み盃を廻し、一諷詞を謠ひ芭蕉の切にて安を興し、宴終れば妻女を親付、如何に御身達は急き紀伊の方へ落行給て、野上、贊川の一族共を頼、命を全して少き者共を一度世にも立てたべよかしと、泪を流し口説きければ(中略)去程に八尾の城には、僅か八十三騎の兵、一場必死と誓、今最後の軍なれば、猛威を震て、大將軍頼之七千餘騎にてひかへ給ふ、堅陣に討向、みかた是を見て艶の敵や一騎も不泄討捕れと、既に圍まんとせし處に、思切たる死憤の敵如龍如虎烟塵天に蹴上げ、突兵無風にかけ入は、みかた大勢とは雖忽其來銳に被し碎亂合騒立鳴り動て不譖、武藏守愕き給、香川左近將監元信を呼で、此陣己に敗れぬと見へたり、御邊は急き馳向て騒を静めよと、金の才配を給りける、元信取て再拜し、大將軍に替て御方の陣の隊伍を蒐廻り下知をなすと云へ共、大軍の騒動敵もみかたも見分はこそ、更無専ぞ見へにけれ、香川今は角よと思ひ極め、唯一騎八十三騎の敵に渡合、佐和兵庫介と切結痛手負て馬より落る所を、兵庫介押へて首を捕り、太刀の鋒に貫き、佐和兵庫介唯今最後の合戦に大將討軍神に手向奉ると、高聲に呼金の再拜差上げたれば、御方是を見て怪み騒く、可惜香川將監は大將軍の再拜を賜たる芳志に依て、眼前に致し死武義を後世に留む、角て兩陣もみ合相戦へば、八十三騎の敵は一騎も不殘、御方百餘騎被討て戦己に止め、哀や酒邊、佐和、古折は勇氣は豪傑の上に在て、心は天を翼り地を泳り、千里を一足に飛んと思血氣はあれ共、七千餘騎のみかたの陣へ、僅八十三騎蒐け入る武勇例少き事共なり、

## 松原古戦場

松原村

舊丹北郡新堂、岡、上田、の三部落を松原莊といへり。松原城は、この地域にありしなるべしと雖も、今その遺跡を詳にせず。延元三年閏七月二十二日宮方高木遠盛、城兵丹下八郎太郎、同子息能登房を討取り軍功をあらはせし、處な

り。今、柴籬神社の南一帯の松原が、その古戦場なりといへり。

## 南山巡狩録

松原城に凶徒桶籠るよしをき、和田左兵衛正興、橋本九郎右衛門尉正茂等軍勢を率ゐて打むかひ合戦を遂る、此時高木遠盛、城兵丹下八郎太郎、同子息能登房を討取り軍功をあらはし、剩彼城にこもる所の敵兵を追落す。

## 若江城址

若江村大字若江北

若江城址は、若江北河内街道の西にあり。現今小學校敷地なり。明治初年までは、城址に樹木繁茂し、城郭の形蹟を存せしが、その後次第に開墾され、小學校を中心として一面に畑地と變じ、何等遺物を認めず。ただ小學校の東南隅に天主臺址と稱する僅に六坪餘の高地あり。その上に高さ五尺、幅三尺許なるほど三角形の古碑の表面に「社」の一字を刻せるものあり。これ當城唯一の遺物なるべし。城郭の原形を考ふるに、現今の小學校所在地は本丸にして、之を中心として南北に延び、南は雷の森に及び、東西の幅は割合に狭く、ほぼ凹字形をなし、その凹處の中央は東の河内街道に面し、此所を返見口と稱せり。土地は平地よりや、高く、總面積凡そ二町餘、周濠の跡は、水田と化し、城内の建造物等につきては之を知るに由なし。かゝる蕞爾たる一小城が如何にして防禦の術を施せしか、試みに當時の地形を一考すれば、舊大和川の本流は八尾、久寶寺の間より來て、若江の西方を流れ、その支流玉串川は都塚附近より北して若江の東を流れ、楠根川、菱江川、その他の小支流並に潜水地は若江附近に散在し、更に北方里餘の地には内助淵、深野池等の巨浸あり。若江城は此の如き天然の要害を利用して設けらる。應仁記に「彼城四方深田也、口二つに拵て、所々を堀切搔搔逆茂木引て徒かけ、」云々とある以て當城防禦の方法を知るに足らん。城は足利の初世、本州の守護畠山義深、之を築き、家臣遊佐某を守護代となしてこゝに居らしむ。ついで畠山義就、同政長の家督争に及び、この地屢戦亂の巷となれり。寛正元年九月、義就勘氣を蒙り、同月十九日京都を發し、八幡、洞が峠を經、天の河にて家臣遊佐河内



守國助の迎をけ、それより國助を先陣となし、翌二十日若江城に入る。是に於て、政長、義就追討の下知を奉じ、閏九月和州に赴き立田に陣を構ひ、若江を撃たんとす。義就之を聞き出で、高安の馬場に陣し、兵を分て立田に逆寄せんとせしが、神南山の一戦に敗北し義就遁れて嶽山に據る、かくて若江は政長の有に歸し、十月十五日入城せり。その後、屢々嶽山を争ひしが、四年三月四日嶽山また陥り、義就紀州に走り、政長若江に歸り、翌年正月四日逆佐長直を留守として上洛せり。文正元年九月義就熊野にありしが、山名入道の計議に依て赦免となり、河内に歸る。若江の守將遊佐長直、敵する能はざるを知り出奔し、義就容易に若江に入城するを得たり。義就即ち遊佐國助の子を加冠せしめて河内守となし、城内に留め、此年十一月二十五日上洛し、山名入道に面して謝意を述べ。ついで應仁の大亂となり、東西の對陣何時果つべうさまもなかりしが、文明九年九月二十二日義就は陣容堂々として若江に引上げ、諸將またそれく歸國の途に上る。義就没後、家臣遊佐氏之に據りしが、足利季世に至り、三好氏の勢下に歸し、修理大夫長慶、左京大夫義繼相ついで此に居る。天正元年、將軍足利義昭、織田信長と隙を生じ眞木島の一戦に敗れ、五月十八日若江城下に遁れ、乾太郎右衛門定直の館に寄食すること數日、義繼顧みず、義昭遂に中國に走り、毛利氏に寄る。既にして信長、義繼と快からず、松永久秀の讒あるに及び、天正元年十一月信長の大軍來り攻め、同月十六日、義繼屠腹し、城遂に陥る。長祿寛正記

長祿四年(寛正元年)九月十八日、公方より伊勢兵庫助、飯尾下總守兩人を御使にて、畠山右衛門佐義就に早々屋形を開て、分國に下向致すべく、遅々に及ならば、猶肯上意由被仰出ければ、(中略)十九日辰の刻に義就打立給ひけり、されども義就こそ涯分隱便を存と云とも、何様雜説有て討手向ともあるべし、用心有べしと、御供の人々の中に老者は、小具足計、若輩はひた胃にて打立けり、先陣は譽田、後陣須屋甲斐庄以下の楠黨也、東の洞院を下りに竹田河原へ出玉ば淀の大橋にて河内衆皆御迎に參る、夫より大勢にて八幡繩手にて下馬し、大菩薩を伏拜み、それより螺が峠にて都の方をかへりみて、義就かくぞ詠じ給、

うかりける都に何のなさけ有て袖引計残る面影

彼峠を下り王川と云處へ、遊佐河内守國助御迎に參向す、夫より、國助先陣にて其夜は眞木の城に留り給、終夜義就は祁之爲體を語、國助は紀州の有様御物語申けり、扱それより河内の若江の城に籠玉けり、政長は同月二十三日家督の出仕あり、尾張守に被任、閏九月九日和州へ入國有、(中略)同十六日立田へ着陣し玉けり、大和勢を催し、若江城を攻らるべき御下知を蒙、近國の兵を催さる、(中略)是を聞て同月十六日若江城にて義就方逆寄に立田へ發向し、打散せとて己猛勢就用意、(中略)かくて義就の方へは神南山合戦最中と聞しかば、義就も若江を打立後詰の合戦して彼を引取べし、若又皆討死するものならば某も討死し、三途の大原を共に越ん物とて、高安の馬場へ手勢計にて出玉、(中略)神南山の味方不殘討死しければ、義就も終に不叶西林寺へ引入、爰も要害惡きとて其夜に寛弘寺へ移玉ふ、御とも入々申けるは、嶽山を城に取立可然とて、近邊の兵糧を取入嶽山に上り玉、

應仁記

右衛門佐、多年の熱懷一朝に開けて、暫くも猶豫すべからず、急げや殿原とて、文正元年九月上旬に、熊野北山を立ちて即ち河州へ入國す、遊佐河内守長直、若江の城を密しく掟り、大堀二三重にあげさせ、兵糧塚をつき、矢楯岡をなし、軍勢四千ばかりにてありけるが、早既に義就こそ熊野を出張せられたりと聞きて、國中の人民右往左往に騒動しければ、其時に長直思ふやう、此義就は天下に雙びなき勇武の人にて、我が思ひかゝらん所は、如何なる鬼が城なりとも、恐らく攻落さんずるものと平生齒を嚙む程の人ぞかし、此平城に長居して、詰腹切つて所詮なしと思ひなん、勇なるによりて、奈良の筒井が所へぞ落ちにける、さればよき城に、兵糧澤山にして猛勢なるに、一合戦にも及ばず、取退く事を悪んでや立てたりけん、

筒井づく井づくにかゝる遊佐殿は只業平の姿なりけり



是に依て義就は足手にさほる物なく河内へこそは、入國せられけれ。

岡田玉山太閤記

松永彈正、筒井順慶が兵を催し、大軍若江を取り圍み、息をもつかず責められけり、義繼籠城の士卒四千餘人、嚴しく防ぎ戦へば、左右なく落城すべしとも見えざる所に、城中に藤四郎友忠といふ者、敵將佐久間信盛に内應し、織田勢を城中へ引き入れたり、義繼今は是迄なりと、退兵五百餘人を率し、松永久秀が一千餘騎の中へ、驀地に切つて入り、大太刀を真向に翳し、大音に呼はりけるは、如何に久秀、三好義繼が最期の一言よく承れ、汝人面獸心故修理太夫長慶が大恩を蒙り、奴僕より經上り、數ヶ國の主となり父安宅攝津守を毒殺し、我が幼年をすゝめ義輝公を弑し奉り、今信長に追従して主家の我れに及向ふ極重惡人、見よや天罰廻り來て、五年を待たずして、汝が一家滅亡せん、其時思ひ知れやとて、五百餘人どつと喚いて突き崩せば、さしもの松永、其理にや屈しけん、散々に駈け立てられ、四方へばつと引いたり、筒井順慶入り替つて相戦ひ、火花を散らし討ちつ討たれつ、時移るまで揉み合ひしが、信長の太刀より取り圍み、餘すまじと惣懸りに成つて攻めたりければ、義繼心は猛しと雖も、數ヶ所の手を負ひ、今は合戦叶ひ難く、腹掻き切つて死したりけり、是を見て從兵ども、一人も残らず刺し違へく悉く討死し、終に若江の城は落ちにけり。

久寶寺城址

久寶寺村

久寶寺城址は村の西北隅、城土居と稱する處にして、一帶の竹箴は即ちその遺跡なり。城は足利の末葉、畠山滿貞（澁川滿貞）の築きし所にして、もと三面に外壕を繞らし、大手門、櫓門、大鐘樓あり。樹間に無數の燈籠を配し、三の丸丘上には五輪の塔ありきと言ふ。外廓、塹壕の跡、今猶劃然とし、村内は南北に廣小路、東西に大手町、米屋敷町、馬追町、表町、中町の道路整然として恰も棋坪の如くなり。滿貞の頃には毎年七月十五日精靈祭を行ひ、各燈一齊に點

燈し、頗る壯觀、この日より三日間城内馬場を開放し、盆踊りを差許され、老若男女とりどりの身なりをして終夜踊り狂ひ、音頭囃子の聲は遠近の村々にまで聞えしと言ふ。

滿貞の子光重、播州安井郷を領するに及んで、又安井氏を稱せり。應仁の亂には當城を防守し、その後、光永、光行、定繼を経て定重に至り、織田信長に仕へ主計頭に任ぜられ、天正五年石山攻手に從ひ、顯如の軍と京街道に戦ひ、奮戦身に十數ヶ所の深傷を負ひ遂に戦死し、城も亦廢滅に歸せり。

正覺寺址附古戰場

加美村大字正覺寺

正覺寺は天長二年弘法大師の開基にて、境内四丁四方の中に、二十一間四面の觀音堂をはだめ、七堂伽藍輪奐の美を極め、柳之坊、池之坊、中之坊、東之坊、大寺坊及び場々之坊等の支坊を有し、本尊十一面觀世音は弘法大師作と傳へ、貴賤の信仰歸依するもの尠からず。殊に楠木正成も屢々參詣して武運の長久を祈りたりといふ。されば北條氏の滅亡後は法燈益々熾なりしが、明應二年四月畠山一族の兵を構ふるや、政長は當寺に據つて防戦し、遂に此地に討死せり。その時、寺坊悉く兵燹に罹りて廢寺となり、寺域は田圃と化し、寺坊の名は地名と變じ、今は僅に東之坊一字を存するのみ。東之坊は慶長十二年祐智阿闍梨、之を再建し、舊正覺寺の本尊を安置す。元和の役兵火に罹り、後一小堂を設けしが、その後、僧誠譽中興し、現在の堂宇を營めりといふ。淨土宗智恩院の末寺に屬す。坊に、祐智阿闍梨書「東之坊」の木額、同選東之坊縁起並に東之坊中興三蓮社誠譽深信和尚（明和五年八月寂七十三歳）の木像を藏す。

足利季世記云

抑文明一統より以來畠山義就も逝去あり、細川勝元も山名禪門も逝去あり、故き人としては尾張守政長計残り給ふ、此人素より一方の棟梁なり、位も從三位に叙し再び管領に成りければ、三管領、四職、御供衆に至るまで、かの下風に立ちて書狀と文章は四職の方へは殿とかはりて被官のともがらの如し、去る程に赤松、一色、山名の人々、色



々此事をうつたへ政長へ恨みある比をひ、畠山總州義豊河内國譽田に在城して政長と不快の事あり、已に上意にも背きしかば、公方義村公は尾張守政長に御心をよせられ、正覺寺に御動座ありて義豊を御對治ある、細川右京大夫政元も政長に恨みありて義豊の方へ加はりしかば、桃井、京極、山名、一色、皆敵陣に加はり、却て正覺寺を賣られしかば、政長方には遊佐、齋藤、杉原、貴志の人々爰を先途と防ぎけれども、敵陣已に四萬餘騎、味方は二千餘人、九牛の一毛にも叶ふべきやう更になし、先づ公方をば落し奉れとて、夜にまぎれ御馬に召されて和州筒井の城へ落させ給ふ。扱て夜も明ければ、敵陣次第に重なり四方より取巻き落すべき道もなければ、中々皆自害せんと心を静めて居たりける、政長は平をめされ、御兒丸殿とて十三歳に成り給ふ若君（是は三歳の時常徳院殿より一字を賜はり尙慶と申しける）呼出、此君を汝に預くるぞ、如何なる謀をも廻らして落し申し二度當家再興の時を待てよと宣ひければ、平が申しけるは、某は最後の御供と存じ切つて候、一族にて候平の三郎左衛門に被仰付候へと申す、政長大に忿り、汝は不覺の申しやうかな、死を一時に定るは却て易し、若君を落し御代に付申さんは大事なるべし、と宣ひ、はやくと仰られければ、平の三郎泣くく座敷を立つ、此中公方様の御なぐさみに参りて舞歌などしける桂の遊女どもが、裳束をとり若君を桂に作り、かの女どもの中へ入れ、己は桂が男の風情になり、鼓のたぐひ裝束などをつゝみに入れて畠山重代の長刀を竹の筒に入れて背負ひ、敵陣の前を通りける、敵方にも桂を見知りたる人多ければ無左右是を通しける。其より馬に乗せ申し鞭をすゝめて大和國奥郡へ落し申しける。明應二年四月九日（或云廿三日）の夜に入つて、政長は心やすしとて、葉室大納言光忠卿以下籠城の人々最後の盃してなみゐて腹を切り給ふ、政長藤四郎の刀にて腹を三度まで引き給へども曾て切れざりしかば投げやり給へば、傍なる藥研にあたり藥研をば裏表二重に通しける、扱てこそ藥研藤四郎とも申ける。扱ては重代の刀にて主を惜みけるぞや、いかゞすべきと宣ふ處に、丹下備後守冠り落しの信國の刀を抜いて、己れが股を二つ突き通しいかにも刃よしとて政長是を逆手に取なほし腹十文字にかき破り光忠卿へ刀を奉る、其後次第に腹を切り二百餘人一人も残らず自害し

城に火をこそかけたけりける。

一 津屋城址

惠我村大字一津屋

一津屋の東方、鐘搗山即ち是なり。老然たる丘陵は前方後圓の形を存し、高さ約五間、東西約二十間、南北約十五間、東南北の三面に濠跡を存し、丘上嚴島神社を祀る。「鐘搗山」の扁額あり。老松蒼鬱として、中には周圍約一丈位のものあり、或は已に枯死せる老松もあり。河内志に一津屋荒墳とあるは蓋しこれならん。城は往昔三好駿河守の據りし所なり。濠跡は今田地となれる所もあれど、巾約四間の池水をなせり。

大堀壘址

惠我村大字大堀

大堀の西南小學校附近なり。その遺跡明かならず。河内志に大堀左馬の居りしところなりといふ。

別所城址

惠我村大字別所

別所の東北方にあり。その地を城山と稱す。土地階段状をなし、城郭の形を存す。現今開墾されて畑地となれり。周圍四十三間あり。もと畠山高政の據るところ、子孫相傳へて畠山勘解由に及び、大阪陣の際、關東勢の壓迫を被り、逃れて塚に匿る。その後一族別所小四郎來り住し、その後裔同地に住みたりといふ。

五櫛古戰場

三野郷村大字市場

高屋城主畠山高政、三好長慶と隙を生ずるや、三好勢本州に攻入り、永祿三年七月三日此地に合戦し、大に畠山勢を破りし古戰場なり。

六、古城址・古戰場



續應仁後記

七月三日三好方の者共、玉櫛と云所え押寄せ終日戦て畠山方を卅餘人討取、(下略)

教興寺古戰場

南高安村大字教興寺

永祿五年五月畠山高政この地に陣し、三好、松永の徒と戦ひ、遂に大敗して走れり。教興寺の伽藍はこの時兵燹に罹りしといふ。

續應仁後記云

かくて畠山方は暫く人馬の息を休め勝利に誇て、此上は飯森の城を攻落し三好長慶を討取べしとて、同四月五日より飯森表に押寄るを、松永彈正久秀等途中に相支へて同五月中旬まで毎日迫合戦に及びけり、敵の大將高政の旗本は河内國高安の教興寺に陣取たり、飯森の城近けれども長慶出馬し給はざれば、松永彈正飯森の城に入て(中略)再三諫めければ、長慶其時宜ふ様、畠山家蜂起の事某出馬に及ぶべからず、萬事は和主に任るぞ、彈正も爲方なく所々方々へ才覺して人數を催し集る處、(中略)三好筑前守義興を大將とし、同日向守長縁、同下野守政康、同備中守、同久助、松永彈正、四國衆には三好山城守康長、安宅攝津守冬康等彼是八十餘人、同五月十九日渡部川を押渡り教興寺表え押寄たり、松永彈正は案深き者にて敵の安見美作守が方え陣僧を便にして一通の謀書を遣す元(中略)元來此畠山方の者共は諸方よりの寄合一揆不思議なれば内輪崩れに成ける程に、是より惣軍亂れ立て未だ敵も不寄先に早方々へ落散たり、義興も松永も是こそ巧む處なれば、三好家の惣軍一萬餘人閩を作て討て驅る、敵徒いよ、敗軍して八方え逃行けれ共、湯川玉木、根來衆徒等三千餘人落留て散々に防ぎ戦ひ、三好方の者共三百餘人討捕られ疵を蒙る者千餘人に及び、され共續く味方は無し、寄手不殘敗軍して宗徒の者共討死の面々、先紀州の旗頭湯川宮内少輔眞光を始として(中略)其外名字を知られたる者八百餘人、根來勢二百餘人皆悉く討死して其外

の寄合勢は引も不切逃れ行く、大將高政は此等が討死の其紛れに早々陣場を落延て烏帽子形の城に入て暫息を續給ふが、尙此城にも不怵して堺の津え落延て其より紀州に漂泊す、(下略)

若林古戰場

惠我村大字若林

天文、永祿年中細川晴元、高屋城主畠山政國と兵を構へしとき、細川勢の陣地たりしところなれど、今はその陣址を認め難し。

續應仁後記に

天文十六年七月二十四日四國勢、泉州堺に打越へ急に河州へ押入んとす、同二十六日拾七箇所に陣取たる三好勢等、住吉の遠里小野澤の口へ陣替して四國勢と牒し合せ、同八月十一日より諸勢一同に河内地に打入て若林と云所に陣取、敵味方毎度のせり合に當年は戦暮しぬ(中略)翌天文十七年夏四月雙方同心して兩家和睦せしめけり、敵味方相悦び同月二十四日河内勢引入ければ、若林に陣取たる晴元方の諸將長慶を始めて皆々堺の津に歸陣す、云々永祿三年高屋城主畠山高政、三好長慶と隙を生じ、三好勢本州に攻入り七月七日若林に陣す、ついで十九日藤井寺に攻寄す、云々

元和俊若江戰場

若江村

元和元年五月六日、西軍の名將木村長門守重成は手兵四千七百を率る、早朝若江表に着陣し、先づその兵を三分し、右翼は青木七左衛門、長屋平太夫之を率て、四郡の東、玉串川の堤に陣し、以て藤堂隊に備へしめ、左翼は木村宗明之を率て岩田に陣し、以て奈良街道に備へしめ、本隊は若江の南端に駐り、更に山口弘定、内藤長秋等をその東方十三街道に進めて井伊隊に向はしむ、既にして藤堂隊の右先鋒藤堂良勝等玉串川を渡り菅振に向ふを見るや、勇敢なる青木、



長屋の兩將は直に火蓋を切て良勝を登し、戦端是に於て開かる。井伊の本隊は午前七時頃に至り、馬首を西に轉じて攻め来る。右先鋒は庵原朝昌、左先鋒は川手良利、その他山口父子、青山幸成、朝比奈泰勝等は先鋒の右方より恩智川を渡り來て玉串川の東堤上に陣す。重成は是より先玉串川の西、大堤、小堤相連り楊柳繁茂し以て陣地に適せるを認め置きたれば、此日ここに陣し、徐ろに戦機の熟するを待つやがて砲火は東軍より開かれたり。その先鋒川手良利、衆に先んじて突進し來り、山口重信、遠山甚二郎、勾坂、滿座之に續き、これより激戦數刻、木村重成こゝに討死し、西軍大敗す。

## 新東鑑

木村は井伊掃部頭と見課せ、少しも擬議せず、相懸に懸り、互に鬨の聲を揚ぐれば其響たとへば百千の雷の一度に落ち懸るかと思はる、此重成は、年來諸浪人の譽ある者に、米穀金銀を送り、哀憐をなしける故に、命を的になしたる者共二三百騎にて馬の廻を圍ませたり、中にも長屋平太夫、佐久間藏人、牟禮孫兵衛、青木七郎右衛門、佐藤八左衛門、山中彦之助、半田市郎兵衛、川崎和泉、波多野兵庫、大塚勘右衛門、篠岡右京、黒木藤右衛門、一人當千の者共を眞先に進ませたり、然るに川手は川崎和泉、牟禮孫兵衛、佐久間藏人、根來智徳院が、鎧を揃へて待掛けたる所へ、會釋もなく蒐入り、馬を乗放して無二無三にかゝりけるが、平塚熊之介に突伏せられたり、されども平塚は、首を取る隙なければ、從者に向ひ、其首取れと申しければ、畏り候と刀を抜いて、川手が上に乘懸らんとする所を、滿座、山口、勾坂、遠山等走付きて彼者を切倒し、其上に平塚に蒐り、熊之介を突伏せければ、遠山甚二郎首を得たり、木村が先手は之を見て、一同に咄と蒐りければ、滿座、勾坂二人は、終に討死致したり、井伊が先手庵原助右衛門は川手が討たれたるを見て、早く懸れと下知すれば、八田金十郎一番鎧と名告りて鎧を合せたり、重成は諸軍を下知し、懸寄せて切つて落せ、中を破らんとするならば、透間もなく馬を寄せ、轡を並べて破らせな、敵には進むとも一寸も退くなと大音聲に勇むれば、東國の大勢陰に閉ぢて圍まんとすれども圍ませず、陽に

開きて蒐亂さんとすれども、敢て亂れず、駈入りては討取り、破つて通るを切つて落し、或は首を取るもあり、取らするもあれども漂はず、木村が旗本は、野猪の列卒を破が如く、直騫に馳入り、須臾に變化し、十文字に當り、巴の字に廻り、身命を捨て、ぞ戦ひける、此時長門守は深田の中なる畑に控へて下知しけるを、山口伊豆守重信之を見て、重成と鎧を合せんと蒐寄つて、木村が爲に命を預せり、重信が家來角村三右衛門は、伊豆守が骸を肩に掛けて退きしが、父修理亮は、重信討死と聞くや否、木村と雌雄を決せんと競ひ蒐るを、重成は長屋平太夫、大塚勘右衛門と共に重政と戦ひ引退けり（中略）兩陣暫く挑み戦ひし所に、井伊の先手庵原助右衛門、長坂十左衛門を始め混甲八千餘、一度に突いて蒐りければ、山口左馬介、内藤新十郎、以下防ぎ戦ふと雖も、大勢に押立てられ、過半裏崩して退きけり、然るに青木四郎左衛門、早川茂太夫が申すは、秀頼公の御大事、今日に限るべからず、某等踏留まつて防矢仕るべし、此所を立退き給へと諫めけれども、木村は元來最後の覺悟なれば一足も引かず、駈入り、戦ひしが、其身鐵石にあらざれば少し疲るゝ所を、庵原助右衛門、十文字の鎧を、重成が母衣へ突込み、引倒さんとしけるを、長門守は岸へ鎧を突張り倒されじとするに、庵原強く引きたれば、重成俯に倒れけるを、庵原が手廻の歩行侍二三人下立ちて起しも立てず、討取れば、安藤長三郎駈來り、我等儀今日能き手に合ひ申さず候、此首給はり候へと申せば、庵原聞きて、奇特なる若者なり、木村長門守と名告りしが、虚實の所は知らざれども、最早大阪も今明日と相見えたり、其身是程の首には得當るまじ、蚤く取られ候へと申し、重成が懸けたる白幌に彼首を包み、安藤に渡しけれども、庵原が郎等は如何にしても残念なりと、白熊付きたる捻竹は押へて渡さざりけりとぞ、

(下略)

## 明良洪範

木村長門守重成事、夏陣五月初めより食事進まざりしかば、重成が妻是を患ひて申けるは、此度は落城近きに有りと聞ゆれば、御食事の進まざるにやと案じけるに、重成聞て、全たく左にあらず、昔後三年の戦ひに末割四郎是廣



と云者、天晴臆病にして朝の食事も咽喉を下らずして敵陣にて首の骨を射切られしに、其疵口より食物出で諸人に恥をさらしける也、我も敵に首を取らるゝべし、死骸の臟腑見苦しからぬよふ心掛にて食事を慎む也と答へしと也、木村が最後に帶せし刀摺上げ物にて二尺三寸五分、堀川國治これを摺り上げると差妻の込に金象眼にて有し、差表の込に道芝の露木村長門守と象眼を入れたり、作は古備前物と見へて反り古び、惣體格好よく残る所なし、此刀如何して取傳へけんや、中根主税所持せし所、元祿年中主税遠島せられし時、闕所物と成り商人の手に渡りけるこそ遺恨なり、夏御陣五月五日に木村長門守重成風呂に入髪を洗わせ、香を焼きこめ、江口の曲舞紅花の春のあしたと靜に語り、餘年なく小鼓を打つてうたひけり、その翌日井伊の先陣と戦ひ、庵原助右衛門と鎗を合せ花やかに討死しける、首をば安藤長三郎取りける也、神君御覽有りて、甲を取寄て忍びの緒の端しを御覽有つて、討死を極はめ覺悟したる心ばせは天晴なる勇士なりしと御感心淺からずと宣ふ、其時木村が髪をすき香を焚きし女、後年江戸へ來たり、木原意運と云外科の醫師の伯母にて有りしが、老後此事を常に語りけるとかや、

世に木村重成遺言狀と稱するものあり、中河内郡東六郷村大字吉原藤井氏之を藏せしが、今は轉傳して泉州下松の某氏之を藏すといふ、その文に云、

以兩人申上候、拙者少々御見廻申上度候得共、方々之籠見つよく得參不申候而背本意候、此度は極意打死と奉存候故、同名門十郎方へ無跡之爲かたみ之品々送り申候、平助義は兒少成者に而御座候間、其元に御殘し可被下候、吉十郎義は御戻し可被下候、姉君之事彌奉頼候、拙者義も兒少から其元様段々御世話に罷成候故、一入御なつかしく奉存候、且夜のねられぬまゝに折節ほとゝきすなきつれて、

一句

さみだれやないて今夜はほととぎす

一甲 壹具

一まきへ視箱

一鶯の香路

兼光の刀 壹腰

同小脇指 壹腰

金子 壹包

右之通同名門十郎方え私かたみのため送り申候、猶右之仕合故不及口筆候、恐惶 謹言

元和元年卯五月二日

木村長門 (花押)

藤井利右衛門様

木村重成の遺物と傳ふるものは、若江西村氏藏重成所用の弓。新庄淨圓寺藏重成所持蒔繪硯。三野郷村大字市場岩崎氏藏重成所用の旗挿物(緞子縦二尺一寸五分、横二尺五寸六分)

その箱書

立像鐘爐之圖

文祿癸巳歲大明國聘使宇易龍軒、數見先君光英、龍軒嘗善畫、及歸帆之期、圖之贈焉、挿物曆表具之鐘爐但秀謂時代之圖  
總子切交表具挿物

右永徳筆、

元和元年乙卯歲夏五月木村重成軍中所用也、以通家之故世傳吾家矣、

東六郷村大字吉原藤井氏は重成姉愛用の鏡を藏す。

箱書

此鏡は、慶長年曆の頃、木村長門守様の御姉君藤井家に嫁來り給ひ、朝晝に御面をうつし給ふ珍器なり、然るに當家先祖も其嫡流なるゆへに此寶鏡を拜借して家寶とするなり。



## 元和後八尾戰場

八尾町

元和元年五月六日西軍の將長曾我部盛親は、東軍の先鋒藤堂高虎と八尾附近に戦ふ。此日黎明、盛親は増田盛次等と共に兵を率ゐて大阪城を發し、久寶寺を経て八尾に進み、その先鋒吉田内匠は菅振に陣す。高虎は千塚の營にあり。八尾菅振方面の敵を認め、ついで進撃を命ず。その部將藤堂高吉等菅振に向つて開戦し、敵を撃退し、追て八尾地藏堂(常光寺)前に至り吉田内匠等を登す。藤堂高刑、桑名一孝、大阪の軍將木村長門守重成が先手は若江に出張し、長曾我部宮内少輔盛親は久寶寺の町口より八尾のかたに進みきたり、増田兵部盛次をよび、盛親が先手吉田内匠等はすでに菅振に屯せり。高虎が中備の先手藤堂高吉が鐵砲及び母衣のもの、菅振にむかひ押來る敵の中をのりわり血戦す。敵やぶれて二手にわかれ、一手は菅振の西へひきしりぞくを討せしかば、ことごとく敗北して盛親が本陣に入、一手は西郡をさして逃れゆき、木村重成が兵に加はる、(中略)すでにして左の先手渡邊孝等は道明寺に向ひしが、八尾の開戦を聞き來て常光寺の北郊に陣を布く、是より先、長曾我部盛親は兵を長瀬川堤に伏せ東軍の近づくを待つて下撃せしむ、藤堂隊また來り加はり激戦數刻、東軍の戦死するもの甚だ多し、此日渡邊勘兵衛は穴太より長瀬川に至り奮戦して敵を却く。

常光寺に堂隊戦死者の墓あり。

寛政重修諸家譜

藤堂高虎五月六日の鷄明、かの生捕を斬て血祭し、其手の諸勢飯盛街道を南にむかへて軍を押乃ところ、斥候乃者はせ歸りて、西のかた八尾若江の際にあたりて、人馬の音漸近より聞ゆ、しかれども霧ふかくして其形勢を見ることを得ず、と報じ、先手よりもまたこのことを告きたる高虎おもへらく、すでに昨日の御軍令道明寺表に出張すべきむねなり、しかるを台慮を得ずしてあらためむこと、はゞかり少からず、我すみやかに御本陣に参りて御むねを

請はむ、其間は靜に軍を押、下知を待べしといひすて、馬をばせ須余におもむかんとするのところ、霧漸くはれしかば、道すがらのぞみ見るに、平野より出來るところの城兵、久寶寺、八尾、菅振、西郡若江のあたりまで、蟻のごとくならび列り旗指物共かずかぎりなく見えしかば、高虎今は台慮をうかゞふまでもなしとて、我陣にかへる、ときに藤堂新七郎良勝、先手よりはせきたり、すでに敵の形勢を見たまひしや、軍慮いかゞといふ、高虎こたへて、昨日の御軍令重しといへども、眼前にきたるところの敵、しかも大軍なれば、これにむかひてたゞかはむこと其理あたれり、もし他の手にて合戦をはじめば、我先手の詮れなし、(中略)急に砲卒をすゝめ輕驛をもつてたゞちに之をうたば、かならず勝べし、ねがはくば我に任さるべし、とて、馬に鞭打て去、こゝにをいて高虎左の先手藤堂仁右衛門高刑が許に使をばせ、先鐵砲をはなち、馬武者を入て八尾、若江の間をつきやぶるべし(中略)といひをくり、かつ中備、藤堂宮内少輔高吉、旗本の先手藤堂勘解由氏勝は、左の先手を授けて横鎗を入べしと軍令をつたへ、兩御所の御陣に家老福永彌五左衛門某をつかはして前件の趣を具に告たてまつり、井伊直孝が陣にも藤堂采女元則をして、このよを通ず、ときに仁右衛門高刑等未明に千塚を發して、道寺のかたにすゝむのところ、敵の變により高虎が下知をうけ、道を轉じて大和川の堤ののぼり、八尾の西に屯する長曾我部か備をやぶり、旗本まで斬てゐる、ときに氏勝もこの手をたすけて横鎗をいれ、大に奮ひたゞかふ、敵將長曾我部主水某鎗を把て氏勝を突、氏勝が男小太夫紹、父が戦死を見てはしりきたり、主水を討て其首を獲たり、其餘敵おほくうちとるといへども、かれは目にあまる多勢なれば、高刑をよび桑名彌次兵衛親氏已下うち死するもの凡三十餘人に及べり、中備の隊長高吉は、左の先手高刑が備の後援として手勢をひききて八尾の西にいたるところ、高刑等已にうち死し殘兵おほく創をかうぶりに退きしかば、長曾我部が手勢勝に乗て追かくる、高吉たすけきたりて大にたゞかふ、これによりて敵兵しばらく堤のうへに軍を收む、このとき藤堂與右衛門高清等をはじめ、菅振にてたゞかひし味方の輩はせきたりて敵をさゞふ、大阪勢もことごとく長曾我部の旗本にあつまり、互に鐵砲をはなつところ、敵つるに堤の下



にしりぞく、高虎は大和川の東堤に馬をひかへ、前は八尾、右は若江、左は國府の進退を察し、後は京街道及び須奈豊浦の安危にいたるまで、をのがれ任とし、みだりに旗をうごかさずして下知をつたふときに斥候のものはせかへりて諸手の形勢をつくるに及び、急に軍をすゝめしかば、敵軍久寶寺、平野の方に敗走し、盛親もたゞ一騎にて大阪にのがれかへる。

## 豊内記

先づ八尾海道へは藤堂宮内少輔、同仁右衛門、桑名彌次兵衛尉、渡邊掃部、此四人頭分にて西向に押出す、其次の暇手へは渡邊勘兵衛尉手勢引連れ、さんとあの村(穴太村)を見かけて差向ふ、藤堂新七郎、同玄蕃、同與右衛門等は、北二筋の暇手を西郡村、萱振村を見懸けて向ひける、(中略)八尾海道へ向ひける四組の者共跡先の次第もなく八尾の町へ乗込少々堤下まで打寄する所に、長會我部、堤の陰に人數を隠し置き敵合を見合せ、直甲三百計、一度に咄と押下し、藤堂仁右衛門尉、桑名彌次兵衛尉、其外十人計り討たれ、猶揉みに揉んで戦ひけれ共、味方彌氣を失ひ響動き立つて崩れけり。敵勢猶いや重なり、五百騎計にて追討に討ちける間、和泉守本陣己に危かるべき所に、渡邊が差向ひける暇手へは敵勢穴太村を踏越え來るを、行懸けに息をも憩めず追てければ、敵一支も支へずして八尾堤を越えて敗北す、扱渡邊勘兵衛尉は堤際にて敵勢を追捨て穴太村の邊より、四五町南を見渡せば、味方盡く敗北せり、渡邊大音を上げ、八尾筋の味方己に利を失へり、四組の崩を助けよ者共とて、眼を怒らかし、左右を下知して喚いで懸く、渡邊手勢計なれば、無人なりといへ共、八尾の地藏の西方にて横鎗に衝いて懸れば、敵も相懸りにして暫く衝合けるが、矢庭に首四つ渡邊が手へ討取り、其勢を以て八尾町の内へ追込みしかば、敵亦取て返し火花を散し戦ひければ、渡邊が郎等共も手下數多損じけれ共、勘兵衛尉かけ廻りかけ廻り、士卒の氣を勵まし下知しければ、難なく其處を追崩し、亦首二十計討取りければ、其勢直ちに落行きて、其日の巳の刻に八尾も若江も敵退散して朝の戦は止みぬ、さてこそ四組の味方勢も渡邊が横鎗にて助けられ、四五町の内にて踏留めけり、其

後渡邊、八尾堤へ乗上りて、川原を急度見渡せば、敵勢未だ引かさりけり、先づ長會我部が本陣と覺しくて、八尾、久寶寺の間なる大橋を後に當て、備へたり、其外諸々に叢立ちて二千計も控へたるが、早引取るべき形勢なり、爰を逃しては叶はじと思つて、我勢を見れば、手を塞けたる者共は、敵殘るべきとは知らずして藤堂が本陣へ首實檢に持て行く。或は手を負ふ者もあり、或は所々に戦ひ疲れ、僅に残る者とは三十人の内外なり、此勢にて向ふこと蟻螂が斧と思へども、勢の大小に寄るべからず、いざ打立てや者共とて、敵の捨てたる鎗拾はせ、長會我部が本陣へ、えいや聲して喚いで懸く、敵軍圍の聲に騒ぎて色めき立つて見えけるが、小勢なるを見おふせて、真中に取込み、我討取らんと進みけれども、元來渡邊若年より其名を得たる兵なれば、なじかは少しも噪ぐべき、爰は場廣くして大軍防ぎ難かるべし、堤の東に能き場所あるぞ、我等の歩む如くに退くべしと、小聲になつていひ聞かせ輪を乗引きに静々と堤の此方へ一町計引取りけるが、堤を乗下す時、敵一度に咄を引付け、己に渡邊が乗りたる馬に取付く計に突き懸りければ、其時渡邊取て返し聞き叫んで散々に懸散らしければ、其勢に辟易して敵勢堤の上へ引取れば、堤より三四十間東に、渡邊馬を居ゑたりける、去程に長會我部は其勢二千計にて八尾の堤へ張出し、勢夥しくぞ備へたり、敵合六七段計にて互に對陣を取りて白眼み合ひたり、又勘兵衛尉が嫡男、渡邊長兵衛尉は朝より父が備には居ざりけるが、朝の合戦に深入して敵軍の中にて能き武者四人衝臥せ、其外郎等共にも高名せせ、首數七つ討取り、敵勢の中に紛れ居たるが、父の陣を見付けて懸抜けて來りたり、亦朝の戦に二三箇所に利を失ひ、敗北して散在したる味方勢、心懸けたる者共は渡邊が陣を見付、爰彼より馳せ加はり、程なく二三百にもなりければ、彌備しくらみて互に鐵砲打合ひける、斯りける所に、和泉守本陣より渡邊方へ使を立て、八尾の堂に火を懸けて、早々引取り候へと、櫛の齒を引く如く申し遣しければ、渡邊此由承り、存の外なる仰かな、敵方跡より續く勢も候はず、千二千の長會我部を爰にて討留め候はでは天下の嘲り口惜き次第なり、某大將を附留め候事幸の事に候、是非に後詰になされべくと爰に居勝になるべく候、某只二三百の勢にてさへ競合ひ、負け申さず



候、本陣を寄せられれば忽ちに長曾我部は首に仕候はんと、使の度々に申遣しけれ共、下を背くは曲事とて悶えて腹を立てにけり、其後渡邊返答には、さあらば爰は捨に仕給ひ手前稼ぎに致すべしとて、引くべき氣色更になし、兎角と時刻移りて二時計も過ぎければ、味方彌重なりて六七百にもなりにけり、日も早漸々未の刻に及びけり、敵もいたく贏れてやありけん少く色めく所に、勘兵衛采を取つて衝いで懸れば、敵備を崩して久寶寺の村へ引取りける。

藤堂高虎傳記抜書

六日御合戦に高虎公御家中へ討取申候首數七百八十八、内甲付四百四十、此内五百八十一朝合戦之首、内甲付三百中に二百七つは晩に上り申候、内甲付百三十、(下略)

萱振古戦場

八尾町大字萱振

八尾の北十町河内街道に沿へる一部落なり。延元三年五月兵變に罹り、康正二年夏島山政長、義就家督争につきて此の地に戦ふ。同族のことなれば、その旗同じく敵味方の區別なし難し、政長爲めにのぼりを工夫するといふ。天正二年九月石山本願寺の徒、こゝに據る。織田氏の將細川藤孝力戦して大に之を破れり。元和元年五月大阪夏陣の戦跡たるは世の知る所なり。

南山巡狩録(高木遠盛軍忠事)

延元二年五月廿二日燒拂高安凶徒等陣之所、天王寺之凶徒等寄來之間、馳向追返凶、徒等燒拂萱振在家畢、南方紀傳

康正二年夏、島山政長背意、義就卒兵發向河内萱振合戦、(兩家合戦初也、義就政長一家也、旗色同難分敵味方、故政長ノボリヲ作、初舉之日本ノボリ起于斯、)

元和役久寶寺戰場

久寶寺村

元和元年五月六日長曾我部隊久寶寺に陣し、東軍の先鋒藤堂隊と戦ひしが、若江、八尾方面の戦利あらざるに及び、退きて大阪に向ふ。西軍の戦死するもの少からず。

日本戦史、大阪役

藤堂隊の渡邊了は八尾を占領して長曾我部隊の久寶寺に在る者と相持せしが、今、井伊隊の悉く木村隊を撃却し、更に西南に進み來るを望み、再び其兵を進め久寶寺に向ふ、長曾我部隊も亦若江方面より來る敵兵に顧慮し敢て應戦せず、且つ拒ぎ、且つ退き、大阪に向ふ、渡邊隊追撃、増田盛次以下三百餘人を殺し、遂に平野を占領す、

高山公實錄三十四

去程に勘兵衛等退口甚むつかしき由聞へければ、公、すなはち中堅の隊將須知主水に命じて、來り往て援けしむ、諸勢此によつて大に振ひ敵を撃破り、八尾の堤裏へかゝませける、斥候の者ども其形勢を注進しければ、公、また旗奉行磯野右近、角田卜祐に命じ旗を進め、近臣等に命じて進み戦はしむ、梅原勝右衛門武政敵の後へ廻り鐵砲を打ちければ、敵大に狼狽し、久寶へ引退ける、此時主膳吉親、澤田但馬忠知等進み戦ふ、武政は敵の久寶寺へ退くを見て、歩卒に命じて北の方へ火をかけさせ、西の口へ廻りける、

さて敵既に久寶寺へ退きければ、諸勢進てこれにせまる、越知忠次郎、築地を飛越内に入り門をひこきければ、但馬源左衛門等一時に乗入る、勘兵衛出雲以下の軍勢押よせ、先を争ふて戦ひ大に敵を破る、敵は北方の火の揚るを見て、敗れて平野に走る、

此日我軍久寶寺の敵を追落ける時、母衣組磯平三郎行尙は、増田盛次と戦ひ其首級を得たり、是より敵大に敗走す、鐵砲頭赤澤富士右衛門等及其他、久寶寺、平野の間にて首級を獲る者多し、



元和先鋒録

淺井理右衛門等が僕、やねの上より見候處、敵は旗差物を悉堤の陰に差込立置、段々に久寶寺の内え引取申候由聞届、安並久左衛門等一番に乗出申候、右之通諸方同時に御座候故、但馬次郎太夫、久左衛門杯、何も一番乘に御座候、中村源左衛門、白井九兵衛、村井惣兵衛、内海左門、伊藤吉左衛門なども押續申候、梅原勝右衛門は敵久寶寺に引入候を見て、足輕を下知して北の方え火をかけさせ、西の口へとり候由、嫡子頼母、次男萬介、安波三郎右衛門、道伴仕候、

本道通先かけ之者共、久寶寺町口迄乗村付處に、元來此所太平記の末、畠山の旗下澁川何某が城地にて、村のめぐり、七、八尺の堀、只今に御座候、四方出口門を構え、左右に高き築地御座候、此節大阪勢取籠候て内より門をへ候、故騎馬の面々乗止め申候、然處、主膳組越知多左衛門が一子、歩立にて走來候が、其儘築地を飛越内より門を開候付、但馬源左衛門等一時に乗入申候、石田才介、苗村石見、杉山左門、小森少右衛門も、前後にて御座候、由、敵方弓鐵砲も御座候故、町中にて暫相支候處に、渡邊勘兵衛、藤堂與右衛門、以下跡勢段々に押詰、我先にと鎧を入候故、なんなく突崩し申候、此處にて首を取候者、澤田但馬云々渡邊勘兵衛並長兵衛家來之者共はけしく相働、敵を追崩し候由、敵も愈々戰疲候上に、北の方に火の手あがり申候付、何分此處持こたへがたく存候哉、人數引揚平野の方え落行申候云々、

元和役龍華古戰場

龍華村大字龜井

大阪夏の役に、東軍は、若江八尾道明寺附近の戦に勝ち、進んで大阪に入らんとし、植松太子堂より龜井に至る。時に西軍の勇將、眞田幸村兵を眞觀寺の竹林中に伏せ、突然鼓を鳴らして家康を要撃す。家康大いに驚きて防戦し、遂に之を撃退するを得たりといへども、將士の死傷また少からざりきといふ。時に元和元年五月八日なり。

家康馬繫の跡

龍華村大字竹淵

元和元年五月七日、徳川家康漸次西軍を破りて將に大阪に入らんとするに當り、竹淵の壠川家に立寄りて休息し、その乗馬を繫留す。その遺蹟同家邸内西方にあり。もと馬繫の樟一株ありしが、既に枯死し、今はただ高さ五尺、幅四寸五分厚四寸の標石の存するのみ表面鏽していふ、「往古奉御馬桶之大木跡」。因にいふ、壠川家は、當時家康休息のため、徳川時代御朱印地を賜はれりといふ。

權現塚(家康陣營址)

枚岡村大字豊浦

元和元年大阪役に、家康は、五月六日朝、星田の陣營を發し、枚岡より一里許北の地點に於て木村重成の首を實檢し、申の下刻に豊浦に着し代官中村正教の邸に宿營せり。その遺蹟は枚岡小學校の西にあり。里人之を中村屋敷と稱す。今は一帯に耕地と化し、僅に十坪許の高地を存するのみ。所謂權現塚これなり。塚にもと家康馬繫の松と稱する老樹ありしといへど、今はなく、天保十二年建設せられたる「恩躰遺趾碑」は、孔舎衛村大字日下の境智院境内に横はれり。その何の故たるを詳にせず。碑は高さ五尺四寸、幅二尺七寸五分、厚一尺、表面の刻文左の如し。

河内國平岡郷豊浦村 恩躰遺趾碑記

河内國平岡郷豊浦村々長稱中村四郎右衛門、其十一世祖正教時、值阪城冬夏之役、武太祖太宗、駐蹕其家、今其地有遺趾、四周鑿渠、門内老松轟々摩霄、曰繫馬松、相傳繫太祖所馭之馬、因有是名、實爲當年物、元和紀元端午日、清躰並臨之時、獻地產木綿單衣二領、俗名曰菖蒲木綿、太祖戲言曰、菖蒲國音勝布、此是軍勝之布歟、即賜璽書賦翌使正教爲嚮導、赴天王寺茶臼山營處、正教裝棉單蒙鎖帽、手提短槍、羈約以行、乃稿之親賜御刀一口、雅樂頭酒井忠世又以書傳旨、迨阪城陷



大佛慈宴茶臼山、召正教賜御厄曰、前日勝布果爲嘉兆、喜色欣然、事載譜牒、前後所賜件今尙寶傳、御刀係良工助光所鍛造、裝飾皆具御厄湊金葵章爛然、又弃禁榜承言冬役之時、所標揚有時相連署共爲希世之品、每京阪有司巡視傍近、必就其家視之爲例、相距已二百五十年、可不仰想當年而肅然起敬矣、豊浦村義既係小林田兵衛先世元次采地九世孫今田兵衛元梅請余文、勅諸石永標遺趾、其意或懼歲月悠遠、一旦有水火之厄、竟致不足德也、乃略記其事俾刻、若夫中村氏系則詳於家牒、因不復贅、

天保十二年春正月

大學頭

林 就 造 文

澤 田 哲 謹書並題額

藤堂高虎陣所址

北高安村大字千塚

元和元年五月五日大阪夏陣に、東軍の先鋒藤堂高虎來て千塚に陣し、翌六日將軍秀忠も亦來り陣す。寬政重修諸家譜

五月五日（中略）高虎は千塚に陣をとる、この夜大阪の間牒三人を生捕、その二人を剋り其ひとりをは獄に下す。元和先鋒錄

千塚村は立石峠の麓山半腹より少し下手に有之、山畑村大窪村と相續候山里に御座候、只今に右村之前通ノ通山を切たて候て、初夏之頃は一面に麥島と相見へ、南北六七町之所西之方え段々下りに八九段程も有之、飯盛街道迄相續候、其間坂路凡十町不足も可有之相見へ候、上之方に池二つ御座候、大窪村と千塚の間本陣と相見へ候場所、河内一國を目の下に引受、大阪城、平野、天王寺も近々と相見へ、究竟の陣所に御座候。

七、學校・文庫

環山樓址

八尾町大字八尾

環山樓は八尾の豪族石田氏の學舎にして、その遺蹟は八尾の東南端西尾邸の南隅にあり。蓋し享保年間伊藤東涯の名くるところにして、之を環山樓と稱するは、東より南に高安、當麻、金剛の山嶽を環らすを以てなり。東涯嘗て之に記して曰く、

歲丁未、予遊攝、攝與河壤相接、其屬縣若江邑人三數輩、訪予于旅寓、皆未相識、而先聞先人之道、信之最篤、既而迎予到邑、則土沃俗龐、街衢整齊、屋宇鱗比、行數百武、而有樓而東南、引予而升焉、青山一脉、自高安南走、至當麻、金剛、綿亘幾百里而不斷、擁衛攢簇近相接乎、几席之間、予與二三子相與攬光景、慨今古傷於斯譚於斯、於是乎緡先人之遺書、繹先人之遺旨、則目擊道存猶相識也、既歸、而請名其樓、因命之以還山、又丐記焉、嗚呼自洪荒以來、有斯土有斯人斯山水、不識誰樂先王之道於斯以終其身請記之、以託後世知學之始、若夫物風之勝、亭館之趣、則有所不暇載、其主人姓石田亦讀書人也、

享保庚戌歲長至日

平安

伊 藤

長

胤 撰並書

ついで享保十四己酉歲、東涯に額面の揮毫を乞ふ。環山樓の三大文字、その筆力の正健道麗なる、實に稀世の珍品といふべし。

石田家は享保の前後約五六十年間最も繁榮の時代にして、石田利村（寶曆八年歿、年四十一）利清（寶曆十四年歿、年五十九）は學徳を以て名高く、孝鳳（明和七年歿年五十八）は醫を能くし、旁ら詩文に巧に、元爲（天明六年歿、年五



十八)は淡々門下の俳人として名あり。その他文事に名あるもの枚舉に遑あらず。還山樓は此等名士の、郷黨子弟を會して書を講じ、道を説きしところにして、地方文教上貢獻するところ、蓋し尠少なからざるべし。寛政の頃より次第に衰運に傾き、遂にその邸宅は西尾氏の有に歸し、環山樓記(長四尺幅一尺五寸の桐板に刻せるもの)並に額面は人手に渡り、更に遺物を留めざれば、後年その遺蹟に住せる西尾某、之を伊藤重光に囑して額面並に記文を揮毫せしめ、現に西尾家に藏せり。然れども、その名を誤り傳へて環翠樓となり。附するに左の文を以てす。

環翠樓者本邑巨姓石田氏之所建也、我高祖父東涯、曾開講于茲、而爲子弟教導之區、有額聯樓記、是載集中、爾後轉傳易主、遺樓文字二其主、樓主西尾氏、屢要額聯樓記、彼此難合璧、重光爲勒其文字云、

伊藤重光誌

環山樓は、その後數回改築せられ、今は極めて粗雑なる平家造となれり。天井は畫所預從四位下土佐守藤原光孚の畫く所なり。

鱗角堂

久寶寺村

澁川縣學鱗角堂の遺蹟は久寶寺村の東端にあり。之を堀川屋敷と稱し、現今の小學校東運動場これなり。鱗角堂創建址の石標を建つ。久寶寺城主澁川滿貞は、清和源氏の正系畠山滿基の嫡子なり。天資剛毅奮達にして頗る文武を好む。將軍足利氏の殊遇を得、澁川郡を領し、左馬允に任ぜられ、姓澁川を賜ふ。後京極の地、堀川に邸第を賜はり、名けて堀川上屋敷と稱す。滿貞夙に領民の安寧幸福を念とし、其負擔を輕減し、以つて民力休養に資すると共に、文教の振興に努力せり。久寶寺領の徵税は年額米一百三十二石にして、城下千軒の稱あれば一戸平均納米一斗三升に當る。又支那より孔夫子の畫像を請ひ、堀川邸の一角に覺舎を創立し、名儒を聘し經義を郷民に聘かしむ。これを鱗角堂の起源となす。その後定重天正三年之を中興し、木村の南方角堂に移す。當時泉州堺に住せし碩學今村道和を招聘し、道義の振興

に努めたりと言ふ。享保永の交、伊藤東涯等屢々來りて經史を誦し章句を講じ、八尾環山樓、平野含翠亭と相對して絃誦の聲を争ひたり。降つて文政年間には、安田恒菴、堀川迎翠亭を開放し、所謂堀川鱗角堂を再現せり。

澁川氏の後裔、安田覺三郎氏之が復興を企圖し、大正元年西村天因氏の慫慂する所ありて邸内に講堂を設け、大正二年四月廿三日西村博士を招いて開講式を舉行し、大正十一年二月十四日私立覺舎としての認許を得、爾來青年子女の爲めに夜間中等教課を授けつゝあり。安田家所藏する所第一に支那傳來の聖像あり、幅裏に「文宣皇帝天正三乙亥四月丑日河州澁川郡久寶寺村中興周流軒今村知正靜村」と墨書し、函蓋には「汎流軒今村知有道和安井與一兵衛附屬之」と書せり。次に寶永元年萩原元靜畫、伊藤東涯贊の孔子畫像あり。その贊に「祖述堯舜憲章文武上律天時下襲水土 右四句稱贊夫子道德事業尤可欽仰故謹拜書呂爲贊云、享保丁酉之歲三月 伊藤長胤薰沐再拜」とあり。この外に系圖一卷、元和役地圖一幅、名家書畫貼交屏風一雙、古文書等數多し。尙ほ同氏の邸は江戸時代の堀川迎翠亭址なりといふ。

學堂

松原村大字上田

柴籬神社の東北にあたり、學堂又は「さうとう」と稱する地名を存す。應神天皇の御代、博士王仁を迎へて丹比の岡に聖堂を建て經史を講せしところなりといふ。一説には阿保親王の講堂の名ありしところなりともいふ。本村大字岡に聖堂池と稱する池あり。附近には嘗て宮を祠れりといふ。

河内志

父老云、池傍嘗有聖堂、故名、今爲宗像祠、



### 八、關址、其他交通に關する史蹟

#### 松原驛

英田村大字松原

秀吉大阪在城の頃、大和、伊賀、伊勢等の大名、暗越を経て大阪に參觀せしより、松原はその要路に當り、漸く宿驛の態をなし、正徳年間松原、水走の地頭旗本曾我丹波守大阪町奉行たりし時、知行所の關係を以て松原を驛場と定め、驛場制札を下附せらる。爾來行旅商人等の宿泊するもの多く、旅舎旗亭櫛比して一時繁昌を極めたりしが、明治八年堺縣より之を禁ぜられ、その後交通機關の發達に伴ひ、遂に衰微せり。

松原驛場制札

條々

- 一、往還之輩、次馬、次人足、近年甚多に付而、宿々令窮困之間、縱國持大名たりと云共、家中共一日に次馬五拾疋、人足五十人に過へからず、此外人足入におゐては、其日之外あとききへ順々に可遣之事、
  - 一、人馬共に傳馬次にて御定のことく可次之様、追通輩あらは、御穿鑿之上人高不出之町之年寄曲事におこのふべき事、
  - 一、乗物壹丁に次人足六人、山乗物は四人にて御定之人足賃取可相送行事、
  - 一、長櫃壹棹三拾貫目を限へし、これよりおもき荷物持はこふへからず、人足壹人五貫目之荷積にて三拾貫目は人足六人、これよりかろき荷物は貫目にしたがひ人數減少すへし、此外いつれの荷物も可准之事、
  - 一、乗掛の荷物は五貫目迄は荷なし乗駄賃同前たるへし、これよりおもき荷物は本駄賃錢可取之事、
- 右之條々可相守之、若違背の族於有之は、縱雖後日相聞、糺咎之□□或死罪或籠舎可爲過料者也、

萬治三年拾月廿二日

奉行

右從江戸道中宿々江如此御制札被出候間、可相守此旨者也、

石丸石見守  
彦坂壹岐守

#### 日本戰史

慶長十九年十月朔日午前六時、片桐且元貞降鬚を斷ち其士卒五百餘を從へ戒心して玉造門を出つ、七隊長兵を率ゐて之を護送す、且元大和街道に由り松原に至り有樂治長の質子を還し酒を酌みて七隊長に訣別し、鳥飼に於て淀川を渡り、午後四時茨木城に入る、

寛永諸家系圖傳

本多康俊元和元年大阪再陣のとき河州須那に陣す、そのち、仰をかうふりて陣を松原に遷し奈良口の敵ををさゆ、

井家家譜

右中將藤原直孝（中略）元和元年五月五日進て須那の南三里松原村に陣す、令して人家を毀て陣を布く、詰且諸軍に先だつ者は野陣の故を以てなり、是夜進で平岡覺恩寺に陣す、

#### 草香山、孔舎衙坂

孔舎衙村

草香山は生駒山の北尾にして孔舎衙村の東に峙ち、山高からずと雖も巨巖大石累々として登路峻嶮なり。善根寺の春日神社前より大和に通ずる一路あり。之を日下の直越といふ。神武天皇孔舎衙坂の古戰場また此地なるべし。雄略天皇皇后草幡梭姫の越え給ひし日下の直越の道も即ちこれなり。

萬葉集

七、學校・文庫



直越のこの道にしておしてるや

難波の海と名づけけらしも

忍照る 難波を過ぎて 打ち靡く 草香の山を 夕ぐれに 吾が越えくれば 山もせに 咲ける馬酔木にくからず  
君をいつしか往きてはや見む、

續古今

おし照るや難波を過ぎて打ち靡く

草香の山をけふ見つるかな

日本書紀

神武天皇、皇師勅兵、步趣龍田、而其路狹險、人不得並行、乃還更欲東踰膽駒山、而入中洲、時長髓彦聞之（中略）  
徼之於孔舍衙坂、與之會戰、有流矢、中五瀨命眩暈、皇師不能進戰、

古事記（朝倉宮上卷）

初天后坐日下之時、自日下之直越道、幸行河内、爾登山上、望國內者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者、誰家、答曰、志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎、己家、似天皇之御舍而造、即遣人、令燒其家之時、其大縣主懼畏、稽首白奴有者、隨奴不覺、而過作甚畏、故猷能美之御幣物、布帛白犬著鈴而、己族名謂腰佩人、令取犬繩以献上、故令止其著火、即幸行其若日下部王之許、賜入其犬、令詔、是物者、今日得道之奇物、故都麻杼比之物云而、賜入也、於是若日下部王、令奏天皇、昔日幸行之事、甚恐、故已直參上而仕奉、是以還上坐於宮之時、行立其山之坂上、歌曰、久佐加辨能、許知能夜麻登、多多美許母、幣具理能夜麻能、許知碁知能、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毘呂久麻加斯、母登爾波、伊久美陀氣游斐、須惠幣爾波、多斯美陀氣游斐、伊久美陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波草泥受能知母久美泥牟、曾能游母比豆麻、阿波禮、即令持此歌而返使也、

草香江址

孔舍衙村

孔舍衙村以西の平野は史上に名高き草香江の舊跡なり。古昔中河内の地形を按ずるに、舊大和川は龜瀬を下つて河内に入り、南の石川を合せて大に水勢を増し、弓削附近に於て二條に分れ、本統はそれより西北流して難波津に向ひ、支流玉串川は直に北流し、更に二分して北西するものを菱江川と稱し、北東するものを吉田川と稱し、草香江に入り、こゝに一大巨浸をなし、北は深野池、寢屋川と相通じ、西は内助淵、川俣江と相連り、大和川の本流こゝに注ぎ難波津に至る。數千年の以前にありては、川俣江深野池等全く相連りて草香に灣入し、草香江は漫々たる江灣にして、大和に至る良津たりしなるべし。今尙濱、菱江、若江、池島、川俣等の地名の存するは、以て往時の地形を察するに足らん。草香の入江は舊大和川の下流より現今の楠根、北江、住道、西六郷、東六郷、即ち野崎、日下の西方、舊讚良、茨田、河内、若江の四郡の界に於ける渺茫たる江灣たりしならん。神武天皇東征の史蹟として有名なる草香青雲白肩津若くは盾津と稱する、この地なるべし。また和歌の名所として世に知らる。

日本書紀

神武天皇戊午年三月丁卯朔丙子、遡流而上徑至河内國草香邑青雲白肩（一本盾）之津、（中略）却至草香津、植盾而爲雄詰焉、因改號其津曰盾津、今云蓼津訛也、

古事記

草香江の入江のはちす花はちす

みのさかりびともしきろかも

萬葉集

草香江の入江にあさるあしたづの

七、學校・文庫

赤猪子



あなたつたづし友なしにして

大納言 大伴 卿

續古今集

草香江の入江のたつのたづきなく

友なき音をや獨く鳴くらむ

前右大臣 忠

新後撰集

草香江の入江のたづも諸聲に

千世に八千代を空に鳴くなり

法皇 御 製

夫木和歌抄

草香江の入江の蘆のしげければ

有ともみえてあさりするたつ

笹廼屋歌集

冬枯の草香の蓼津ほのかにも

昔の波の返らましかば

伴 林 光 平

草香江や果てし御船のほのかにも

昔の跡の残らましかば

同

川俣郷・川俣江址

楠根村大字川俣

川俣郷は舊大和川下流の水脈即ち現今の川俣、稻田、西堤、森河内等楠根川に沿へる地方にして、その地名の生ずる所以なるべし、蓋し彦坐命の後裔、川俣公の本貫なり。思ふに難波江の一支こゝに灣入し、以て川俣江を形成したるも

のか、川俣神社に接して江堤と稱する二十餘町の耕地あり。川俣江の遺跡にして、近年まで菱を生ぜしといふ。

古事記

大鷗尊髮長姫を戀ふる歌

水たまる、依網の池に、尊凝り、延へけく知らに、椈杙つく、河派の江の、菱穀の、刺しけく知らに、吾が心し、彌痴にして、

日本靈異記

行基大徳難波の江を堀開せしめて船津を造り、法を説き人を化す、道俗貴賤集會して法を開く、爾時、河内の國若江郡川派の里一女人あり、子を携て法會に參往て法を聞く、その子哭譴法を聞かしめず、其兒年十餘歳に至て其脚不歩、哭譴乳を飲み物を嘔ふこと間もなし、大徳告て曰、咄、彼の嬢人、其の汝の子、持出て淵に捨てよ、衆人之を聞、常頭の日慈ある聖人、何の因縁を以て是の告ありや、嬢子の慈に依て棄てず、猶抱持して法説を聞く、明日復來、子を携て法を聞く、子猶嘉哭、聽衆黨に障られて法を聞くことを得ず、大徳噴言、其子淵に投ぜよ、爾母之を恠み、思忍ことを得ず、深淵に擲つ、兒更に水の上に浮び出で、足を踏み、手を攢、目大瞻而慷慨曰、惻哉、今年徴食耶、母恠之、更入會聞法大徳問曰、子擲捨耶、時母答具陳上事、大徳告曰、汝昔先世負彼物、不價納、故今成子形、徴債而食、是昔物主嗚呼恥矣、不償他債、寧應死耶、後世必有彼報而已、所以出曜經云、負他一錢鹽債、故墮牛、負鹽所驅、以償主力者其斯謂之矣、

古 渡

岐部村大字荒本

北荒本の東端、菱屋東新田に接し、共同井戸の北方に古渡と稱する處あり、舊大和川の一支、菱江川渡船場の遺蹟なるべし、渡守は重助と云ふものゝ子孫之を掌り、免許看板等を藏せしが、現今紛失してなし。



弓削河原

曙川村大字東弓削

弓削神社の南方字悪所畑は、舊大和川の沿岸にて往昔弓削河原と稱し、その堤を龍華堤又は譏婦堤といへり、延命水の井あり。

萬葉集

讀人知らず

眞飽持弓削の河原の埋木の あらはるまじき事ならなくに  
河内名所鑑

薄けぶり延命水に立を見て ゆけの里とや名付そめけん  
年の矢の手づがひもよし弓削の春

山田もるそう川や弓削の出来坊主

よめそしり堤の原を見わたせばつれたち出るふきのしうとめ  
そしりくよめが萩つむ堤かな

よめそしり堤にあるや姥柳

友和 種好 重良 久任 宜休 常政

暗峠

枚岡村大字豊浦

暗峠は一に椋ヶ嶺と稱し、生駒山の南にありて海拔四百四十米突、豊浦の北川より約二十町にして峠に達すべし。頂上大和、河内の國境に民家十數戸軒を並ぶ。此地往昔古松老杉蒼鬱として晝尙暗かりしかば、人稱して暗峠といへり。天正年間豊臣秀長和州郡山城を築くにあたり、悉く大樹を伐採したれば、今は昔日の觀を留めず。奈良、難波間の要路にして交通頻繁なりしが、汽車電車の開通に及び、旅客の通行稀なるに至れり。道路は屢々改修せられ、今や砲車の通

行また難からず。峠の西口に芭蕉の句碑あり。

一里塚

高野街道

中河内郡孔舎衝村大字善根寺、同郡枚岡村大字四條、瓢箪山の南、同郡南高安村大字教興寺警察分署の南に、一里塚の跡を存す。一里塚は治承年間安助上人の設くるところなりといふ。

三好爲康著拾遺往生傳記

治承年間、白河法皇、弘法大師三百年忌に高野山に行幸仰出さる、此時河内國石川の人、安助上人一ヶ年の猶豫を願ひ、東高野街道を開く、その紀念のため一里毎に松を栽る法華塔を建て、その地方の名によりて、左の八繩手の名稱を附す。

茄子作繩手、三坪繩手、刈屋繩手、善根寺繩手 日下繩手 四條繩手 樂音寺繩手 教興寺繩手

横野堤

巽村大字大地

大地の西、攝津、河内の境に平野川あり。その東堤を鶴橋街道といふその地著しく隆起す。仁徳天皇十三年十月築横野堤とある、これなるべし。或はいふ、横野神社址これなりと。この地一帯に低濕なれば、往古は潮水も時に或は浸入したるなるべく、爲めに堤塘を築き以て之を防止したるならん。

續古今

藤原光俊

霜枯の横野の堤風さえて、入しほ遠く千鳥鳴くなり



(大和川改修)川中九兵衛・中甚兵衛

東六郷村大字今米

千有餘年來の難事たる大和川治水工事を完成し、中河内十餘萬の生靈をして永へに水災を免れしめてたるのみならず、更に二萬餘石の新田を開墾して大なる福利を興へたる大事業家川中九兵衛、甚兵衛兄弟は世々今米の豪農なり。その父道専以來大和川洪水の慘狀を嘆じ心中大に畫策するところあり。

九兵衛夙に大志を懷き大和川治水を以て畢生の事業となし、その同志、芝村の音川三郎兵衛と共に四方を奔走してこの大業を企圖せしが容易にその志を果さず、依て多數の偽判狀願書を作りて江戸に出で幕府に請ふ所ありしかば、幕府吏を派して實地を調査せしむるに及び、圖らずも偽判事件暴露し、三郎兵衛自ら責を負ふて狭山池に投じて死す、幕吏また深くその罪を問はず、これより九兵衛深く感奮しその名を襲ひて三良平と稱し、如何にもしてこの大業を完成せんと拮据經營殆んど家産を傾くるに至る。元祿十年正式の書類を整ひて江戸に到り斡旋その宜きを得、將に幕府の許可を得んとするの機に至りしが、惜哉、元祿十三年十月十三日六十六歳を以て病歿せり、法名宗圓と稱す。

その弟甚兵衛(當時甚助といふ法名乗久)兄の志を繼ぎ百方策を講じて訴願すること數回、會々代官萬年長十郎も大にその企に賛し幕府に陳説するところありしかば、幕府遂に之を許し、元祿十六年修河の令を發し、本多中務大輔忠國稻垣對馬守重富、並に目附大久保甚兵衛忠香代官萬年長十郎等に命じて之を監掌せしむ。新水路は柏原より西に疏通して泉州堺浦の北に至て海に入る、幅百間、長凡四百二十八町。寶永元年十月全く竣功す。舊水路は概ね化して良田となる、甚兵衛の得意想ふべきなり。甚兵衛は享保十五年二月二十日、九十二の高齡を以て逝く、大正三年十一月十七日特旨を以て從五位を贈らる。

川中家に當時の古記を藏するもの多し、就中附替工事監督の幕吏に與へたる河内扇(大和川水路明細圖)、攝河泉地方大地圖等實に好資料たり。

九、雜

高安の里

高安山鹿の村落

高安山の西麓、北は神立より南は教興寺、恩智に至る地域は、古の高安郡にして、倭名抄に玉祖、掃守、三宅、坂本等の諸郷あり。上古は蕃別高安造、三宅史、神別玉祖連等の居りし處、中世業平の高安通ひにより、又信徳丸の傳説によりて、將又戰史歌枕等によりて、高安の名は世に知られたり。土地高燥、風景絶佳、野梅、櫻、桃、花卉の名にして四季の遊覽に適し、南北に垣々たる高野街道通じ、東は十三越、立石越、夫追越等によりて和州龍田、法隆寺に達すべく、西方僅に三里餘にして大阪に到るべし。古代民族の遺物たる横穴古墳の存在夥しく、又名社古刹の數多き蓋し河州屈指の勝區といふべきなり。

新撰姓氏錄

河内國諸蕃。八戸史後漢光武帝孫章帝之後也、高安造八戸史同祖、盡達王之後也、三宅史、山田宿禰(魏司空王昶之後)同祖忠意之後也、

河内國神別。

玉祖宿禰、天高御魂乃命十三世孫建荒木命之後也、

續日本紀

天平神護二年辛丑、河内國人大初位下毗登戸東人等九十四人賜姓高安造、

三代實錄

九、雜



元慶三年十月廿二日、河内國高安郡人常陸權少目從八位上常澄宿禰秋雄、權史生從八位常澄宿禰秋常、河内國檢非違使從七位下八戸史野守、安藝醫師從八位上常澄宿禰國吉、河内國高安郡少領從七位下常澄宿禰宗雄、式部位子從六位上常澄宿禰秋原等六人、賜姓高安、宿禰秋雄等自言、先祖後漢光武帝孫孝章皇帝之後也、裔孫高安公陽倍、天萬豐日天皇御世立高安郡、陽倍二字音與八戸兩語相涉、仍後賜八戸史姓、末孫正六位上八戸史貞川等承和三年改八戸吏、賜常澄宿禰、望請改八戸常澄兩姓、復本姓高安、  
和漢三才圖會

相傳、有信吉長者之嫡子信德丸、容顏麗才智勝矣、一日務天王寺兒舞樂、同郡蔭山長者之女見之、互戀慕密契約矣、繼母嘗廢長子欲立二男。打百三十六本釘於川瀧咒之、遂信德丸爲籟人盲目、鄉里皆疎之、故令乳夫仲光送之、至天王寺引聲堂庭、棄之欲去而難去、晝夜介抱焉、繼母復遣人逐光矣、仲蔭山女傳聞、尊到天王寺、有乞丐、臥于薦下、喚起逢見慟哭、既而女詣觀音祈本復、夢告曰、授一帚可以撫遍身也、覺見傍有羽帚、取撫信德、身則果平癒、茫然且泣且笑、因還故鄉女家、父母喜令信德嗣家眼也、信吉沒後、日衰月貧、繼母及二男爲乞丐、後受蔭山之施行、因果觀而境界古今所係人口也、

謠曲 弱法師

ワキ詞「かやうに候ふものは河内の國高安の里に左衛門の尉通俊と申す者にて候ふ、扱も某子を一人もち候ふを、さる人の讒言により暮に追ひ失ひて候、餘りに不便に候ふ程に、二世安樂のため天王寺にて一七日施行を引き候ふ、(中略)ワキ詞「あら不思議や、是れなる者をよくよく見候へば、某が追ひ失ひし子にて候ふは如何に思の餘りに盲目になりて候ふ、あら不便と衰へて候ふものかな、人目もさすがに候へば、夜に入りて某と名のり高安へ連れて歸らばやと存じ候ふ、(中略)ロンギ地「今は早、夜も更け人も静まりぬ、如何なる人の果やらん、その名を名のり給へや、シテ「思ひよらずや、誰なれば、わがいにしへを問ひ給ふ、高安の里なりし俊徳丸が果なり、地「扱はうれし

や、我こそは父高安の通俊よ、(中略)地「俊徳は親ながら耻かして、あらぬ方へ逃げ行けば、父は追ひ付き手を取りて、何をか包む難波寺の、鐘の聲も夜まぎれに、明けぬ先にと誘ひて、高安の里に歸りけり、

南山巡狩

錄延元三年五月廿一日、この日高木遠盛は高安にあり、敵陣を焼拂はんとせしかば、天王寺よりたすけ來りし程に、遠盛まづその勢を追はらひ、やがて在家を焼たりける、同年八月十二日、高木遠盛河内國高安に在る凶徒の陣營を焼拂ふ、

吉野拾遺

辨の内侍、御形いとめでたくさぶらひしを、武藏守高階師直いかなりけん折にか見そめけん、心にかけて思ひけるに、(中略)御文を整へ給ひて、内侍の君にもと仕うまつりし梅が枝といひし女を添へて、共に許はせ給へかしと聞えけるに、いと喜びて命をかけて契りける、侍廿人がほど選びて梅が枝に添へて、吉野へ遣しけり、内侍の君に梅が枝が北の方の御文持ちてこそと言ひ入れけるに御戀しう思して過しつるに、こなたへと召されて御文奉るに、はるかにこそ渡らせ給へ、山里の御すまひさこそと思ひやらるゝ毎に、袖をこそしぼりあへ給はね、御戀しさのいとせめて、住吉へ詣で侍りし程に道の便も然るべければ、逢ひ奉らん事を思ひて、河内の國とかや、高安のほとりに知りたる人の侍ふに参りてこそ待ち奉れ、(中略)まことの御母君に捨てられ参らせしよりは、それにもまさりて思ひ給ひし御情の忘れられ朝夕戀しうこそ思ひ奉りつれとて、君に御暇をまうし給ひて、取敢へず出でさせ給へり、女房二人、青侍三人御供にはつかうまつりけるに道に人であひて、高安に待たせ給ひけれども、人多くむつかしければ住吉までまかるにこそ、若し御出も候はゞあれまで具し奉れと仰せおかれ候へばとて、人數多出で、取りこめ奉る、いと心得ぬことにこそ、住吉まで遙々といかで行きなん、御輿をかへせと宣はすれば、青侍ども御輿をかへしなるとしけれど、たゞ住吉まで急ぎ給へと引き立つるに、いかにも叶ふまじけれど引止むるを、さな言はせ



そとて、三人共にうち殺してけり、君はいと恐しく鬼に取られ給へる心地し給ひて、たゞ泣きに泣かせ給へり、物の哀をもわきまへぬものゝふども、情なう、今宵住吉まで急ぎなん、殿もそれまで出で向ひおはせん、など言ひのしりて石川といふところまで来てゆきけり、(下略)

生駒山人詩集

生駒山人

高安鐘鳴

鳴鐘何處梵王宮

聲度雲林色界中

日暮春風吹不斷

高安山上月朧朧

夫木集

權僧正公朝

河内女が手染の衣うちわびぬ 秋風さむし高安の里

高安にうつりにけりな時鳥

いこまの山を越えてかたらふ

夫木集

鴨長明

くれぬとてひとり立田の山の端に 有明の月は高安の里

寶治六帖

源家長

雲はれぬいこまの山のかかならむ 麓も雪は高安の里

新六帖

讀人しらず

夜もすがらいこま嵐に風さえて 衣うつなり高安の里

同

行家

高安のみもとははやくなれにけり 自けごの備をそとる

河内名所鑑

高安や花も二道にさくら梅

一十

里の名の高くなり郭公

梵達

時の鳥や聲高安の里通ひ

貞弘

高安や二道かくる水のみ

芳昌

### 高安の馬場

北高安村大字水越

高野街道の東側に玉祖神社の華表あり。それより東約五町の松並樹は、玉祖神社の賽道にして寛正の昔、畠山義就の陣したる所謂高安の馬場これなり。政長、義就の家督を争ふて兵を構ふや、義就は寛正元年九月若江に入城し、政長は此年閏九月十六日和州立田に着陣し、若江を攻めんとす。義就方は立田に逆寄せんと、十月十日の朝、高安の馬場に出陣し、軍を二手に分ちて大和に討ち入りたり。玉祖神社に義就の書翰を藏す。

長祿寛正記

政長は立田の明神の御寶前に祈念して少しもさはぎ玉はず、河内勢は高安の馬場の崎にて二手に分(中略)義就の方へは神南山台戦最中と聞しかば、義就も若江を打立後詰の合戦して彼を引取べし、若又皆討死する者ならば某も討死し三途の大河を共に越ん物をとて、高安の馬場へ手勢計にて出玉云々

### 在原業平高安通ひの舊蹟

北高安村字神立

業平の河内通ひの舊蹟と稱するところ、高安に數個處あり。事は伊勢物語に見ゆれど、更に傳説のまゝ左に記さん。  
一、福屋の娘梅野の邸址  
北高安村大字神立、十三峠の麓にあり。廣さ三畝歩、現今畑地となれり業平大和より十三峠を経て枚岡神社に詣でんとて神立の里を通られけるに、福屋某の女梅野の婿婉たる容色に心迷ひ、それより屢々忍び來りて終に深き契を結び



たりといふ。或日、業平いつもの如く通ひ来て彼女を呼び誘へども出で来らず、如何しけんと言ひに彼家の東窓より覗ひ見るに、「おも長やかなる彼女の手づから飯匙をとりて筒子のうつはものに盛りける」さま餘りに醜かりければ遺の業平も頗に興をさまし、呆れ果て、大和に走り歸りぬ。されば後世、高安の里には母家に東窓を設けず、若し之を設くるときは、その家の縁談中々に調はずと云傳へ、今尙東窓を開放すると忌む。高安の女につきては異説あり。或云、安大領の女、或云、郡司丹波介佐伯忠雄の女と。河内名所圖會には山畑の女として左の如く記せり。

在中將業平、ある時、枚岡明神へ詣給ひし時、此高安の里を過ぎたまふに、容顔いとるはしきむすめ、小板屋の内より硯の水くみに出でしを業平見初めたまひ、其より時々かよひ戀慕ひ給ふ、此水媒となりしかば、世人戀の水と後の世までいひならしける。

## 二、笛吹松

玉祖神社に續ける山林字笛吹山(一名宮山)にあり。周圍四尺許の赤松にして、其枝屈曲し樹上に安坐するを得べし。傳へ云ふ、業平、この樹に攀ち一節切の笛を吹奏して彼女に合圖し、以て會瀬を樂みたりと。現今の松は、それより第五傳なりといふ。この松枯るゝときは、村民抽籤によりて松を献ずるを古來例とせり。業平所持の笛は玉祖神社社寶として尙存せり。

## 三、おとう越(夫追ひ越)

神立の南端より龍田に通ずる羊腸たる山路なり。傳へ云ふ、業平、高玄の女の醜態を見て、大に呆れ、一目散に山路を辿りて大和に歸る。やがて彼女はそれと知り大に驚き、急ぎ夫の跡を追ひけれども遂に及ばざれば、只管、業平の無情を嘆じ悶々の情に堪えざりきと。後人其處を名づけておとう越といふ、夫追ひの意なるべし。

## 四、衣掛岩

河内鑑に「業平よなく通ひ給ふ程に、着たるきぬ、道芝の露にしほれけるを、此岩にほし給ひしより衣掛岩と申

也、又此岩にほし給ひ、それよりこはいい色になりし故に紅梅岩とも申つたへ侍る」とあり。岩は笛吹岩の傍にあり。

## 五、別の水、戀の淵

神立の木山の谷間より湧出する水の溜れるところを云ふならん。今その所在を明にせず。彼高安の女は、業平に見棄てられてよりは、日夜戀々の情に堪えず。大和の空を眺めては涙にくれるけるが、絶えて音づれもあらざりければ、いよ／＼世をはかなみ、遂に淵に身を投げて空しくなりぬといへり。そのところを戀の淵と稱す。

## 六、伊勢物語云

河内國高安郡にいき通ふ所いで來にけり、さりけれど、此のものと女悪しと思へる氣色もなく、出だしたて、やりければ、男、こと心ありてかゝるにやあらんと思ひ疑ひて、前栽の内に隠れ居て、かの河内へいぬるかほにて見れば、此の女いと善うけさうじてうち詠めて

風吹けば沖つ白波立田山 夜半にや君がひとり越ゆらん

とよみけるを聞きて限なく悲しと思ひ、河内へもをさ／＼通はずなりにけり、さてまれ／＼かの高安に來て見れば、はじめこそ心にく／＼もつくりけれ、今は打解けて髪をからしに巻き上げて、おも長やかなる女の手づから飯匙をとりて筒子のうつはものに盛りけるを見て、心うがりて行かずなりにけり、さりければかの女大和のかたを見やりて

君があたり見つゝを居らん生駒山 雲なかくしそ雨は降るとも

といひて見いだすに、辛うじて大和人こんといへり、喜びと待つにたび／＼過ぎぬれば

君こんといひし夜毎に過ぎぬれば頼まぬものゝ戀ひつゝぞある

といひければ、男すまらずなりにけり、

## 七、俚語



堅意地爺さん東にまどあけて、娘を種にした

福屋屋敷も昔とはかはり、今は野澤の芋畑

こゝは神立笛吹松が、奈良の業平通ひ松

幾千とせふる業平の笛の竹、聞かねど白き音色高安

河内名所鑑

高安の里の花もし戀風にちりし昔と共にひら

戀の水別の水も高安の昔を聞はあはれなりひら

春過て夏になりひら通ひ路のひろけほすてふ衣掛岩

そのぬしはむかし語りになりひらの笛吹松は今にありわが

二道をかゝるちまたとなりひらの別れの水のそのつめたさ

秀立  
法橋哥慶  
徳清  
及次  
正音

母木邑

枚岡村大字豊浦

神武天皇紀に「孔舍衛之戰、有人、隠於大樹而得免難、仍指其樹曰、恩如母、時人因號其他曰母木邑、今云飲悶廻奇訛也」とある母木邑の位置は詳かならず。或云、南高安村大字恩智にして、此地にもと大樹あり。聖徳太子、その木を以て觀音像を刻せらる。今の國寶母木觀音これなりと。又云、枚岡神社主水走氏舊記に「母木寺在枚岡下豊浦邑田地」とありて、即ち豊浦の地なりと。思ふに、豊浦の地は孔舍衛を距ること僅に一里許にして、當時の戦線にあたりたれば、隠れて危難を免れしもの亦少からざるべく、恩智の地は遠きに過ぎ、母木邑を豊浦の暗峠の麓に求むる、寧ろ當を得たるものならんか。

御厨

豊崎部村大字御厨

稱徳天皇神護景雲三年、本州由義宮を以て西京と爲し給ひし時、御厨を置たるところなりと傳ふ。舊奈良街道の名邑にして、秦川勝の次子之勝、聖徳太子の命によりて、此地を領し、子孫こゝに住して妓樂を以て名あり。傳云、往昔毎年此地より鮎を奉獻すと。延喜式内膳司、河内國江厨あり、或は此地ならん。

延喜式内膳司

造雜魚鮓十石、味噌六斗、河内國江厨所進、

稻葉の里

玉川村大字稻葉

藻鹽に

立わかれ稻葉の里になかるして

さやは契りし待そわひぬる

と詠ぜるは、この地なりと。

河内名所鑑

たちわかれいなはの里の松の木に

巢立の鶴も今歸りこん

歸鷹こそ立ちていなはの里こゝろ

いかさまな花見や春の里の人

おくられていなはの里の田蟲哉

光俊

久任  
重繼  
周國  
定圃



豊浦 枚岡村大字豊浦

日本書記「仁德天皇十四年、堀大溝於感玖、乃引石川水而潤上鈴鹿、下鈴鹿、上豊浦、下豊浦四處郊原以墾之、得四萬餘頃田」とある豊浦の地は、和名抄豊浦郷の地、即ち枚岡村大字豊浦より出雲井 五條、喜里川に亘れる地方なるべし。然れども、感玖、鈴鹿の地明ならず。石川は河南より發せる東條川、西條川相合して北流し、柏原附近に來りて大和川に入る。或云、感玖は舊石川郡紺口郷即ち南河内郡東條村附近なりといへば、此地方より溝を掘り、石川の水を引きて豊浦に及べるものか。現今、豊浦の西に、南北に通ずる大溝あり、恩智溝といふ。石川大和川會流點の北方堅下村より發して、中河内郡の灌漑に供せらる。思ふに、恩智溝は感玖の大溝の遺蹟なるべく、之に石川の水を引きて豊浦の郊原を開發せられしならんか。

布忍川 布忍村

狭山池の末流布忍川と稱し、新大和川に入る

河内名所鑑

布忍川そこをひくなと夕立の たちまち風のさき手成けり  
夕たちに大水出れば布忍川は 何丈何尺かある  
夕立に大水出れば布忍川浪はしはにてはばもしられす  
糸による物や布忍の川柳  
卯の花の波にさらすか布瀬川  
波やししかよするちよみの布瀬川

貞弘 秀綱 淨久 安求 光榮 政公

布瀬川鮎のさしみや糸造  
涼しさやきても見よかし布瀬川  
川つらをさらす布忍の水かな  
氷日や水張をするぬのせ川

重成 清重 好貞 則武

明川 曙川村大字東弓削

明川は、東弓削の東方字墓の下にある井筒より湧出する水と長瀬川の分流と相合して北流し、楠根川に入る。傳へ云ふ、聖德太子守屋と戦ひし時、この川邊にて夜ほのくと明ければ、それより明川と稱するとぞ。

河内名所鑑

秋の夜もはやほのくと明川の 流れは太子の御手水かな

三宅郷 三宅村

三宅は、上古の屯倉の遺蹟にして、往古は依網の屯倉と稱し、和名抄には三宅郷とあり。或云、仁德天皇四十三年秋九月、依網の屯倉阿弭古の異鳥を捕へて獻せし處にして、この鳥を獲たる木を鷹とりの松と稱し、本村屯倉神社境内にありと。又皇極天皇元年、新羅大使翹岐を召し、依網屯倉に於いて射獵を觀せしめたる舊蹟は、屯倉神社の南にある馬場池の邊なりといふ。

日本書記

仁德天皇四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古、捕異鳥獻於天皇曰、臣每張網捕鳥未會得是鳥之類、故奇而獻之。

九、雜



子安地藏

堅上村大字雁多尾畑

本尊地藏尊菩薩は光徳寺院主法圓の作にしてもと光徳寺境内にありしが、天永年間興福寺、延暦寺、兵を構ひし際、兵襲に罹りしかば、光徳寺の東方即ち現今の地に移せりといふ。一小堂内に安置す。堂内に廢新福寺古鐘を藏す。子安地藏畧縁記

抑當山地藏尊ハ、人皇六十二代村上天皇御太子ノナキ事ヲ深ク悲ミ在シテ、天ニ是ヲ祈リ玉ヘハ、或夜ノ御夢ニ地藏菩薩光明燦爛トシテ現シ玉ヒ、天皇ニ告ケテ曰ク、今汝カ所願ノ如クマサニ一子ヲ與フヘシ、后キ懷妊セハ是ヲ以ハダエニ卷クヘシトテ、一筋ノ腹帯ヲ授ケテ去リ玉フ、夫ヨリ御后キ安子后皇忽ニ御懷胎在シ、月漸クミチテ玉ノ如クノ御太子ヲ安産シ玉フ、コノ御太子ツキニ六十四代ノ帝トナリタマイ、ノチニ圓融法皇ト稱シ奉ル、此法皇ツネニ報恩ノタメニトテ地藏菩薩ヲ念シ玉フニ、或トキ、地藏菩薩 法皇ニ告テ曰ク、我ステニ産難ヲ救フヘキ大悲アル程ニ、早ク我姿ヲ彫刻シテ諸人ニ結縁スヘシト云々、是ニ依テ、法圓大僧都ニ命シ玉ヒ、白檀香木ヲ以テ此尊像ヲ彫刻セシメ、松谷ノ境内ニ移シテ諸人ニ結縁セシメタマフ、夫ヨリコノカタ今ニ至テ諸國參詣ノ輩退轉ナク、ソノ利益モツトモアラタナリ、是偏ニ菩薩ノ靈告、法皇ノ勅願ムナシカラザル處ト深ク仰テ信スヘキ者ナリ。

切付地藏

堅上村大字青谷字谷尻

青谷の南方道路の西側にあり、高さ約六尺幅五尺五寸の自然石の表面に地藏像を刻せり。像の高さ二尺、幅六寸あり。その右縁に元龜三年十一月吉日壽阿彌と刻す。村民之を谷尻地藏と稱す。

石棺地藏

堅上村大字青谷

青谷の中央辻堂内に安置す。石棺蓋（高さ約五尺二寸、幅三尺二寸五分、縁の幅三寸八分）の内面に地藏像を刻し、その右縁に正和二癸丑十二月云々の文字あり。此より東南一町許の竹林中にも古雅なる石地藏あれども、刻文なければ年代を詳にせず。竹林の小徑を作る際に掘出されしものにして、右上部を毀損せり。昔、この邊は大伽藍地にして竹林は墓地なりと言ふ。今も大門條の地名存す。附近の青谷寺には古雅なる佛像を安置す。

高地地藏

八尾町大字東郷

眞宗光明寺前の小堂内にあり。高さ七尺、幅三尺四寸の石面に刻す。地藏の高さ五尺四寸、幅一尺九寸なり。

右に

南無阿彌陀佛文明三年卯十一月 日

左に

八尾西方寺福舎院住金剛佛子高範

と刻せり。

久寶寺の石地藏

久寶寺村

許麻橋の南、小堂内に安置せらる。俗に安産地藏といふ。高さ一尺八寸、幅八寸五分、彫刻頗る古雅、惜い哉、腹部より折斷せり。後背の左右に左の刻文あり。



爲景□慧□定門追善

天文廿一壬子四月□日孝子敬白

龜井の石地藏

龍華村大字龜井

眞觀寺前一町許南の辻堂内に安置す。長四尺、幅二尺、刻字毀損して、たゞ、左側に「文明十三年」とあるを認むるのみ。

恩智石地藏

南高安村大字恩智

恩智城址の下、高野街道の東側の辻堂内にあり。地藏の高さ三尺三寸、幅一尺一寸、左右に左の銘を刻せり。  
良盛長盛道果妙見也阿常助宗久

宗思道明爲脩門

道□□阿妙法□

天文十三年甲辰八月時正河内國恩智逆修□□□

東足代の石地藏

布施村大字東足代

大阪軌道深江停留所の南、道路の東側の辻堂内に安置し南に面す。浮彫の像にして、長一尺三寸五分、幅、胸部にて、四寸あり。像の右側に  
永祿五年壬戌十月廿四日  
左側に

河内國澁川郡足代庄

と刻せり。顔面磨滅して眼、鼻、口等の形を明にせず。

高塚地藏

西郡村

村の西方田圃の間なる一小堂内にあり。高さ五尺、幅二尺八寸の石面に、高さ三尺八寸、幅一尺の石地藏を刻す。頗る古雅、銘文磨滅して左側に。

正安三年二月八日大施主……

の文字を認むるのみ。

八大龍王

枚岡村大字額田

生駒山頂辻子越の南白水と云へる處に方一尺三寸の石の祠あり、里俗之を白水千坊と稱す。傳云、役行者こゝに修驗し、八大龍王を降伏せし靈蹟なりと。境内古木繁茂して幽邃の地なり。古來降雨の神と傳へられ、旱魃の際には祠前にて雪祭を行ふを例とす、修驗者の此地に足を留むるもの尠からず舊曆六月八日、水車業者相集りて祭祀を行ふ。

生駒山（高見峰址）

大戸村枚岡村

葛城の山系は澁江の流域より起り、蜿蜒伏起して河和の國境を南走し、生駒高根に至りて巍然として雲表に聳え、海拔六百四十餘米突、山容雄大實に天下の名山たり。それより暗峠を南すれば山勢漸く穩に、高安の諸山を連亘して大和川流域に去る。山は主として片麻岩より成り、大樹なく、奇巖なく、登路また峻嶮ならず。東は奈良縣生駒郡北生駒村に、西は大阪府中河内郡枚岡村、大戸に跨る。登路數條あり。一は枚岡村大字豊浦より躋る。之を暗峠（奈良街道）と



いひ、頂上和州の國界に至る二十四町餘。一は大戸村大字神並より躋る。之を鷲尾越又は辻子越といふ、頂上まで二十有七町あり。その地日下よりするもの、中垣内よりするもの、和州方面よりするものあれども大阪軌道開通以前にありては、概ね辻子越によりて登山するを常とせり。今なほ大阪軌道石切停留所より登り、鷲尾山の勝を探り、寶山寺（大和）に詣て生駒停留所に降るを便とすべし。若しそれ絶頂白水嶺に立て觀望を恣にせんか、北には淀川の悠々として山脚を注るゝあり、更に遠く翠巒連亘の中に雄姿を抜んずるは比叡、愛宕の名山なるべし。東方遙に山岳の重疊するは、大和か、伊賀か將た伊勢か、山又山は東南につゞきて遂に南和の諸山となれり。青丹よし平城の舊都は眼下に展開し、名勝巨剎點々指示すべし。西は麻耶、六甲の諸山より淡路の島山を一望し、茅渟の浦曲に行きかふ船々、阪神兩市の活動の形勢、恰も一幅の活畫を見るに似たり。山は到る處史蹟に富み、神武天皇東征の遺蹟は西方河内の山麓に夥しく、和銅五年に置かれし高見烽址は、辻子越以南の絶頂なるべし。皇極天皇の御世、山背大兄皇子の難を避けて隠れ給へし舊蹟は、今之を知るに由なし。興法寺、寶山寺共に役小角の舊蹟たり。その他八大龍王社、經塚、鬼取等一々擧ぐるに遑あらず。古來詩人墨客の來り遊ぶもの多く、吟咏また少からず。

日本書記

神武天皇戊午或夏四月、皇師勒兵、步趣龍田、而其路狹隘、人不得並行、乃還更欲東踰膽駒山而入中洲上、

皇極天皇二年十一月、蘇我臣入鹿遣小德巨勢太臣、大仁土師婆婆速、掩山背大兄王等於斑鳩、（中略）山背大兄仍取馬骨投置内寢、遂率其妃並子弟等得間逃出、隱膽駒山、三輪文屋君、舍人田目連、及其女菟田諸石、伊勢阿部堅經從焉、（中略）由是山背大兄王等、四五日間淹留於山、不得喫飲、三輪文屋君、進而勸曰、請移向於深草屯倉、從茲乘馬、詣東國以乳部爲本、與師還戰、其戰必矣、山背大兄等對曰、如卿所導、其勝必然、但吾情冀三十年不役百姓、以一身之故、豈煩勞萬民、又於後世、不欲民言山背之故、喪已父

母、豈其戰勝之後、方言丈夫哉、夫損身固國、不亦丈夫者歟、有人、遙見上宮王等山中、還導蘇我臣入鹿、入鹿聞而大懼、速發軍旅、述王所在於高向臣國押曰、速可向山求捉彼王、國押報曰、僕守天皇宮不敢出外、入鹿即將自往、于時、古人大兄皇子喘息而來問、向何處、入鹿具說所由、古人皇子曰、鼠伏穴而生、失穴而死、入鹿由是止行、遣軍將等求於膽駒、竟不能覓、於是山背大兄王等、自山還入斑鳩寺、

續日本紀

元明天皇和銅九年正月壬辰、廢河內國高安烽、始置高見烽及大倭國春日烽、以通平城也、

生駒山に關する古人の詩歌頗る多し。その中おもなるものを左に掲げん。

生駒山歌

生駒山人

河内之幾百千、	南北遷迤竟相連、	中有一嶽名生駒、
獨立鬱勃橫中天、	一呼一吸通帝座、	日月相蔽晝夜懸、
左是葛城右淀水、	下瞰甸服名山川、	寧樂大都開背後、
直下來進浪華船、	浪華寧樂雖洵美、	那如五彩栽瓜田、
此種由來自玄圃、	瓜時紛々集群山、	山中悉是葦珠樹、
丹砂白石產其嶺、	誰人鍊作神樓散、	服之浮丘欲爭年、
聞昔上宮八耳王、	玉簫此處來鳳凰、	躡躡娑婆又拉搗、
相和相舞鳴朝陽、	山河無恙舊時狀、	鳳去人非徒悲傷、
君不見高安里有佳人、	遲日倚戶獨懷春、	清揚婉婉柔笏手、
有時病心蛾眉蹙、	羽林中將在公子、	一顧解佩通慇懃、



共誓地上連理樹、天上比翼比斯身、  
 公子跋涉何頻々、我憐閨中夫人氏、  
 西望低哦白浪曲、公子聽之動心神、  
 高安不遊經幾旬、行雨行雲生駒山、  
 眺望雲雨心若折、歌章寓懷淚班々、  
 誰今襄王夢中攀、又不見和銅年中、  
 臺成百尺屹崔嵬、約東郡國兵馬使、  
 從是海內無兵革、四夷入貢寇不來、  
 遺蹤何在空塵埃、此事安足誇天下、  
 山下狂生孔文雄、醉後登臨氣若虹、  
 漢代文章我將同、抗疏如奏封禪事、  
 生駒之山我與爾、流芳悠悠々天地中。

登生駒山 生駒山人  
 九折登躋屐齒勞、回看萬里使人豪、  
 六甲山臨大海高、傍席浮雲含彩筆、  
 諸君才調今堪試、遮莫寒威迫鬢毛。

登伊駒山 津田棕亭  
 宿霧蒼茫望杳然、危崖取路入遙巔、  
 鳥雀漸飛殘月前、水碓伊亞逐風響、  
 柏楓半染新霜後、  
 樵歌斷續隔谿傳、

一路躋攀三萬丈、

曠隴寒日東升處、

愛看山容次第妍。

駒嶽雲橫

生駒山人

怡悅長看巔上雲、

一路躋攀三萬丈、

駒峰壁立夕陽分、

不知何處弔陶君。

萬葉集

難波どを漕き出て、見れば神さふる

生駒たかねに雲ぞたなびく

伊駒山木たちもみえず散みたれ

ゆきはたれなるあしたのしも

妹にあはずあくはすへなみ岩根ふみ

いこまの山をこえてそあがる

妹がりと馬に鞍置きて射駒山

うち越えくれば紅葉散りつゝ

君があたり見つゝもをらむいこま山

雲なたなびき雨はふるとも

夕さればひぐらしきなくいこま山

こえぞあがるいもがめをほり

秋さりくれば伊こま山飛火かくれに

はぎがえをしがらみちらしさを鹿は

大田部三成

人丸

よみ人しらず

人磨

同

秦間滿



妻よびとよめ云々

後拾遺

わたなへや大江の岸に宿りして

雲居にみゆる伊駒山かな

我が宿の梢の夏になるときは

生駒の山を見えすなりける

新古今

秋篠や外山の里やしぐるらむ

生駒の嶽に雲のかくれる

君があたり見つゝを居らむいこま山

雲なかくしそ雨はふるとも

新勅撰

袖ぬらす時雨なりけり神無月

いこまの山にかゝるむら雲

久方の雲るに見えしいこま山

春は霞のふもとなりけり

續後撰

難波戸を漕き出でゝ見れば神さぶる

伊駒の山に雲ぞたなびく

よみ人しらず

良暹法師

能因法師

西行法師

讀人しらず

源師賢

後京極攝政前太政大臣

讀人しらず

いこま山みねに朝るる白雲の

へだつるなかは遠ざかりつゝ

續古今

伊駒山よそになるをの沖に出て

めにもかゝらぬ嶺の天雲

續拾遺

伊駒山雲なへだてそ秋の月

あたりの空は時雨なりとも

新後撰

嵐ふく伊駒の山の雲晴れて

なか井の浦にすめる月影

伊駒山へたつる中の峯の雲

何とてかゝる心なるらむ

玉臺

朝日さす伊駒の嶽はあらはれて

霧たちこむる秋篠の里

へたてつる霞ややがてくもるらむ

伊駒の山の春雨の空

伊駒山嵐も秋の色にふく

藤原行家

源家長

順徳院

權中納言國信

前大納言爲家

前參議實俊

參議雅經



續後拾遺

てびきの糸のよるぞくるしき

前中納言定家

難波どを漕ぎ出て見れば時雨ふる

後九條前内大臣

伊駒の嶽は紅葉してけり

雲深き深山の嵐さえさえて

鎌倉右大臣

伊駒の嶽にあられふるらし

春風に伊駒の山の嶺暗れて

法印定爲

へたてぬ雲やさくらなるらむ

新千載

郭公伊駒の山や過ぎぬらむ

光明峰寺入道

新拾遺

浪の上に映れる月はありながら

前大納言爲世

伊駒の山の峰を明け行く

新葉

君があたり幾重の雲か隔つらむ

權中納言經高母

伊駒の山の五月雨の頃

歌枕名寄

秋の色を交野の暮に見わたせば

伊駒の嶽も時雨しにけり

藤原忠定

建文四年院百首

朝ぼらけ飛火がくれのいこま山

藤原家隆

それとも見えず春の霞に

建仁二年九月水無瀬櫻宮十五首歌合

思ふことそなたの空となけれども

女房

伊駒の山の雨の夕ぐれ

和漢名所詩歌合

あはれとは見つゝぞ越ゆる伊駒山

花のあたりに残る月影

夫木

いこま山松かせしかはのゝさくら

ちらさてのこせ庭なからみん

いこま山手向はこれやこのそらに

いはくらうちて神たてけり

神さふる伊駒のやまのあさくもに

舟こきかへすみつのうらひと

神さふるいこまのやまのあせみはな

さも心なきさきところかな

光俊朝臣

源寂法師

源兼昌

權大納言實家



漫吟集

難波鴻あしの若葉に鷹なきて

生駒の山の霞む横雲

藤室冊子

生駒山かけまた峯に別かれぬを

浪花の海は月になりけり

生駒ねの雲はあらしに吹き落ちて

麓の里をこむるあき霧

寒き夜を明しかねてそ今朝見れば

生駒嶽に雪のつもれる

枉園詠草

五月雨もや、晴れそめぬ雲はしも

いづち生駒の山の端の月

伴林光平の歌の中に、

木の葉猿啼く聲寒し生駒山

尾花や雪になり代るらむ

時鳥なくや生駒の麓田に

移らふ雲の晴れぬところかな

生駒根はまだ朝雲も別れぬに

契 沖

上 田 秋 成

同

同

岩 崎 美 隆

光 平

同

横野の雲雀聲白むなり

咲かざらん物とはなしに生駒山

花の林のうたてつれなき

河内名所鑑

大和河内兩口引と申へし

生駒の山の霞ありやく

お月さま見つゝ送らん生駒山

雨氣なりとも笠はなめしそ

花見にやいさ引つれて生駒山

櫻ちる木の下鹿毛か伊駒山

あしもとて鳴くや生駒の杳手鳥

立霧は生駒の山の尾崎かな

時雨にや古はを落す生駒山

鷲 尾 山

大戸村大字神並

同

同

良 弘

元 信

政 公

宗 公

器 水

政 公

大阪軌道石切停留所より東に登ること十八町にして達す。生駒山の分脈にして山勢峭絶、樹木鬱葱たり。山上には古刹あり、興法寺といふ。寺下一條の溪水淙々として流下し、音川となる。永祿年中大西丹後守入道淨味、此處より神並に至る二十餘町の間、櫻の並樹を植え、櫻の馬場と稱し花の名所の一なりしが、今は悉く枯れ果て、更に昔の面影を留めず。



貝原益軒扶桑記勝云

鷲尾山興法寺まで十四町が間、左右に並木の山櫻凡千餘株有、此間澗水有、左右に青山あり、寺のうら道より本道に出る間六町あり、其處に八重櫻六十株ばかりあり、皆奈良所々の好品を數をつくして植ゑたり、並木の櫻は寛永の末年山下の村農埋兵衛と云者植しと云、此所の櫻多きこと吉野につけり、花の時は來り遊ぶ人多し。  
河内名所鑑

こらへかね上みね鷲の山の名を

櫻の花に誰もあをのく

うへみればうへ見ぬわしのを山より

出ぬる月に雲かたかとび

春日游鷲山看花

生駒山人

人道鷲山花如雲

即今來看雪紛々

我儔不必勞詞筆

曾有風流紀使君

觀音山

孔舎衛村大字日下

日下の東草香山の西麓にあり。山中に役行者及不動明王の像を安置す。頂上に寶篋院塔ありしが、今は絶滅してたゞその遺跡を存するのみ。山上奇巖怪石多く樹木亦鬱葱として頗る奇景に富む。眸を放てば、攝河泉の山容水包歴々指點すべく、實に勝景の地なり。大龍寺縁起によれば、秀吉の大坂城を築くに當り、石工に命じて大石を求めしむ。石工即ちこの山に來りて岩石を運搬せんとするや、大風俄に起り、黒雲天を蔽ひ、電光雷鳴甚だしかりしかば、石工等大に怖れ、馳せ歸りて事を秀吉に告ぐ、是に於て、秀吉は觀音の靈地なるに感じ、觀音山と命名し永代年貢諸役を免すべき

教書を與へたりといふ。

高安山

中河内郡

中河内郡の東境、舊高安郡東部一帯の山嶽即ち生駒山脈の一部を高安山と稱す。河和兩州の國境にして、北は生駒の連峯より蜿蜒起伏して南に馳せ、更に恩智山、高尾山となり、大和川の縦谷龜の瀬に至りて斷絶す。山中、和州への通路數條あり。神立の北よりするを十三越といひ、神立の南端より東するをおとう越といひ、山畑よりするを立石越といひ、黒谷よりするを信貴山越といふ。山上、鉢伏山を最高となす。海拔約四百八十八米突。蓋し高安城の遺蹟にして、天武・持統、元明の諸帝の行幸あらせられたるところなり。山上展望に富み、頗る勝景の地なり。古蹟亦少からず。生馬仙の舊蹟今之を知るに由なし。

元亨釋書

生馬仙者、攝州住吉縣人、入三河内高安縣東山、住深谷中、寛平九年、沙門明達、持頭陀行、至東山絶頂、見深谷、有草菴、下到菴所、有優婆塞、顔色似黃粟、頭戴白帽、身著白色、達近問曰、爲誰、對曰、我是生馬仙也、便以五瓜、與達曰、是此地之產也、可以充飢、達嘗之、甘美不可言、達曰、在此爲何、曰、吾入山以來、未見山脚、只求菩提耳、達出山傳此事、

高尾山(高神山)

堅下村大字大縣

鐸比古神社の南より山路を登ること約十五町にして頂上に達す。巨巖怪石屹立するあり、俯伏するあり、頗る奇觀なり。加ふるに山嶺の眺望絶佳にして、東は大和の名山を望み、西は攝河泉の風物を一眸に集む。上下一小祠あり、往昔鐸比賣神社鎮座の遺蹟なりといふ。或云山上大石のある處鐸石別命の御墓ならんと。



弘文院記

鐸石別命、垂仁天皇皇子也、志賀高穴穗宮御宇天皇十九年己丑八月十六日薨、御年壹百陸拾歳、葬河内國大縣高雄山也、同天皇二十一年辛卯歳七月十日、建祠祭之曰鐸彦神社矣、  
本朝國語

山上に辨慶岩と稱する巨巖あり、巖面に片足踏付たる如き痕存し、それより十餘町上の巖面に亦片足の痕あり、又辨慶所持の長刀の石突の痕といふも同所にあり。

龜瀬川(大和川の一部)

堅上村

大和川は和州立野の村界より河内に入り、峠、青谷の南を西下す。その幅一町餘、深二尺乃至八尺、碧湍巖に激して珠と碎け、滾々淙々景致頗る佳なり。堅下の村界に至つて風漸く凡なり。その間約十數町、河中の巖石龜の遊ぶに似たり。故にまた龜瀬川といふ。此處に四十八の名石あり。河内鑑に雲石、銚子の口、烏帽子岩、龜岩、扇岩、蓮花岩、高岩、笛吹岩、佛岩、きやうもり岩、屏風岩、三間岩、覗岩、かりうと岩、よりかゝり岩、へつゝい岩、くらが淵、がまが淵、大黒石、辨才天岩等を挙げたれども、何れをそれと知る能はず。

河内名所鑑

松竹も山にしけりて鶴まへは

万こうつきぬ龜瀬川かな

龜瀬川流るゝ水の酒ならば

銚子の口の瀧のみやせん

君か代は千代に八千代に万年も

浄久  
葦葉

こうを經ぬへき龜いはほ哉

直房

鶴龜瀬れんげか岩に佛岩

のりのいはれそありかたきこと

友和

大黒岩ゑほし岩着て能をせは

扇岩あり笛吹岩あり

良弘

人かまし思案をまはしよむ歌は

まことに猪のゑほし岩かな

秀綱

がまが淵のそきの岩に居る小龜

萬代かけてかうやへぬらん

良弘

三堂遺稿

遊龜瀨

吉川 樟里

茅亭結在夕陽灣

欄底溪聲屋上山

處々秋林皆着色

錦雲閃出碧嵐間

龜瀨川

伴林 光平

龜瀨川早瀨の浪の音添へて

岩切り通す峯の松風

日下瀧

孔舎衛村大字日下

大龍寺の東、草香山の山麓を觀音山といふ。樹木鬱忽として山峽を蔽ひ、頗る幽趣に富む。山間の流水淙々として南



流し、遂に石樋（幅一尺長さ八尺）より落下すること三丈餘、恰も一條の素練を曳くが如し。これを日下瀧（一名不動瀧）といふ。その水流れて里中川に合し、更に恩智川に入り灌漑に供せらる。古來騷人墨客の來り遊ぶもの多く、二三の名句巖石に刻せらる。

涼しさや三千尺の瀧の糸

梅 圃

大龍寺縁起云、建曆九庚午年夏、大に旱し雨降らざること數旬、是に於て里人集りて大龍寺に詣て冥助を觀音の前に請ふ、感應立ところに著しく、觀音山頂燃ゆるが如き巖間より鬮泉俄に涓々として湧き出で、今に至りて絶えず、之をこの瀧の由來とす。云々

氷室瀧

大戸村鷲尾山中

鷲尾山興法寺の西一町を隔つる處に一縷の清水簪々と落下するあり。高さ三丈餘、生駒山登山者の俗塵を洗ふところ、傳云、弘仁六年弘法大師四十二歳厄除祈禱の時、氷室權現こゝに影向したまふと。

雲霧のひまより落つる氷室瀧

雨のまな井の末の白浪

讀人しらず

豊浦の瀧

枚岡村大字豊浦

間街道を登ること十餘町、南側の溪澗に落下す、高さ三丈餘、中間に巖石突出し、水は之に觸れて二段となる、頗る壯觀なり。

長尾瀧

枚岡村大字額田

生駒の西麓、番條川の溪流に沿て訪ふ人も稀なる山路を辿り行けば、その兩側には、累々たる巨巖怪石猛虎の仰いで吼ゆるが如く、獅子の俯して怒るが如く、淙々たる水聲は水車の軋る音と相和して、その幽趣いはん方なし。行くこと十町ばかりにして長尾瀧に達す。瀧は上下の二つより成り下なるを雌瀧と稱し、岩面を傳て二段に落下す。高さ二丈、幅二尺ばかり、傍に黒龍王祠あり。その上半町ばかりを隔て雄瀧あり。一層の壯觀にして高さ三丈五尺、岩面三段となりて落つ。傍に白龍祠あり。天正年間近衛前久、この地に遊びて一首の和歌を詠す。後年この地の豪族高内秀有、慈雲和尚の揮毫を乞ひ、この歌を雌瀧左傍の岩面に鐫す。慈雲和尚の隱栖せる雙龍菴址は雄瀧の上一町許の地にあり。

白飯瀧

南高安村大字教興寺

高座神社（窟辨天）の南にあり。一に辨天瀧ともいふ。白飯山中の水を集め、幅一尺許の樋より落下す。高さ二丈餘、恰も一條の素練を曳くが如し。水は岩に激して珠と碎け雪と散り響は空谷に傳はりて颯々たる涼風を送る。夏時來と浴するもの少からず。

三堂遺稿

遊白飯山 吉川樟里

幾度來遊白飯山

山中無物不幽閑

涼風出水清於水

吹起懸崖壁間。

淵の側池

長瀬村大字大蓮

一に玉池といふ。面積一段十九歩、池面には雜草生じ、見る影もなき古池、數株の白蓮僅に古を語れるのみ。傳へい



ふ、昔中將姫、この池に生ずる蓮莖二百駄を採取し、その蓮絲を以て所謂藕絲曼茶羅を織られたりと。未だ事の眞偽を詳にせざれども、大連の村名これより起れり。

當麻寺縁起云

(上略) 爰中將局獨辭北國交、修西方行、變五濁澆風、祈三輩往生、幸今得其勝利、(中略) 仍而催集蓮莖於近國他郷早可令成彼宿願者也、云々 天平寶字七年六月二十日。

馬場池 三宅村

屯倉神社の南にあり。東西一町四十二間、南北五十七間、周圍五町二十間あり。皇極天皇元年、新羅大使翹岐を召して饗應し、射獵を觀せしめたる依網屯倉は、此地なりといふ。

日本書記

皇極天皇元年五月乙卯朔己未、於河内國依網屯倉前、召翹岐等、令觀射獵

依羅郷と依羅池 天美村、三宅村

舊丹比郡依羅郷は、現今の天美、三宅、矢田地方に亘れるにや、仁德紀に依網屯倉阿弭古あり、新撰姓氏錄に河内神別物部依羅連、同諸蕃に依羅連あり。共に此郷に貫せしならん。崇神、推古の兩朝に作られたる依網の池、またこの地域なるべし。河内志には、依網池は今の池内池(天美村)ならんとせり。蓋し、此地方池沼甚だ多ければ、その一つを言ひたるものならん。

日本書紀

崇神天皇六十二年秋七月乙卯朔丙辰、詔曰、農天下大本也、民所恃以生也、今河内狹山埴田水少、是以其國百姓怠於農事、其多開池溝以寬民業、冬十月造依網池、

推古天皇十五年、是歲冬、河内國作戸刈池、依網池、亦每國置屯倉、

新撰姓氏錄

河内神別 物部依羅連、神饒日命之後也、

河内諸蕃 依羅連、百濟國人素彌志夜麻美乃君之後也、

左京神別 依羅連饒速、日命十二世孫懷大連之後也、

古事記傳

河内と津國と二つの依網なれども、丹比郡と住吉郡とは相接て、大依羅社も、依網池も、殊に此二郡の界によりて相近き地なるを以見れば、本は一つなりしが二國に分屬たるものなり、依網池は書紀にも、六十二年冬十月造依網池とあり、推古卷に、十五年冬、河内國作依網池とあれば、河内國丹比郡の依羅郷にあるなり、此記高津宮段に作依網池とあるも同じ、今丹比郡池内村と云にある池なり、然るを、或説には、此御世に作られたるは推古紀なるとは別にして、今も攝津國住吉郡庭井村の邊にある池これなりと云ふ、然れども、其池、古の依網池なるべきこと古書に證も見えず、河内國なるは、此彼と證あればまがひなし、此御世に作とありて、又高津宮段にも推古紀にも、作とあるは元よりあるが、淺せ崩れなどせしを、後に又更に修理直されたらむをも、作とは云つべければ妨なし、

親王池 松原村大字阿保

稚兒が池、又は棒池とも言ふ。阿保の南に位し、堺街道に沿へり。東西二町、南北二町五十間、周圍九町四十間あ



り。阿保親王、この池の北方に住せしが、旱害を憂ひ、開鑿して以つて灌漑に便せりといふ。古老傳曰、親王の後裔に在原信之といふものあり。此地に住せしが早世せり。その子、幸松鷹、至孝にしてよく母に事ふ、母嘗て眼疾を患ふ。幸松鷹、陰に葛井寺觀音に祈り、身を以て母の疾に代はらんと誓ふ。幾もなくして母の疾癒ゆ。是に於いて身をこの池に投じ、以つて觀音に報ず。時に年僅に十三、實に長和三年六月十五日なり。後人その孝を憐み、塔婆を池中に建て、その冥福を修す。今尙二十年毎に之を改むといふ。朽ちかゝれるもの僅かに残り。河内名所鑑

あとはんむかしを今に見か池の水に數かくそとば木の文字  
宗 信  
そとば見て涙の露や兒が池  
重 成  
兒が池水せがきする卒都婆かな  
政 長  
亡靈やかねつけとんほう兒が池  
一 十

櫻井の冷泉

枚岡南村大字六萬寺

六萬寺字櫻井の中央、民家の庭前にあり。蓋し、此の地は古の櫻井郷にして、近衛房嗣の汲めば散る波まねば底にかけやどす花の香をくむ櫻井の水と詠じたる名所なりといへど、今は徑六尺、深さ一丈許の古井にて見る影もなし。その水清冽にして甘味あり。大旱といへども、涸ることなしといふ。

清 淨 泉

堅下村大字太平寺

泉は東西七尺五寸、南北九尺、深さ四尺五寸あり。村の共有に屬す。傳へ云ふ、此の地、昔は水に乏しくして民大に

困みしが、適々弘法大師祈りてこゝを鑿しに、清泉滾々として湧出せりと。その水清澄四時涸れず、今猶村民のために生を保つもの多し。

竹原山、石井

堅下村大字高井田

竹原山は、高井田の東方、大和川沿岸の山岳を稱せしならん。砂白く松青く、風景頗る佳なり。村の南方、松村氏の邸内に古井あり。徑一尺五寸、深さ六尺、自然石を以て包圍す。之を竹原の石井といふ。傳へいふ、往昔攝州住吉の神人來て禊をなす所なり。故に之を住吉石といふ。高井田は蓋し竹原井田の轉訛ならんか。

夫木抄

朝なく立つ朝霧の寒さかも

人 麿

歌枕名寄

竹原山の紅葉染めけん

竹原の石井の水やあまるらん

龍田の山の五月雨の頃

光 俊

光平歌集

竹原の山の峽より夜ごもりに

いでくる月の影ぞ小暗

伴林光平

神武明星澤址

久寶寺村

村の西方、今の神武橋附近の地にして、往時は杜若の名所たりといへども、今やその面影を存せず。古歌あり、



許麻の里澤邊におふる杜若君が手毎に水やかさゝん。

大正二年従一位久我通久公にこの和歌の揮毫を乞ひ、之を一軸として許麻神社に藏す。

清水井 長瀬村大字大蓮

長瀬川の西岸、大蓮に通ずる路傍にあり。徑四尺ばかり、周圍に杉の生垣を繞らせり。その水清きにあらざれども、昔中將姫の藕絲曼荼羅を織らるゝに當り、淵の側池にて採りたる蓮莖をこの井にて濯ぎ以て蓮絲を拔出したる舊蹟なりといふ。

龍眼水 加美村大字乾(田圃の間)

その水清冽にして甘味あり。大旱といへども涸るゝことなし。往昔平野郷大念佛寺の供水に用るしといふ。現今畑井戸に使用せり。

附記 平野郷、正覺寺地方は水質極めて悪しく飲料に適せざれども、たゞこの小地域を限り良水を湧出す。

玉井 三野郷村大字市場

玉串の西北、玉井新田の堺、伊藤氏邸内にあり。その水清冽にして甘味あり。四時絶えず湧出し、灌漑の利をなすこと大なり。傳云、此水に浴するときは皮膚病を癒すこと妙なりと。

稲田の大銀杏 楠根村大字稲田

八幡神社境内にあり。周圍一丈四尺五寸、高さ約十二間、樹齡詳かならず。傳説なし。

小若江の老椋 彌刀村大字小若江

小若江の西方鹽田墓地に二株の老椋あり。南北相隔つること四間許、北なるは、周圍一丈三尺、高さ十五間。南なるは、周圍一丈一尺五寸、高さほど相等し。枝葉繁茂して地を蔽へり。この地は舊大和川堤塘の一部にして、往古より樹木鬱葱として茂りしといふ。椋樹に關する口碑傳説なし。

蓮淨寺の大銀杏 若江村大字若江北

周圍一丈一尺三寸、高さ約十二間、樹齡約五百年、傳説なし。

戎松 枚岡村大字額田

額田寺の北一町、玄清寺の西にあり。周圍一丈三尺九寸、高約十間、樹齡約一千年、傳云、往昔、額田郷に出口といふ人あり。西宮我明神に月參せしに年老ひて參詣する能はず、我明神尊影をあらはし給へと祈りしに、適々我明神日の丸の扇に小黑蛇となりて姿をあらはし給ひしかば、この地に尊影を安置して小祠を建て、奉祀し、松樹を植うといふ。

不斷梅 南高安村大字垣内

善光寺境内にあり。梅枝常に實を結ぶ。相傳ふ、當寺の開基本田善光の植うるところなりと。大樟、信濃柿と共に、當寺の三名木なり。

善光寺の大樟 南高安村大字垣内

周圍二丈五尺、高さ約十間、枝葉の繁茂十九間平方に及べり。樹齡詳ならず。傳へ云ふ、善光寺の開基、本田善光の



挿したる杖より萌芽し生長せるものなりと。

元祖山の松

堅上村大字雁多尾畑

元祖山にあり。周囲一丈六尺、高さ六間、樹齡約八百年、傳云、此山は當部落開發當時の墳墓地にして、即ち本部落の元祖の死骸を埋葬したる塋域なれば、記念として植えたるものなりと。

西照寺の銀杏

曙川村大字東弓削

西照寺本堂前にあり。周囲一丈一尺八寸、高さ約十二間、樹齡詳ならず。傳説なし。

八房梅

八尾町大字八尾(慈願寺境内)

周囲一尺五寸、高さ一丈、椹材たる老木、而も一花八房の果實を結ぶが故にこの名あり。傳へ云ふ、もと見眞大師の愛樹なりしを此處に移植したるなりと。蓮如上人五十七歳の時當寺に下向、この梅を御覽ありて、左の一首を詠せられしといふ。

くる春もおなじ木ずゑをながむれどいろもかはらぬやぶがきの梅

長原の老棕

長古村大字長原

長原墓地にあり。周囲約一丈八尺九寸、高さ約九間、樹齡詳かならず。

芭蕉の句碑

枚岡村大字豊浦

豊浦の俳人中村來相寛政十一年十二月十二日芭蕉翁百年遠忌追福のため芭蕉の句碑を闇峠の麓に建てしが、何時頃のよりか埋没して所在明かならざりしを以て明治二十二年三月六郷社の俳人等に依て建てられたるもの即ち現存のものなり。然るに大正二年八月十七日の降雨にて豊浦勸成院前の土中より露はる。碑は八寸の方柱形にして高さ六尺餘三個に折斷し、碑面一行に左の句を大書せり。

菊の香にくらかりのほる節句哉

芭蕉

邑智郷

巽村大字大地

中河内の西端に位し、攝津生野と相對し、大阪城の巽に當る。巽の村名これが爲めに起るといふ。この地、古の邑智郷にして、仁和元年九月相模宿禰阿古麻呂等三戸男女三十一人を河内澁河郡に移すとあるもの、この地をいふなり。松久善左衛門誌横野記一册、圓徳寺に藏す。郷土の沿革を記す極めて詳密なり。

三代實錄云、

仁和元年九月廿一日壬寅、大和國添上郡百姓從七位上相模宿禰阿古鷹、從八位下相模宿禰門主、從八位上相模宿禰魚麻呂等三戸男女三十一人移隸河内國澁河郡、阿古麻呂等言曰、父正六位上相模宿禰仁鷹、本是大和國添上郡八嶋郷人也、去弘仁五年任河内大目罷秩之後、居住澁川郡、邑智郷連婚孳孫繁多、望請除本國籍貫附當土、詔許之、



第二編

北河内郡

大分府史蹟名勝天然記念物



# 大阪府史蹟名勝天然記念物

## 北河内郡

### 一、宮址・行宮址・陵墓

#### 繼體天皇楠葉宮址

北河内郡樟葉村大字楠葉

大字楠葉字野田の天神にあり。大伴金村が大迹王を越前三國より迎へ奉り、こゝに即位し給ひきといふ。現今貴船神社と稱し、交野天神社の後方、境内一小丘上に西向して古雅なる一小神祠の存するあたり、即ちこれなりといふ。神祠はもと高籠神を祭りて當地の氏神たりしを、交野天神社を氏神となすに當りて、當祠を末社となし繼體天皇を祭るに至れりと。古來秋期の祭日には、稻穂を社頭に掛並べて祭祀を行ひし故に、穂掛神社とも稱す。又近里早魃の際には紙を割きて幣を奉り、以て雨を祈りしかば、其後例年紙裂の幣祭を行ひしが、永享年中絶せり。

續古今

關白左大臣

くもらしなますみの鏡かけそふる

くすはの宮の秋の夜の月

日本書紀

繼體天皇元年春正月辛酉朔甲子、大伴金村大連更籌議曰、男大迹王性慈仁孝順可承天緒、冀啓勸勸進紹隆帝業、物

一、宮址・行宮址・陵墓



部鹿鹿火大連、許勢男人大臣等僉曰、妙簡枝孫賢者唯男大迹王也、丙寅、遣臣連等持節以備法駕奉迎三國、夾衛兵仗、肅整容儀、警蹕前驅奄然而至、於是男大迹天皇晏然自若、踞座胡床、肅列陪臣、既如帝座、持節使等由是敬憚傾心委命、冀盡忠誠、然天皇意裏尙疑久而不就、適知河内馬飼首荒籠密奉遺族使具述大臣、大連等所以奉迎本意、留二日、三夜遂發、乃喟然而歎曰、懿哉馬飼首、汝若無遺使來告、殆取嗤於天下、世云勿論貴賤但重其心、蓋荒籠之謂乎、及至踐祚厚加荒籠寵待、甲申、天皇行至樟葉宮、二月辛卯朔甲午、大伴金村大連乃跪上天子鏡劍璽符再拜、男大迹天皇謝曰、子民治國重事也、寡人不才不足以稱、願請迴慮擇賢者、寡人不敢當、大伴大連伏地固請、男大迹天皇西向讓者再、大伴大連等皆曰、臣伏計之大王有其天下、

交野行宮 址附郊祀壇址

山田村

大字中宮の西方、百濟王神社の所在せる百濟野と稱する丘陵性の臺地をなせる所にあり。世俗礎石の殘存を以て行宮址となせども、礎石の布置より見て、これ恐らくは百濟寺の址なるべく、宮址は此附近なるべけれども、明かに指示する能はざるべし。交野行幸の事は、續日本紀光仁天皇寶龜二年十月に初まり、續日本後記仁明天皇承和十一年に終る。其間總て二十七回、光仁帝の時は、百濟王氏宅又は百濟寺が行宮となりたるべく、桓武帝延曆二年冬十月行幸の時、初めて行宮側近高年云々の記事あり。延曆六年、同十年、同十四年十月の行幸は、楠葉村にありし藤原繼繩の別業を以て行宮となし、弘仁四年、同五年の交野行幸には山城國山崎離宮を以て行宮となす。其他は明記なければ、中宮の行宮にも蹕を留められしこと多かるべし。されば、中宮の地が行宮として存在せしは、凌雲集の詩より見て桓武天皇延曆二年より嵯峨天皇弘仁の初年に至る間と見ることを得。かく此地に行宮を營み、又屢行幸遊獵のありしは、郊祀の所にいはる如く、百濟王氏が皇室竝に藤原氏と關係深かりしためにして、仁明天皇の行幸は、外祖母田口氏(山田村田口)との緣因によると見るべし。(交野原参照)

凌雲集

嵯峨天皇

左金吾將藤原緒繼過交野離宮感而作

追想昔時過舊館、

悽冷淚下忽霑襟、

廢村已見人煙斷、

荒院唯聞鳥雀吟、

荊蕪石知歌舞處、

薜蘿獨向戀情深、

看花故事誰能語、

空望浮空轉傷心、

大字片鉢の南方、道路の西側田圃の間に郊祀壇址あり。官有の小邱にして廣さ僅かに四坪許、古來丘上に老杉一株ありて交野の一本杉と稱し有名なりしが、明治十五年の頃枯死して、今は根株を止むるのみとなりしかば、二代の杉植えられたり。此地は桓武、文徳兩朝に、交野柏原の郊祀ありし地なりと傳へ、今も其附近を柏原と稱し、片鉢の名も郊祀の祭具片鉢の残りしより呼ばれたる名なりといふ。

交野原郊祀につき、百濟王氏は奈良朝以前より多く此地に住し、富裕なりしも社會上に於ける勢力は極めて不振なりしを以て、長岡遷都に際し、藤原種繼等、これ等歸化族を語らひ、位階を與へて出費を勧めたり。此頃より百濟王氏の社會上に於ける勢力は、次第に向上し來り、殊に桓武天皇の御生母は百濟義慈王の後なる高野氏にして、當時廟堂に勢を振ひし藤原種繼の配、亦百濟王氏なりければ、百濟王氏の蟠居せる交野の地は、或は行宮の所在地となり、或は祭天郊祀の地となり、京緒行遊の所となりしなるべし。而して延曆六年十一月の郊祀は、延曆四年以來、宮廷に不祥事の續出ありしを以て、攘妖の叡慮により、神武天皇の古例に則り、支那に於ける祭天郊祀の禮にならひ、恰も交野原が京師の南郊に當れると、宮廷及藤原氏との交渉淺からぬ此地を以て、典禮を行はせ給ひしものなるべし。

交野には地形林相より名づけられたる地名所々に存し、此郊祀の場所につきても、片鉢なりとし、又は楠葉天神社境内なりとし、或は牧野村大字阪の地なりとなす。何れも、相當の理由と口碑とを有すれば、しばらく記して後の研究をまつ。



續日本記

桓武天皇延暦四年十一月壬寅、祀天神於交野柏原、賽宿禰也、同六年十一月甲寅、祀天神於交野、其祭文曰、維延  
 曆六年歲次丁卯、十一月庚戌朔甲寅、嗣天子臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告  
 于昊天上帝、臣恭膺聰命、嗣守鴻基、幸賴穹蒼降祚覆靈騰徽、四海晏然、萬姓康樂、今大明南至、長谷初昇、敬采  
 燔紀之義、祇修報德之典、謹以玉帛犧牲黍盛庶品、備茲煙燧、祇薦潔誠、高紹天皇配神作主、尙饗、又日、維延曆  
 六年歲次丁卯、十一月庚戌朔甲寅、孝子皇帝臣謹遣從二位行大納言兼氏部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告  
 于高紹天皇、臣以庸虛忝承天序、上玄賜祉、率土宅心、方今履長、伊始肅郊標用致燔祀于昊天上帝、高紹天皇慶流  
 長發、德冠思文、對越照升永言配命、謹以制幣犧牲黍盛庶品、式陳明廣、侑神作主、尙饗、

文德實錄

齊衡三年十一月辛酉、遣權大納言正三位安陪朝臣安仁、侍從四位下輔世王等、向後田原山陵、告以配天之事、策命  
 曰、天皇大命掛長平城宮<sub>爾</sub>天下所知、倭根子天皇御門<sub>爾</sub>中賜<sub>止</sub>奏、今月廿五日河內國交野<sub>乃</sub>原<sub>爾</sub>昊天祭爲<sub>天</sub>止<sub>志</sub>掛長  
 御門<sub>乎</sub>主<sub>止</sub>定<sub>奉</sub>天<sub>可</sub>祭<sub>事</sub>乎<sub>長</sub>美<sub>長</sub>美<sub>申</sub>賜<sub>止</sub>奏、壬戌大祓於新成殿前、諸陳警戒、帝進出庭中、大納言正三位藤原朝臣良  
 相跪授郊天祝板、左京大夫從四位下管原朝臣是善捧筆硯、帝自署其諱訖執珪北面拜天、乃遣大納言正三位藤原朝臣  
 良相、右大辨從四位上清原真人岑成、左京大夫從四位下管原朝臣是善、右中辨從四位上藤原朝臣良繩等、向河內國  
 交野郡柏原野、設蘊習禮、祠官盡會、甲子、有事圓丘夜漏上水一剋、大納言藤原朝臣良相等歸來獻胙、

渚院址

牧野村大字渚

大字渚の渚の岡下にありて、惟喬親王の宮居し給ひし地なり。親王此地に精舎を建て觀音寺と稱したりしを、寺は廢  
 滅に歸し、親王遺愛の五本櫻に駒止松等、何れも枯死して平安時代大宮人が春の櫻、秋の紅葉に逍遙せし當年の俤は一

も存するなし。

伊勢物語

むかし惟喬のみことと申すみこおはしましけり、山崎のあなたに水無瀬といふ所に宮ありけり、としごとの櫻の花  
 盛には其宮へなんおはしましける、其時右馬の頭なりける人を常におはしましけり、(中略)今狩する交野の渚  
 の院の櫻ことにおもしろし、其木のもとにおりて枝を折り、かざしにさして上、なか、下みな歌よみたり、右馬  
 頭なりける人のよめる

世の中にたえて櫻の咲かざらば春の心は長閑けからまし

となむよみける、又人の歌

散ればこそいと櫻はめでたけれうき世になにか久しかるべき

とて、其木のもとに立ちて歸るに日暮になりぬ、

土佐日記

かくて船ひきのぼるに渚の院といふ所を見つゝゆく、其院むかしも思ひやりて見ればおもしろかりける所なり、し  
 りへなる岡には松どもあり、中の庭には梅の花咲けり、こゝに人々のいはく、これは昔名高きこえたる所なり、  
 故惟喬のみの御ともに故在原業平の中將の、世の中にたえて櫻のさかざらば春の心はのどけからまし、といふ歌よ  
 める所なりけり、いま興ある人所に似たる歌よめり、

千代へたる松にはあれど古のこゑの寒さはかはらざりけり

又ある人のよめる、

君こひて世をふる宿の梅の花むかしの香にぞ猶にほひける

といひつゝぞ都の近づくをよるこびつゝのぼる

一、宮址・行宮址・陵墓



續後拾

藤原俊成

花の色にあかず見ゆれば歸らめや渚の院にいさ暮してん

新後拾

法印定圓

交野なるなきさの櫻いく春か絶えてといひし跡にさくらん

名寄

藤原雅親

かり人もあかぬかけとや交野なる渚の花の枝を折りけん

仲忠

よもすがらおきの鈴鴨はふりしてなきさの空にきねつとみうつ

渚院址に碑銘あり。高さ五尺餘、寛永年中永井伊賀守尙、庸封を交野に受け、治所を此地に設くるに及び、其處永井信濃守尙政渚院の荒廢に歸し櫻樹亦枯死して存せざるを遺憾とし、植樹を行ひて力を復舊に盡せるに依り、其家士松井吉通、向陽林子に乞ひて碑銘を撰し、石に鐫して其由來を明にせり。撰者にして筆者なる向陽子は、羅山の子、春齋のことにして、其原文たる紙本は目下交野村なる原田元治郎氏の秘藏する所となれり。墨痕淋漓、筆致清雅、蓋し珍品たるを失はず。此碑嘗て村費建築の際、心なき里人は普通の石材として用る去りしを、原文出づるに及び、再び、これを此所に建てたりといふ。全文左に掲げん。

河州交野渚院碑銘

向陽林子撰

河内國交野之郡、北隣雍州而近淀城、南連攝州以接難波、西則河流水長、東則野廣山聳、郡有邑曰渚、一日波激鄉有院所謂奈疑佐院是也、渚與波激其倭訓共奈疑佐故相通用、此地左右有葛葉有天河、而男山崎隔河相對、木津川宇治里在其良方、廣瀬神南櫻井並於乾隅、望高槻江口神崎於坤維、顧瞻駒飯盛二山於巽角、誠是畿内之絕境也、曾聞光仁帝幸交野、桓武帝或自寧樂京或自長岡宮或自平安城屢獵於交野放鷹殿群禽、弘仁帝亦遊於此、建行宮於山崎、則奈疑佐院亦是頓宮乎、歷代遂爲御獵場有禁野之稱、唯貴介懿親得蒙恩許而私臂蒼也、院裏栽千株之櫻以擅

三春之美、在五羽林區從惟喬親王於此院、賞花詠歌極一日之樂、遺千歲之芳、爾來藤俊成藤家隆等所驗載在撰集、豈唯櫻而已哉、紀貫之尋梅香以寓懷古之意、藤家良見紅葉以添染色之興、或聽松於此、雲波之響或遇雪於此做春花之看、或沾衣於村雨、或載月於歸鞍、或聞鶉於秋風、或飛雉於禁霜、或託情於呦々之鹿、或歛耳於啾々之蟲、其餘四時之變態、朝晩之眺望、氣象萬千不可枚舉、冠蓋逍遙如雲如林、有信宿者、有卜居者、既而時世推移兵馬塵揚院張蛛網、門設雀羅、明月自來去、鳥鳴而山幽、沈々寥々無人知焉、四至勝内亦爲里民被掠焉、彼千株花悉爲鳥有、猶蘇堤之柳不存其一也、院裏唯有一小堂而已、寛永年中信州牧永井尙政、蒙 鈞命、賜淀城食祿十萬石、交野郡亦隸焉、頃歲信牧告老懸車、乃有命使其嫡男右視衛尙征、襲封淀城而以交野分賜次男伊州太守尙庸、新築治所於渚邑、去歲太守賜 官暇赴采地、行邑之次偶遇渚院、憐其荒廢而聊加葺修、督其區畫、於是人皆知陣跡之來由、懸車翁聞而奇之栽櫻樹若干株於院裏、太守家士各有所寄贈焉、乃知櫻花開敷爛漫耀春、喚起惟喬在五於九泉、再興風流盛筵於今日、則匹似劉郎去後栽玄都觀桃、而何有張子詔到太廩嶺不見梅之說哉、太守家臣杉井吉通、請記其始末以刻石、太守領之、憑价者乞余書其事至再三不措、余與太守交際殊渥、故識吉通、且喜其認舊蹤、嗚呼興廢繼絕者人民之所歸心也、推小以知大、於太守有所明乎、遂叙之垂不朽、系之以銘、銘曰、  
於戲波激 境近王畿 翠華雲際 白櫻雪飛 喙以勸醉 遊而忘歸  
在昔爲盛 中葉式微 烟籠野水 月鎖村扉 遺蹤復舊 花亦芳菲  
寛文元年辛丑十一月吉辰吉

永井伊賀守家隸

杉井吉通建之

百重原陵

磐船村私市

獅子窟寺の西北約二町、寺の仁王門を北に、竹林中の小徑を辿れば、そこに百重原陵あり。古來皇府又はくわうの墓

一、宮址・行宮址・陵墓



と稱し除地なりき。山腹竹林の間更に小丘をなし、丘上平坦にして老椎の天を蔽ふ。樹下封土の前面石垣を築き位牌形二基の石塔婆あり。獅子窟寺の條に述ぶる如く、龜山天皇及同皇后の御分骨を葬り奉りたりといへども、詳にするを得ず。

陵墓一偶抄

龜山院交野百重原陵、在私市村獅子窟山寺  
神州奇苑

龜山院不豫の時、獅子窟寺の法師に祈を仰付けられ、當山に臨幸ありて忽ち平癒し給ふ、即伽藍再興、又遺勅によりて當山に葬り奉る、今に御陵嚴然たり。

貝原益軒 諸州めぐり (元祿二年)

獅子窟は私市の巽なり、麓より本堂まで十二町有、本堂面に向へり、其一段高き所に大磐の窟有、龜山院の御陵は窟の上に入り、遺勅によりて此所に葬り奉る、其境すぐれたる靈地なり、石階二重、佛堂も亦美麗也、云々

近來下記の竹内文書なるもの出で、より、長慶天皇御陵墓なる説を唱ふるに至れり。長慶天皇の在位は史實として既に決定せられ、唯其陵墓のみ不明なる今日、本文書は一参考となるべきも、御陵の事は、慎重調査の上ならでは、にはかに決すべからざるなり。

竹内家古文書寫

謹畏伎南朝長慶寬成院帝御降誕興國五甲申年二月七日、文中四年九月六日南長慶寬成院帝法名覺理云、同日遍歷僧御身形ニテ落行、元中八年未年十月廿九日夜寬成院帝ノ友人深須源徳、篠原西玄、越中國婦見郡神明赤池皇祖皇太神宮神主職竹内越中守惟眞宅へ御臨幸、近在一面敵宅へ帝隱シ奉り、敵搜索ニ來り、元中九年三月七日竹内惟眞宅出立、帝御友竹内惟眞、宗義、信治御身送り河内國交野郡私市師窟山寺八月十三日御着、近在敵ノ爲ニ御難ニ合

シ南長慶寬成院帝御不豫、閏十月十五日夜帝崩、御壽四十九歳、其時御友竹内惟眞、竹内信治自害シ、竹内宗義寺僧へ堅ク天皇御名ヲ隱シ、我良ノ主上僧ノ覺理止云、宗義僧ヲタノミ大黃二枚ヲ出シ、僧喜ビ帝火葬ル、並ニ文惟眞、信治火葬ル、南帝長慶寬成院帝御骸骨ヲ寺ノ近クニ墓所造リ、閏十月廿一日夜丑刻ニ大秘密ニ帝御骸骨葬ル、並ニ帝墓近ク文惟眞、信治殿骸骨ヲ葬ル、寺僧敵大惡僧を廿二日夜窟山寺住主僧持元始外六人の惡僧を切殺して南帝墓標榊松植其夜ノ内ニ宗義隱レ出峰々通、越中國婦見郡神明我家二十一日十三日夜無事ニ歸宅シ、嗚呼南帝御崩御壽四十九歳、

元中九年閏十月十五日御壽四十九歳、

故長慶寬成院帝墓標榊松植

河内國交野郡私市師窟山寺近ク葬ル、

元中九年閏十月十五日壽七十三歳、

故竹内越中守正五位下惟眞墓、

天皇御友自害、

元中九年閏十月十五日、

故竹内信治墓、

天皇御友自害、

元中九年十二月十五日五十七歳天皇御友自害ス、

故竹内日座二郎右衛門越中守定介墓標、

常陸國多賀郡大北川上石城里ノ若宮八幡宮ノ西ノ方ニ葬ル、

若宮八幡宮別當國造御狹日明神主加美郷主、南朝寬成院帝御崩ノ使、竹内宗義殿ヨリ、使覺田新兵衛景則來リ、元

一、宮址・行宮址・陵墓



中九年十二月十五日夜四ツ刻ニ鳴鳴寛成院天皇ノ御友スヘシト云フテ自害ス、應永三十一年十月十五日ニ河内國交野郡私市師窟山寺ノ故長慶寛成院帝御墓所、竹内宗義、惟義親子隠テ御參拜、竹内惟眞、信治ノ墓所參拜、其近在家人ヲ天皇墓所ノ事ヲ一人モシラズ、親子安心シ、近在ノ人、後龜山帝ノ墓ナリト云フテ居ル、我家無事ニ歸宅ス、皇祖皇太神宮並ニ我家敵足利、爲ニ大没落シ、嗚呼残念、他人ニ大秘密、我子孫必ラズ、是卷ヲ泰平御代ニ天皇ヘ天覽ニ入レ、必ラズ再興スベシ。皇祖皇太神宮並ニ竹内家定紋十六菊中眞丸ノ中ニ八咫鏡紋大紫院五七桐紋付ル事、先祖依傳來、他人ニ必ラズ許可セズ、必子孫ヘ堅ク遺言スルコト護ルベシ、

永享十一己未年五月十三日印之

紀氏竹内越後守政則

改名 惟

義

皇祖皇太神宮神主職

長慶寛成天皇祠神宮

紀氏 政

則 (花押)

我子孫家大秘奥藏

## 二、神社・神社址

### 四條畷神社

甲可村大字南

飯盛山西北麓の別格官幣社にして、贈從二位楠正行を主神とし同正時、楠左近衛將監正家、和田賢秀、和田新兵衛、大塚紀六左衛門以下一族殉難の將士廿四人を配祀す。境内の坪數三千八百貳拾壹坪、境外地三千五百七十坪、參詣道路二千六百四十七坪あり。攝河の平地を俯瞰し得て眺望大に住なり。本殿は桁行八尺、梁行七尺二寸、檜皮葺神明流造の建築にして、拜殿は桁行十三尺二寸、梁間十五尺八寸、檜皮葺入母屋造なり。中間の祝詞舎、亦檜皮葺にして、本殿と共に繞らすに透塀を以てす。此外神饌所、神庫、祭器庫、手水舎、繪馬所、社務所等の建築物あり。大正十四年本殿の西に楠母の靈を祀れる攝社御妣神社を建つ。本殿の縮圖とも見るべき流造の建築なり。

本社創設は明治初年の頃より住吉神明祠官三牧文吾及地方有志の盡力と府當局の援助と、而して明治大帝の勅慮とによりて、正行の贈位となり、墓域の整理擴張となり、特に湊川神社の攝津に營まれてより、漸次神社の創設の議、有志の間に熟し來り、明治廿二年六月十七日創建を大阪府より出願し、同月廿九日勅許ありしかば、四條畷神社と稱して此地に創建せられ、同年十二月十六日別格官幣社に列せらる。同二十日竣工式舉行、翌年四月五日神靈を奉安す。三十年四月五百五十年祭の執行あり。正行從二位を追贈せられ、幣帛料をたまはる。例祭は二月十二日にして、(公の戦死は正平三年一月五日にして、神社創建の明治廿二年の二月十二日は舊曆一月五日に相當せしかば、爾後此日を以て例祭と定めたるなり。)二月下旬の祈年祭、十一月下旬の新嘗祭と共に大祭となす。此外四月、十月の各五日に春秋の小祭あり。五月の若葉の頃と共に、賽者殊に多く、沿道並に境内には櫻楓多く植えられ、春秋の眺、殊の外よし。



須波麻神社

四條村大字中垣内

大字中垣内字宮の上に鎮座し、延喜式内の古社にして大國主命を奉祀す。傳ふる所によれば、往古本社の氏子は舊讃良郡より舊若江郡(今の中河内)に亘りて數十ヶ村落の住民を含み、十月七日の大祭には、遠近より詣づるもの甚多く、社殿亦壯麗なりし由なるも、何時の程にか火災に罹り殿宇悉く焼失し、舊記と共に烏有に歸したりといふ。明治六年讃良郡の内十一ヶ村の郷社となりたるも、今に氏子も僅かに中垣内のみとなれり。境内老松古杉の聳ゆるあり。十月十六日を例祭となす。

高宮神社

豊野村大字高宮

字一方町と稱ふる村落の中央、丘陵の尾崎に位す。本址は古來高宮郷(和名抄)にして、延喜式内の古社なり。創建の年月詳ならず。祭神は天剛風命にして高宮神主等の祖なり。清和天皇貞觀六年正月廿七日甲申、從五位上の神位を授けらる。明治五年郷社となりて、今日に及べり。

三島神社

附薰蓋樟 二島村大字三島

大字三島の上三ツ島なる字正路にあり。創設の年代詳ならざれども、明治五年郷社に列せられたる此地の産土神にして、もと山王權現と稱し、天照皇大神、素盞鳴尊、大己貴尊を祀る。境内二百十餘坪あり。

社前に老樟あり。左少將有文の命名によりて、薰蓋樟とよぶ。鬱蒼たる枝柯は六畝餘歩の地積を蔽ひ、實に河北第一の大樹なり。歌碑あり、高四尺五寸、方壹尺、左の歌を刻せり。

薰蓋樟

左少將有文

村雨の雨宿りせし唐土の松に劣らぬ楠は此樟

津島部神社

庭窪村大字金田

大字金田字宮垣内に在る延喜式内の古社にして、素盞鳴命を祭り、菅原道眞を合祀せり。創建の年代詳ならず。社殿は檜皮葺にして桁行一間五尺、梁行一間半、廻廊これを圍りて直に拜殿に接す。境内稻荷社、日枝社等の末社あり。神域六百六十餘坪、古松老楠鬱蒼として社頭を蔽ふ。明治四十四年指定社となり、金田及對島江(九ヶ庄村)の産土神たり。文徳實錄に「嘉祥三年十二月癸酉加河内國津島女神從五位上」とあり。津島部は津島女とベメ相通ず、里人の傳ふる所によれば、本郷社はもと對島江にありしが、洪水の被害により此地に移り來りしものにして、今日、九ヶ庄、庭窪の兩村に此地の亘れるは、これがためなりと。對島江は津島江にして、川舟の漕ぎ寄する島の邊の江、淀川河道の邊緣を示し、津島部亦同意義と見るを得べく、神社の移轉は氏子部民の移住を物語るにあらざるか。

蹉陀神社

蹉陀村大字中振

大字中根の南部、蹉陀林と稱する丘陵の西面せる半腹に在りて菅原道眞を祀れる郷社にして、神躰は公の自作にかゝると傳ふる等身像なり。古來近郷二十數村の産土神たりしも、氏子坐席の争より、各村分離して小祠を營み、中振出口のみの産土神となれりといふ。社殿は慶長の兵火に焼けたりしも、神躰のみは恙なきを得たりと。現今建物中、神樂殿は比較的古し、社務所は、舊龍光寺書院を保存せるものにして、社務所の前庭亦龍光寺の造庭なりき。名園の名残たるに恥ぢざる風致を存せり。

三宮神社

附米塚 津田村大字津田

氷室村大字穂谷の下方、津田村大字津田の飛地となれる字屋形にあり。地域壹千有餘坪、素盞鳴大神、御食津大神、

二、神社・神社址



大國主大神、天津神、住吉大神、仁德天皇を祀れる近村七大字（津田、穂谷、尊延寺、杉、藤阪、野、及び長尾）の式外郷社にして、城内巨木茂生し森嚴なり。檜皮葺の本殿の後方に巨石あり。二箇相並びて内に船形の凹部を作る。字名の船形もこれより起りしなるべし。俚俗此大石を欽明天皇御即位地なりと傳ふるも、如何にや。

本社所藏の社記によれば、仁德天皇廿九年の創立にして、孝謙天皇天平勝寶二年、勅して息筒大明神の神號を授け給ひ、文德天皇仁壽二年、惟喬親王を遣はして正三位の宣下あり。後冷泉天皇治暦元年山火に罹りて焼失し、延久四年再建し、後堀河天皇貞應元年焼失、嘉祿二年再建、其後修覆回を重ねしが、慶長年間豊臣秀吉再興、大阪城の鬼門除となし、交野三の宮と稱したり。爾來三宮屋形大明神、三宮住吉大明神と稱し、又牛頭天王ともいへり。蓋し素盞鳴命を祭れるがためなるべし。本社祭禮に際し、嘉吉年間以來、住吉詣を神前に催したりしが、應仁の亂に中絶、寛文二年再興、安永六年以後再絶し、爾後祈雨の祭に時々行ふ外、祭禮行事より除かるゝ事となりたれども、歌曲は今も存せり。祭禮の際は、本社と關係淺からぬ古軒百三十餘軒にて主として行はるゝ例となれり。

本社には、社寶として楠木正成寄附陣太鼓と稱するものあり、長一尺五寸、徑三寸位の圓筒形大小太鼓にして、正成の用るしものなりと。實否は固より判明せざれども、當地郷土が南朝と關係深かりしといへば、かゝる傳説も生じたるなるべし。其他徑三寸の漢鏡一面、三宮大明神年表録、交野郡五ヶ郷侍中連名帳等を藏せり。

米塚

大字穂谷の南部、もと此地の産土神たる穂谷神社のありし所にして、明治五年郷社三宮神社に合祀せられてより、今は米塚林の樹林を殘せるのみ。

蓮如

おく山のかり穂谷間につみあけて

貢をなさすしいの米塚

米つかのふもとの歴に世々かけて

長く傳ふる法の恵を

片野神社

牧野村大字阪

大守阪の村落に接せる丘陵性臺地の上にある郷社にして、疆城の廣瀨社頭の森嚴、地方の神社中多く其比を見ざる所なり。古來牧郷一の宮と稱し、建速須佐之男命、稻田姫命、八島土奴美命、菅原道眞の四座を祭神とせる延喜式の舊社にして今郷社たり。社記傳ふる所によれば、本社は初め垂仁天皇の御代、野見宿彌此地を采邑とし須佐之男命を祀れるに起原し、欽明天皇の時片野神社と稱し、降りて桓武文德兩帝の時交野原祭天の御事あり。昊天上帝を柏原又は交野原に祭らる。此附近今尙柏原地名存す。（他に山田村、樟葉村に祭天の址と稱すべき所あり、今社記の傳ふるまゝ記す。）平安朝の初期に於ては、所謂交野原は京神の往來盛にして社域亦宏壯なりしならんも、元弘建武の頃に至りては兵燹屢々起りて社殿悉く灰燼に歸し、足利の中葉禁中より御造營ありて、勸修寺大納言其造營使たりきといふ。遷宮の儀典は、上郷吉田家を承り頗る壯嚴に行はしめらる。其後幾もなく天文永祿の頃となりては、近畿は兵亂の巷となり、本社亦數回の回祿により、社殿及傳來の舊記寶物等悉く烏有に歸せしが、慶長七年十一月豊臣秀頼近畿諸社寺修築の際、松山義長等を奉行として再建したり。而して本社の位置が恰も浪華城の東北にあれば、華城鬼門除鎮護として牧野一の宮と稱す。同社に藏する天文廿四年の神田帳には、社領八百六十二石四斗ありしことを記し、こは一旦沒收せられて、此時復た先規の如く賜はりたるなり。當地現在の本殿は慶長當時の其儘にして、片桐且元の奉れる棟札保存せらる。社殿は桁行三間、梁行四間の流造にして手法構造共に見るべきものあり。近く特別保護建造に指定せらる。左右に瑞籬を設け、前方に拜殿並に舞樂堂あり。昔は社殿の傍に神宮寺ありて、本地を帝釋天として本地堂に安置し、又四王寺地藏尊を安じて社僧の奉仕せるものありし由なるも、寺は今廢絶に歸せり。



社殿は慶長八年修理を行ひ、明治四十二年四月、近郷十社を合祀するに到る。同社には前記棟札の外、永祿二年の禁制並に宮内大輔重部卿筆文書、寛政八年一ノ宮神祠碑文等を藏す。

棟 札

夫河州牧郷一宮者、牛頭、北野二天同居而濟度衆生一國之鎮守、忝担衛五畿七衛之靈社也、已移東方瑠璃世界開衆病悉除之靈場、正縮南陽補陀洛海岸、設群生利益之法窟、不可不奉瞻斗仰焉、雖然與庶往々因饜風雹雨之難、堂閣或傾斜柱根推朽、故朱薨畫棟之社宮、自顛倒了、而此根殘礎晒龜背年淹矣、丁此昌期權大納言豊臣朝臣秀頼卿下貴命、既片桐東市正且元奉之垂再興手、輕易挈鉏斧、故修造之功居諸不幾成矣、二尊倘照鑒而以垂感應、則七衛人民處豊樂、四海之魔軍屈幽冥、以紀龜齡鶴算於堅固城籌椿壽松於歌舞地、天長地久萬々々世、我狄連袖推寶車長安路頭鬢豹鼓揖繫貢船於難波、岸上國人里人唱治平之曲、頗成快樂之遊、家童山童欣安寧之期、事歌吹之戲、與穹壤齊立壽域、除不測之兵革警臣民安樂之誠者也、

慶長七年壬寅十一月如意珠日

片桐東市正且元 (判)

件堂御再興之次、拜殿、築地、鳥居、經堂、別當坊舎並門已修造畢矣、仰冀神佛莫忘這箇功勳好矣、

奉行 桃山宗左衛門尉義長

同 富田太郎助盛次

大工 龜屋與左衛門尉正吉

重部卿文書

交野牧之卿一宮御造立ニ付而、從禁中遷宮之儀、勸修寺大納言殿爲御奉行吉田殿へ被仰出候條、其御心得可被成候、恐々頓首

十一月十一日

宮内大輔重部 (花押)

一宮社家中

羽柴秀吉禁制

禁制

一、當手軍勢甲乙人亂入狼藉事、

一、剪採竹木事、

一、刈取作毛事、

右條々堅令停止訖、若於有違犯之族者、速可處嚴科也、仍而下知如件

永祿二年七月 日

筑 前 守 (花押)

右京進禁制

禁制 河州牧郷一宮

一、當手軍勢甲乙人等亂妨狼藉之事、

一、剪採山林竹木事、付荒作毛事、

一、壞取家事並放火事、

右條々堅被停止訖、若於有違犯族者、可以處嚴科者也、仍如件、

永祿十一年卯月 日

右 京 進 (花押)  
沙 彌 (花押)

片桐且元赦免

今度一之宮御再興ニ付、境内山手米四石之事、被成御赦免候、如先規林相生長可申、跡下草之分者刈候而御供ニ仕可然候、以上、

二、神社・神社址



一之宮社人中

片桐市正且元(花押)  
山村播磨守(花押)

忍陵神社

甲可村大字岡山

大字岡山の中央、忍岡丘陵西部に東面して位す。舊名津鋒神社といひ、延喜式内の古社にして、岡山東都の丘陵赤山の西麓に在りしが、何時の頃にか(元和以後なるべし)今の地に移し、依然其名を存して、字南山下、北山下、東山下及坪の土産神となれり。舊社地は、明治の末年迄新城に松杉の茂生せるものありしが、今はなし。舊社北方の坪井には往古土豪津鋒氏の住所たりしを以て、社はその氏神たりしなるべし。明治五年村社に列し、同四十四年、社の南方大字砂字宮田の村社、馬守神社及同大字、字中道の無格社、大將軍神社を合祀して、忍陵神社と改稱し、大正二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。舊馬守神社は、傳ふる所によれば、清和天皇の皇子貞純親王夷賊征討の勅を奉じて大將軍に拜せられたる折、攝津住吉神社の末社馬守神に祈願し、凱旋の後、同神を勸請して兵馬の神と祭り、後大字砂字全部岡山の内西山下、奈良田の産土神となせり。合祀後、大將軍社と共に次第に荒廢に歸せんとす。同大將軍神社は一に大蛇宮ともいふ、大將軍の轉音せるものなるか。

國中神社

甲可村大字中野

清瀧村里の中央大上山と稱する丘陵廣潤なる地にあり。天神社ともいひ又は大蛇宮ともいふ。古來大字清瀧、中野、郡屋の産土神にして延喜式内の古社なり。大正六年二月大字逢阪なる大上神社を合併し、大正七年二月指定社となる。祭神は國常立尊と稱すれども、詳にするを得ず。中古菅原道真を若宮として別殿に祭りしが、社殿大破のため、今は本

殿に合祀するに至る。本殿は檜皮葺流造の建造にして、地方稀に見る古建築なれども、創建の年代詳ならず、古來同社に奉仕したりし平尾家所藏文書にも、徳川時代に修繕の記事見ゆれども、創業の記事なく、従て本建築は徳川時代以前のものなるべし。

本殿の中央には木造にして、殆んど等身に近き稀有の神像(座像)を安置す。固より安置の年代を審にするを得ざれども、大さと古色の點に於て、優に國寶として價値あるものと思はる。側に若宮に祀りし菅神象、並に合併せる大上神社の神體をも合祀す。社域高燥にして廣潤四季の眺望甚だ佳なり。

御机神社

甲可村大字南野

南野字瀧谷にありて、溪流を隔て、龍尾寺と相對す。素盞鳴尊を祀れる延喜式内の古社なり。初め飯盛の北麓なる字宮谷と稱する山谷の間にありしも、文祿年間大字清瀧字城なる堂山の地に移し、更に大字南野字瀧なる村里の側に移し、元祿十三年更に今の地に移せしこと、古來同社の祠堂たりし平尾家所藏文書によりて明かなり。城内老松高く聳え眺望亦かなり。近時其附近開墾の際金環其他の發掘物ありき。地形上此附近一般に古墳の址多し。

住吉神社

附湯釜 田原村大字上田原

住吉神社は上田原字宮にあり。もと磐船村私市なる磐船明神より分祀したるなりといふ。表筒男命、中筒男命、底筒命、息長帶姫及菅原道眞を祀る。一般に磐船附近には住吉神社多し。蓋し海神と磐船との關係より來りしものなるべし。同社藏する所の湯釜は、其大さ並に其形狀等、今日献湯に用るらるゝ普通のものとは異なる所なきも、其縁邊には、桃實に狛犬、並に葛様の模様を鑄出し、其間に左記の銘文あり。

河州交野郡田原西庄

二、神社・神社



御湯釜

大日本河内州抹田郡□方

寺内大工彦左衛門

文祿五年八月吉日

右の湯釜は同社に於て社庫に秘藏し普通の祭禮には用ゐざることとせり。

銘中田原西庄とあるは、田原は今の上下の田原にして、西庄といへるは現今奈良縣生駒郡北倭村北田原に對して用ひし文字なるべし。磐船峡谷の上流は一の盆地(田原盆地)をなし、天の川を界として東西に二分せらる。西は大阪府の田原にして、東は大和の田原なれども、往時東の田原(即ち今日の北田原)は河内に屬したるを以て、田原西庄と呼べるなるべし。河内誌にも

南田原北田原、俱今屬和州添下郡、

と記せり。而してこゝに異とすべきは交野郡の文字なり。田原は從來讚良郡の一部なり。□方寺村は□の部分少しく缺損して讀みがたきも、判讀すれば、松か又は稱の字に類するを見る。□方寺村は果して何處なるかを考ふるに、現今甲可村大字清瀧に宇正法寺と稱する部落あり。抹田郡は茨田郡なれども、正法寺は古來讚良郡に屬して、茨田郡にあらず。思ふに文祿の當時に於て、今の北河内方面に於ける行政区劃が一時變動を受け、地形上水域の連絡せる田原莊を交野郡に編入し、清瀧嶺以西茨田に接續せる部分は茨田郡に編入して、讚良郡を廢したるやう推するを得べし。されば此銘文は、單に金石文として貴重なるのみならず、文祿檢地の當時に於ける地方行政を考ふる上に於て、重要な史料たるべし。

尙現今甲可村大字清瀧宇正法寺には、幸にも舊家にして連綿相繼げる大工彦左衛門の後裔尙存し、祖先より代々専ら社寺建築専門の大工の棟梁なりし由相傳へ、且つ家には、社寺上棟式に用ゐたる木槌の古色を帯びたるものを多數所藏す。

水本村打上なる村社、高良神社、拜殿に寶曆年間の棟札あり。正法寺大工彦左衛門の建築せることを明記せり。而して上記湯釜の銘なる大工彦左衛門なる文字は、湯釜鑄造の釜工にあらずして、恐らくは文祿五年社殿建築の際、記念として此湯釜を鑄造せしにあらざるか。もし然りとせば、本金石文が更に社殿新築の時代を物語るものにして、事實本社の建築物は規模宏大ならざれども、相當の年月を経過せるものなるを推知するに難からず。又同社入口に据えられたる含嗽用石盤は、往古發掘せし石棺なりと認むるを得べし。

貝原益軒の諸州めぐりに

岩船より入ておくの谷中七八町東に行ば谷の内頗る廣し、其中に天川ながる其里を田原といふ、川の東を東田原といふ、大和國なり、川の西を西田原といふ、河内國なり、一澗の中にて兩國にわかれ、川を境とし名を同じくす、

此谷水南より北に流れ又西に轉じて岩船に出ひくき所に流れ、天の川となる、凡田原といふ所多し、宇治の南にも、奈良の東にもあり、皆山間の幽谷の中なる里なり、此田原も其入口には岩船のせばき山澗をすぎて、其奥は頗る廣き谷なり、恰、陶淵明の桃源記にかくる如し、これより大和歌姫の方に近し、

こゝにいへる西田原は、前湯釜所記の田原西庄にして、當時此幽境を叙して、陶淵明の桃源記を想へる處、頗る面白し。

### 細屋神社

豊野村大字秦

秦より川越村並に水本村に通ずる交野街道、路傍の水田中にあり。延喜式内の古社にして、式には茨田郡の中に載せらる。現今門眞村なる三番宇細屋と稱するは其舊地にして、こゝより遷座せりと傳ふ。現在同社はこれに屬する氏子の存せざると、此方面に於ける式内古社はいづれも山地丘陵に存在するを常とするに、此社のみ、かく水田中にあるは、遷座の歴史を物語るに似たり。門眞附近は古來洪水の被害大なりしかば、或は此地に遷したるにあらざるか。祭神詳



にするを得ず。境内地積二百二十坪、本殿のみ存す。雑木鬱蒼たる中に二株の老松あり。附近の字名を神樂田といふ。八幡神社も此後方にあれば、何れかの神樂田なりしものなるべし。

八幡神社

豊野村大字秦

大字秦の北方、交野街道の北側、字谷山と稱する山麓に南面して存す。古來此地の秦氏の後裔西島、平田、茨木三氏を宮座の首位とする八幡講あり。祭神は譽田別命及別雷神を祭る。特に別雷の神は歸化民族と交渉深ければ、秦氏の祀れること明かなり。元和九年二月廿四日再建、元祿十七年三月屋根替の事傳ふれども明ならず、明治五年村社に列す。本地の産土神なり。社域六千六百餘坪、松樹雜木鬱蒼たり。社殿の後方古井あり。今は崩れて淺けれども、行基の掘りしものなりと傳へ、古來旱魃の際は井中に沈める地藏を出して、雨を祈り靈驗著しといふ。

南北神社、産須奈神社

諸堤村

南北神社は大字諸口にありて、譽田別命を祀る。傳ふる所によれば、延久四年三月十五日、南河内なる譽田八幡宮の分靈を祀りしに初まり、建武年間、楠正成の臣、源義明、徳庵に築城し、五十名を寄進したり。今の神田と稱する字名は即ちそれなりといふ。

産須奈神社は、大字横堤字宮地にあり。同じく譽田別命を祀る。延文九年九月廿一日男山八幡宮の分靈を勸請せしものなりと。

高瀬神社

三郷村大字高瀬

大字高瀬の北方字杓井と稱する田圃中にあり。延喜式内の古社なり。傳ふる所によれば、本社は聖武天皇の御代、高

瀬川の畦に初めて鎮座し、後世所謂トセケ所里民の尊崇せし所なりしが、元龜天正及其後の兵亂に社殿悉く焼失し、其後今の所に移轉して再建し、高瀬の産土神となせりと。

堤根神社

附野口の里 大和田村大字野口

延喜式内の古社にして、里の北方字若林にあり。地積二百七十餘坪、神八井耳命及菅原道眞を祀る。命は神武天皇の皇子にして綏靖天皇の皇兄に當り、茨田を領せらる。古事記に日子井耳命（即ち神八井耳命）は茨田速之同祖なることを記し、姓名録河内皇別に、

茨田宿禰、多朝臣同祖彦八井耳命之後、男野現宿禰、仁徳御代造茨田堤、

と載せたるものこれなり。大和田は大なる水邊の地を意味し、野口も亦水邊平地の一端を意味す。堤根は堤防下の事而して此社の祭神は茨田堤を造りし男野現宿禰の祖なるより見れば、茨田堤は此附近まで來りし事明にして、茨田堤の位置を知るに甚だ便とすべし。

尙太秦丘陵上に散在する多くの古墳は、これ等皇族以下秦氏等の諸豪の墳なるべく、彼の有名なるトノ山古墳の如きも男野よりトノ山に轉訛せしにあらざるか。里人トノ山を野見宿禰の墳とするが如きも、男野現宿禰の宿禰より後人の附會せしにあらざるか、尙考ふべし。

堤根神社は文徳天皇嘉祥三年十二月癸酉從五位の神階を授けられたりき。明治五年村社に列す。大字野口は古來大和田莊に屬せり。古來歌枕として有名なり。

夫木

顯仲

御狩野の野口の尾花なびく迄

羽風はけしましらふのたか



しらすりし野口の里に宿かりて

道のしはふに今そ朝立つ

佐太神社

庭窪村大字佐太

大字佐太の北方にあり。京街道より東に入りて馬場先あり。青松一路華表を過ぎて中門に至る。此間約一町半、左側に末社、愛宕社、稻荷社あり、本社之建築頗る壯麗、施すに極彩色を以てす。祭神は菅原道真にして、創建の年代詳ならずれども、此地もと道真の采邑なりし由なりしかば、延喜元年正月廿二日筑紫左遷の途次、しばしこゝに止まれりといふ（此所にて都の噂とやかくと沙汰ありしかば佐太といふ地名も起れるなりと傳ふれども、佐太の地名は古くより存したれば、後世の附會なるべし）。後年里民、公の高徳を慕ひて、菅公自作の像を乞ひ、此地に祀れるなりといふ。其後幾星霜、域内荒れて、社殿亦廢朽にいたりしが、永井信濃守尙政が封を河北の地にうけて、陣屋を佐太に設くるや、自ら菅家の後裔と稱する關係より、特に其神徳を敬慕し、此荒廢をなげき、慶安元年社域を擴め、本社廻廊を再建して從來の面目を新にせり。現今の築造物は概ね當年のものにして、東方に庭園あり。山を築き池を穿ちて風致をそへたり。社域に一株の老梅あり、名づけて勅梅といふ。これ後水尾天皇より永井尙政に賜ひし梅枝二本を境内の老木に接木したりしに、二枝共に茂りて今日に及べりと。當時天皇の添へ給へる和歌一首あり。

家の風世々に傳へて神垣や たえたるをつぐ梅も匂はん

と此外後西院天皇宸筆、東福門院の眞蹟、法眼親探筆、繪畫緣起、狩野探幽筆畫幅、林道春筆佐太宮記、良然法親王眞蹟、雪村筆御影三幅對畫幅、傳菅公所持の硯石、寶劍、百合香等社寶多し。殊に後水尾天皇より梅枝にそへて下賜し給へる百和香合は、永く社寶として神社に秘藏せり。

末社白太夫社は、菅公の家臣たりし白太夫を祀る。尙本社は古來三森氏の奉仕する處にして、家運連綿今日に續けり。竹内御門主良尙親王御幅書

河州佐太宮は管神の廟なり、然れども近代社あればて、祭典の儀式も難かりしを、永井信州太守尙政朝臣再興せしにより壯麗目を奪ひ、觀る者は尊み聽く者はのそむ、其頃太上天皇百和香に梅の折枝をそへて尙政朝臣に給はりしを、神庭につきて瑞籬のうゑものとす、これによりて右の御製を尙政朝臣に降し給ふ、即納て内陣の寶物となしぬ何の榮かこれに加へん、されば神の徳いよくたかく、かれかまこといよ／＼あらはるゝものか、彼御製の由來をかきつくへきよし、所望によりてやむことをえす、いさゝかしるしつくるものならし。

慶安元年大呂念五

北野寺務二品親王良尙書之

佐太宮記

河内國茨田郡佐太郷、有菅神廟、俗傳稱佐太或作沙汰、昔昌泰之變、菅相出洛、將赴筑紫、暫繫舟於此、欲洗其冤未果、官使來督沙汰之、遂解纜而西焉、其後立祠號沙汰、宮因以名、其郷也、然據源順之所抄、則佐太之名已久矣、蓋俗間假倭音之相同、因菅相之事跡而有沙汰之號乎、爾來祭儀如在威驗、維新而每歲正月、五月、九月之廿五日郷俗以其爲風月之主、儒家之宗故設連歌之會添風雅之興、頗似迎送神曲者歟、近世祠宇荒廢、祭奠怠慢、而連歌亦已矣、神職供僧雖憂之無以爲奈何也、寬永十年癸酉、信州太守大江姓永井氏尙政、蒙臺命改野州古河徒封城州淀域、增食邑九十萬石、此郷亦隸屬焉、自淀河陸行八里、到攝州難波、此郷在淀域之西南之里、與難波相距者纔三里、傍河有樹林、其中有此祠、故水陸往還者來詣不解矣、太守行春施政之次到此、傷其傾側、再興廟境、寄附烟戶、挑案前之燈增靈耀之、明且祈邦國無窮之福、時寬永十七年也、明年營中有熊夢之吉祥、宇內揚鴻基之歡聲、於是太守又建一宇於其傍、招京洛花下之客、異山桑門之徒及近隣田舍之有志者連歌以頌神德也、其發回者、請前博陸殿下信尋



公、所令詠之也、自是三長月每值神之忌日率由舊章以爲恒例、又請曼殊院法親王良恕、書神號於板、以爲祠堂之顏色、而使畫工狩野探幽圓東帶天神影、紫野禪師宗玩書贊詞於別幅、且命好事者撰寫歌仙三十六人於小板、而請良恕弟子法親王良尙、書其歌於像上、掛於廟壁、其繼絕之美可謂盛矣、今茲仲春太守欲赴江城先入洛、啓東行之事於東福門院、兼達千姑射山、時有旨曰、暫可候官中、既而亞相局捧百和香合、以紅線結束之、挾梅花一枝於其線、來授太守曰、是仙洞之餞行也、發途在近事既忽々、故不遑勅封之以絲縑焉、太守謹戴之拜命之辱奏曰、請號此香、曰、梅花、而號此梅曰勅作也、遂告暇而退、乃遣其花於佐太宮、接之於數樹枝、以爲神廷之物、嗚呼梅者神之所愛也、東風吹香于、飛宰府千里之天、中華傳芳而入海雲一夜之回者、膾炙人口久矣、決其京洛者神之所慕、而宮闕者神之可望乎、然則其所從來者神之聽之可知而已、善哉唯冀他後其枝葉之蔓與太守之嗣胤同榮、暗香之遍與太守之明德共馨也、蓋是一鄉之幸也、豈一鄉而已哉、封域之慶也、其餘慶之施及于他方者可以睹矣、神之所鑿其不在茲乎、天神之爲德也、無所不至矣、千宰府、于北野、于佐太、于天地之際、無所不在焉、人皆可敬而信也、太守來江城告余以件々之事、而請記其始末、余素敬其有儒宗之名、且感太守之盛意、遂書之以應焉。

正保三年 月 日

民部卿法印道春

本社は慶應四年(明治元年)三月廿二日、明治天皇大阪行幸の時、當時御通聲に際し、本社にあらせらる。此折玉座に用るし御疊は、寶物として今も社庫に保存せらる。

意加美神社

枚方町大字三矢

今の意加美神社は萬年寺山上にあり。本來の意加美神社は、大字伊加賀字宮山に鎮座せし、高籠神及び素盞鳴命を祀りし延喜式内の古社なりしが、明治四十二年四月、大字岡字別子山に鎮座して大山咋命及大國主命を祭りし村社日吉神

社と共に、今の地に遷し來り、もと此地に有りし祇園社(貞觀十四年惡疫流行に際し、萬年聖寶上人が素盞鳴命を祭りしもの)と合併して、同年供進社に指定せられたるものなり。今枚方町全部の産土神となる。

山上の此地は古墳の所在として好適の所にして、現に神社合祀の際、地均工事を行ひしに、土中より武器土器と共に木船の發掘せられたることありき。長七尺木質楨なるべし。上古埋葬に際して用るしものにして、發掘物としては珍らしき物の一なり。今京都帝國大學に藏せらる。

小松神社

星田村大字鐘鑄谷

星田村の東方約五町、字鐘鑄谷といへる所にあり、俗に星田妙見といふ。星田村の東端より妙見河原を上つて詣つ。地積約一萬八千坪、老杉古松鬱蒼として茂り、幾重の急坂をなせる石階を上る處、自ら森嚴の感あるを覺ゆ。祭神天御中主尊にして、拜殿の後方なる大石を以て祭神となし繞らすに柵を以てす。傳説によるに本社は、嵯峨天皇の御代に創建せし處にして、弘法大師修業地として星の降る地なりとなし、また兩部思想によりて南無妙法蓮華經を稱へたり。神體として齋き奉れる花崗岩の大石を妙見石又は織女石といふ。兩部思想によれば、妙見尊は神道家には、天御中主尊と稱し、陰陽家には、北辰里といひ、日蓮宗徒には、妙見菩薩と稱すといふ。本社は往時近畿の諸地方は元より遠國よりの賽者多かりき。本社 of 舊名小松明神は灌頂録にも見えたり。

星田村里の光林寺と大池の南方なる星の森と小松神社の石とは、其間八町を隔て、略三角形に蒼布せるが故に、俗にこれを八町三所と稱して尊信す。

神社石階の下に清泉あり、明星水とよぶ。菖蒲ヶ瀧亦其附近に存す。

機物神社

交野村大字倉治

二、神社・神社址



大宇倉治の東方田圃の中にあり、天棚機比大神、栲棚千々比賣神、地代主大神、八重事代主大神を祭り、面積五千六百十四坪、此地の産土神なり。松樹茂生して森嚴なり。河内誌名所圖繪には「一童男事に堪へたるものを選びて祭主となし、且つ汚穢を禁ずるを以て要と爲す」とあるも、今は此事なし。毎年七月六日祭事を行ひし由なれども、之も絶えたり。蓋し童男を以て祭主となし、七月七日には祭事を行ひしは祭神の織女に因みしか、神社に古文書二卷を藏す。其の二三を左に録せん。

(一)織田信長禁制

禁制

河州機物神社

一、軍勢甲乙人亂狼藉の事、

一、相懸兵糧米失せに等の事、

一、陣取放火寄宿の事、

右條々堅令停止訖、若於有違亂之輩は、速可處嚴科者也、下知仍如件、

元龜三年申三月

信長

(二)織田信長下知狀

定

河内國交野郡倉治郷鎮座機物神社は、天棚機比賣、栲棚千々姫兩神奉崇祀、並地主神は八重事代主神威増榮神宮是也、勸請歲間幾春秋積之哉不分明、併中興文明八甲三月卜部兼俱奉幣呈神宜天下太平海内安全精祈上、

右之文書に神主十六輩合於力を同すと爲載、然處今般神主とも席順爭論及強訴、社中令騒動之條、爲社家身分至不埒、重御咎可被處、依爲神社袖族可仰神慮於神前、神闔爲採任神授、可爲定席事、並座人沙汰人之族共、順神部に

候得ば、神事齋祭禮は勿論、其外不寄何事、神主之可爲下知畢、此度之御裁許於違犯之於有之は、速可處嚴科有也

御下知如件

附社境

東西三百六十間、余可爲定杭、

南北六十七間、

丹羽五郎左衛門尉

羽柴筑前守 奉

天正元年十一月十七日

信長

中略

惣社中座人  
沙汰人中

(三)明智光秀祈願文

光秀將軍武運長久令可抽精祈、依初穂料白銀百枚、令奉納之條、彌於祈願満足は、報神恩可令社領寄附者也、令執達心願書仍如件、

所司代

三宅式部大輔

天正十 土御門少將

六月九日 難波中將

久我宰打

各奉

二、神社・神社址



河州機物神社

新庄 兩神主中  
中角 社家惣中  
沙汰人

右の文書を見るに、光秀が信長を殺せるは、天正十年六月の初めに於て、天王山の戦に秀吉に破れしは六月十三日なれば、光秀は信長殺逆の後、自ら將軍の後繼者として地方人心を收攬するに努めたるものなるべし、尙本文書にありて光秀が信長を殺せしは、單に一身の私憤にあらずして、自ら將軍たらんずる土岐源氏の野心を早くより抱藏したる一證と見るべし。

(四)豊臣秀吉禁制

禁制

河州機物神社

- 一、諸軍勢共放火狼藉之事
- 一、陣取寄宿矢錢兵糧米之事
- 一、社木剪採短髮族住社之事
- 一、成社乘乘籠之輩戲之事

右條々惣見院殿任先判例、堅令停止訖、若違犯之族於有之者、可處嚴科條下知如件

天正十年七月九日

秀吉

(五)豊臣秀吉寄進狀

今般聚樂亭

行幸、依晴雨御祈感應、神饌米百俵宛永被爲寄附訖、全令神納可社例專之條執啓如件

天正十六卯月十六日

塙 團右衛門  
飯沼 三左衛門

太閤 秀吉

河内機物明神

新庄村主殿

神主 松尾一學殿

物神主 沙汰人中

以上二種の文書は地方人心の收攬策として、折にふれ寄進し又は禁制せしものなるべし。同時に當時交野地方郷土が度外視すべからざる勢力を有せし一端を窺ふに足る。

菅原神社

菅原村大字長尾

大字長尾宇宮の前にありて菅原道眞を祀る。寛永二十年本址開拓の後、慶安三年領主久貝正世が、菅神を勸請して、社殿を造營せり。後文化四年鈴木代右衛門が、久貝氏の命をうけて再建せるもの今の社殿にして、明治五年村社に列す。神域清くして廣潤なり。



百濟王神社

山田村大字中宮

大字中宮村落の西南字百濟野にあり。地積約一千坪、百濟王祖神を祭り、後に須賀大神を合祀せりといふ。社傳によれば、推古天皇の御代百濟王阿佐太子來朝し、佛像並に經典三千六百卷を厩戸皇子に獻ず。皇子これを嘉して、邸を交野郡に賜ひ、後聖武天皇は王仁及阿佐太子の文教並に佛道に貢獻する處ありしを以て、特に天平九年三月阿佐王の裔なる南典を從三位に叙し、歿するに及び、勅して百濟王祠廟並に佛刹百濟寺を創設せしめ給ふ。

降りて光仁天皇交野御遊あり。次で桓武天皇屢交野に行幸し給ふに當り、勅解由次官從五位上百濟王豊俊を、造行宮使に任じ、新に宮殿を營み、豊俊をば御狩場及行宮の守護に命じ給ひき。蓋し交野離宮と稱するものこれなり。其後離宮荒廢に歸したれば、此地を豊俊の孫なる從五位上和泉守三松俊行に賜ひて、百濟王祠廟祭祀の料となし、子孫に傳へて遠祖の祀事を怠ることなからしむ。土御門天皇承元元年九月七日、後鳥羽上皇交野御堂の供養ありき。これ恐らくは承久討幕の御準備として、當時藤原氏並に廟堂と其關係淺からざる、百濟王氏等を其與黨とせんとの手段なりしなるべし。

三松氏の子孫は其後檢非違使所長官、河内檢斷職等に任ぜられ、其裔尙存して、近世に至るまで祠廟に奉仕して祭祀を掌れり。

日置神社

招提村大字日置

招提の南多路傍田圃の中にあり。宇を日置<sup>ヘキ</sup>とよぶ。本社創立は、詳ならざれども、惟喬親王の時代に建てられたるを、天文十七年佐々木義昌の子綱久、近江より來りて社殿を造營せりといふ。祭神は天御中主命にして慶長年間菅原道真を合祀せりと。境内八百五拾餘坪松杉檜櫟等の古木茂りて、自ら神域をなす。所在地なる招提の名は、浮屠氏の居住

する所を稱する名稱なること、例へば大和に有名なる唐招提寺の如く、本村にも古く古刹存して、浮屠氏の居住せし地ならんも、傳ふる所なきは頗る遺憾なることなり。

久須々美神社跡

牧野村大字阪

大字阪の東南にあり、久須々美神を祭る。延喜式内の古社にして、延喜の頃には鉞鞭の例にも預かりしが、後衰へて、今は其地域を止むるのみ。

二宮神社

樟葉村大字船橋

大字船橋の北方、村里に接して松杉鬱蒼たる社域に鎮座す。祭神は須佐之男命、奇稻田姫命、大己貴命三柱の神にして、社記傳ふる所によれば、仁徳天皇の御代に創建し、桓武天皇は延暦十六年十一月大納言藤原繼繩を遣して奉幣せしめられ、文徳天皇は齊衡三年十一月藤原良相を遣して奉幣祭祀せしめ給へりといふ。天正年中織田信長社殿を修築して、采地を寄せ、秀吉に至りて没收せられたるを、慶長八年豊臣秀頼は、片桐且元に命じて、本殿、攝社、御旅所、別堂等を造營し、一宮神社と同じく大阪城鬼門除の神とし、同時に從來牛頭天王と稱したりしを、改めて二宮神社と稱するに至れり。當時の棟札今も尙存す。明治維新後、境内にありし別堂即ち地藏堂をば浄土寺に移し、明治五年村社に列せられたる後、同四十一年神饌幣帛料供進社に指定せられたり。

本殿建築は一間社流れ造檜皮葺の優雅なる建築物にして、交野天神社の如くならざれども、一宮神祠の建築に次ぎて推賞すべき本郡有数のものなり。本社は代々祠官井上氏の奉仕し來りたる處にして、氏は此地の舊家なりしが、明治八年他に轉じて、所藏の古記録も散逸したるは遺憾なり、寛政前後に祠官たりし井上金橋は、名充、字盈夫、三浦蘭阪、岡田鶴鳴等と善く、詩の造詣深く、性洒落頗る酒を嗜み自ら醉花軒主人と稱せり。河内名流傳に此人の傳記も載せられ



たればつきて見るべし。

棟札 (表)

夫河州牧郷二宮者、素盞鳴命、稻田姫、大己貴三尊同居、而濟度衆生、一國之鎮守、忝捍衛五畿衛之靈社也、已移東方淨瑠璃世界、開衆病悉除之靈場、正縮南陽補陀洛海岸、設群生利益之法窟、不可不奉瞻斗仰焉、雖然與塵往々因饕風虐雨之難、棟閣咸傾斜、柱栴摧朽、故朱薨畫棟之社宮目顛倒了、而艸根殘礎、晒龜背年淹矣、丁此昌期、權大納言豊臣秀頼卿奉之、垂再興手、輕易挈鋸斧、故修造功居諸不成成矣、三處倘照鑒而以感應、則三衛人民處豊樂、四海之魔軍屈幽冥、記龜齡鶴算於堅固誠、壽椿壽松季於歌舞地、天長地久萬々々世、我狄連袖推寶車於長安路頭、蠻貊鼓揖繫貢船於難波岸上、國人里人唱治平之曲、頗成快樂之遊、家童山童欣安寧之期、事歌吹之戲、興穹壤齊之壽域、獨除不測之兵革、罄居民安樂之誠者也、

慶長八癸卯年二月十八日

片桐東市正且元 (花押)

同 (裏)

件御社御再興之次、拜殿、鳥居、攝社、御旅所之社、並別堂修造畢矣、仰冀神佛莫志這箇功勳好矣、

神主 井上右兵衛尉照清

奉行 松山宗左衛門尉義長

同 富田太郎助盛次

大工 龜屋與左衛門尉羽武正吉

交野天神社

樟葉村大字楠葉

楠葉の東方、字天満と稱する丘陵性臺地の叢林中にあり。祭神は光仁天皇を主神とし、天兒屋根命、菅原道眞を配祀し、又境内主神の神殿と相並びて、別に譽田和氣尊を祀れる八幡神社存す。本社所藏の元祿年間、石清水神宮律宗沙門實長の書きたる交野天神縁起並に口碑傳ふる所によれば、本社は延暦六年十一月、桓武天皇が、御父帝なる光仁天皇を追尊し給ひ、天神に配して京師の南郊に當れる交野原に郊祀し給ひし時、藤原繼繩等のこゝに祭りしを其初めとなすといふ。元、交野天津神と稱し後、樟葉天神社又は楠葉神社或は天満宮など稱し、神社に附屬せし宮寺ありて、男山八幡宮の別當寺に附屬せしが明治維新後神佛分離して男山との關係絶えたり。明治五年、天兒屋根命を祀れる春日神社を宇對馬野町より、菅神を祀れる天満宮を宇岸の町より合祀して、同年村社に列せり。前記譽田別尊を祀れるは、當社が男山と關係ありしたためなるべく、菅神を岸の町に祀りしは、道眞の父是善が桓武帝交遊に際し、此地に扈從し來りしこと、續日本紀に見えれば、或はかゝることより、後年祠を建てしにあらざるか。

本社の本殿は桓武天皇の勅命によりて營まれたりと傳へられ、本社秘藏の棟札によれば、嘉禎四年二月及び應永八年十一月に大修繕を施し、更に嘉吉二年十月、檜皮葺に改造したるものにして、現今備ふる外觀は、大概、嘉禎應永の頃のものなるべし。三箇の棟札は、時代そのまゝにして、徳川時代に見る如き大なるものにあらず、文中蠹齧欠損の所ありて、讀み難けれども、大抵通讀するを得べし。棟札として貴重なる史料たるを失はず。

本殿の建築は、一間社流れ造にして、時代の古きと、構造様式共に閑雅精巧を極めたるとは、特に建築美術上看過し能はざる所なり。屋根と腰廻との釣合、屋根の輕妙、屋根と腰組との對象、上り勾欄並に周り勾欄の清洒巧妙、挿肘木の組物にて受けたる所等、其他、虹梁、葦股の技工、二本の向拜が、柱頭と柱脚と其間隔を異にせる、何れも鎌倉時代藝術の表現ならざるはなし。本殿の東側八幡神社の本殿も、前者と略同様にして、唯形を少しく小規模にせると、時代も少しく新しき様覺えしむるの差あるのみ。

かゝる由緒ある建築物なるを以て、明治二十一年一月五古社保存費として内務省より金五拾圓下附せられ、同四十



一年十月神饌幣帛料供進社に指定せられたる後、大正六年四月五日特別保護建造物となる。本郡に於ては牧野村なる一宮神社の本殿と共に、貴重なる建築物の一なり。

嘉禎四年上棟札

(表 面)

宮宮修理造營ハ、嘉禎四年<sup>戊戌</sup>二月廿三日手鉦始、同三月七日御膳所へ渡進、同十九日宮移、其間所司神子毎夜通夜、所司等毎日三時懺法例、時仁王經其外供施各任意楠葉郷之人等、毎夜神樂令勤仕、同宿直ヲ仕、八日河原、九日林村、十日垂井、男山、十一日津島、十二日千富口、十三日早窪、十四日岸島、十五日鳥部、十六日南西村、十七日同東村十八日布施辻、已上十一ヶ日、長□者兼御蘭、下司正位下行資範、沙汰人清原包近、所司惣檢敬西、神子惣一字大補殿、神移進聖人螢重秀、今中互、櫻井蘭仁三分カ一ヲハ糲可令勤仕、同若宮依造進、錢八百文靖ヲ奉加、若宮七日手鉦始移、同聖人移進、神宮寺長支棟清檢校法印御房、御時依令言上、

(裏 面)

上より□□御幣等ヲ被下、遺カヘヌリエカキヲ下シテ、江ヲヌリカヘスル、宮移日御供四前、内天神宮二門、若宮二門長者所役所司神饗、前ハ所人々所役、

應永八年上棟札

(表 面)

奉造立天神宮、應永八年<sup>辛巳</sup>十一月十二日手鉦始、同九年<sup>壬午</sup>正月十六日<sup>酉</sup>本社奉退、所司之庄屋北、同十八日<sup>御建立、同克</sup>二月十六日上棟、同十八日<sup>時</sup>御遷宮、御神體<sup>キヌニウラ</sup>之役者神主所司一和尚、權律師良景、供養役者惣禮四ヶ、法用並讚鉢

表白廻等在之、御供五前祝奉幣、預所紀朝臣光實、令勤仕了、其後御神樂一、神子相宰女、其外惣庄神子等皆□、御造營之間者、所司等毎日仁王般若經讀誦、神子同毎夜御神樂<sup>兵子別ニ、則在之</sup>、同通夜、御造營間毎夜境護、氏子等一番野田、二番男山<sup>但南村者惣奉行也、權檢知藤原政職</sup>、三西村、四林、高田、五小鳥部、塚原、六大鳥部、七岸部、八河連、九津島野、十中小路十一千富口、栗林、金井<sup>口</sup>等、後又毎夜御神樂時者番衆之沙汰散來御酒等持參、

(裏 面)

一朱壁墜、畫者時政、所檢校法印大和尚位融清、田中南波御沙汰、是依先例也、委細之者別紙在之、其外之事不能記之、右造立之趣者、天之社令破損之間、預所某依有宿願、以如形量物、大儀企令勸進惣郷之墨日道俗田女等、同櫻井方並高田土藏合力在之、不能具記、委目錄別在之、爲後代大概所注如件、

大願主預所敢位紀朝臣光實、于時所司一和尚、權律師<sup>金剛佛子一和尚、良景</sup>、教景只二人、右筆良景敬白、作手間千三百人歟、別頭廿餘人、大工藤原定繼、

嘉吉二年棟札

(表 面)

天滿宮上葺事、奉葺惣郷黑白道俗男女之勸進在之、並櫻井方、今中合力有、本者鑑葺也、今者檜葺也、自嘉吉二年十月廿八日始十一月三日御體若宮殿入申、同廿二日棟上、同廿四日印刻御遷宮、御體之役、神主、所司一和尚金剛佛子權律師教景、供養役者、惣禮四ヶ法用並讚鉢向廻向、在御供<sup>キヌ有</sup>前奉幣者、預所紀朝臣光忠、令勤仕、其後御神樂一神子相宰女、其外惣庄神子□出、于時所司一和尚金剛佛子權律師教景二和尚<sup>御膳所</sup>、大願主預所紀朝臣光忠敬白、

(裏 面)

御遷宮、任先規行之、表白、導師者、教景、祝師者賢景、檜皮師手間百三十人、右筆教景敬白、上葺奉行者所司和二檜金剛佛子丹後房賢景、嘉吉二年十一月廿六日敬白



### 三、寺院・寺院址

#### 専應寺

四條村大字野崎

戸森山と號し眞宗の名刹なり。宗祖眞大師の直弟廿四輩第二十二番、手塚唯信の開基にして、唯信は初め常陸國那珂郡に一字を創設して傳道布教を行ひしが、後、師命を受けて當地に移り、専ら弘道に従事せり。當時、此地の古刹、三論宗福蓮寺の廢れたりしを見て、佛教有縁の地となし、終に、こゝに寺基を定め、堂宇を起し、福蓮寺を再興し、宗祖眞大師より専應の寺號を授けられ、爾來法燈相傳へて今日に及ぶ。寺内に太子堂あり。聖徳太子の靈像を安置す。蓋し三論宗福蓮寺より傳へしものか。寺院に佛畫佛具其他古記録を藏す。

#### 慈眼寺

四條村大字野崎

山號福聚山、曹洞禪寺にして山城國綴喜郡地藏の末寺なり。河内平野の東に亘れる生駒連山中、飯盛山と相並びて少しく平野に突出せる尾崎の丘陵上に位す。寺域千四百坪、高野街道に面せる石礎を登り盡す所に、南面せる方五間の本堂あり。長廊屈曲して庫裡と方丈に連る。境内別に觀音堂、彌陀堂存す。君塚と稱するは江口の君のために建てられしもの、此外行者堂、羅漢堂等あり。本尊三尺五寸の十一面觀音像なれば、里人野崎觀音と通稱し、慈眼寺とよべば知らぬ人多し。

昔時毎年四月八日の灌佛會には、無緣經を修し、賽者群集す。殊に浪華の老若にして、寺に詣づるもの 一は舟にて寢屋川を溯り、一は堤上の陸路を歩み、水陸の男女、惡習嘲笑互に屈せざるを以て誇りとなす。所謂野崎詣は都鄙年中行事の一にして、山野一日の快遊を恣にしたものなり。

#### 即事

輓 山 陽

輓 輓 輓

兩三分隊上堤行

舟中堤上呼相答

十里孤蘆夕照明

此地頗る眺望に富み、近く攝河の平野を俯瞰し、遠く煤煙の大阪を望み、紀淡攝北の山容亦依稀なり。菜花の頃は黄金滿地遠く數里に亘る、その昔、深野池の脚下に水を湛へし頃は、風色の更に勝れるものなりしなるべし。

寺記亡びて詳に知るべからざるも、その始は、南天竺波羅國大悲の聖蹟に摸して建てられたりといふ。今に至りて寺前の池を波羅奈澤といふ。一條天皇の御宇、攝津江口の遊君某なるもの宿痾の平癒を祈願し、靈驗を得てより、遠近傳へきゝて尊信するもの多く、數年ならずして寺宇坊舎の再興を悉く成りたれば、江口の君を中興開基と呼ぶに至れり。その後、龜山天皇の朝、權大僧都實慶當山に寺職して、弘長元年寺記をかけり。伏見天皇の時、沙門入蓮こゝに住し、力を秦氏と協せて重修す。山内今も残れる石塔婆は當時の建立に係る。永祿八年松永久秀信貴城に據りたる時、兵火にかゝりて灰燼となり。漸く本尊と寺記のみ残したりと傳ふ。

なきながら雲に眼る夕雲雀

籬 島

南阪中間に芭蕉の句碑あり

涅槃會やしは手を合す珠數の音

尙戲曲お染久松の野崎は此地なれども、共に曲中の如き人にあらず。久松は年十三、野崎の者、大阪東堀油屋某に兒守として雇はれしが、誤て主家の幼女を溺れしめ、自責の念に絶えずして寶永七年九月廿九日土藏の中にて自ら縊れたるを、紀海音の筆によりて戲曲となれり。因に境内にお染久松之墓あれども、後人のたてたるもの、もとより信を措くに足らず。

#### 三、寺院・寺院址



境内本堂の後方山腹に花崗岩九重の多寶塔あり。高一丈二尺、岩角の欠損、層位の不整等より見れば、再三崩壊したるものならん。伏見天皇の御代、永仁二年沙門入蓮が、優婆塞秦氏と戮力して寺堂を重修したりし時建てたること寺説に述べたるが如し。臺部鑄する刻字は、磨滅欠損多くして判讀すること頗る難し。

□白志者爲君等二親<sup>(二カ)</sup>靈願證並造立塔婆□寄進同□收地藏□□自北<sup>(此カ)</sup>一部余者入造出離乃至法界平等利益矣<sup>(有カ道カ)</sup>

永仁二年八月八日

願主 沙彌入蓮 敬白

同願主 秦氏 敬白

此金石文は北河内郡最古のものなり。

### 龍尾寺

甲可村大字南野

飯盛山の北麓より瀧谷の溪流を隔てたる北方、茶臼山の懸崖上にあり。起雲山と號す。もと、瀧谷の上流なる觀音山にありしが、明暦元年此地に移れり。本尊は十一面觀音の立像、丈三尺二寸、名匠春日の作になれるものなりと傳ふ。寺記傳ふる所によれば、天平年間旱魃に際し、僧行基、雨を此地に祈りしに、靈驗著しかりければ、行基を開基として創建せられ、聖武天皇の勅願所となり、三好氏飯盛に據りし時は、其菩提所となりたりといふ。今は曹洞宗野崎慈眼寺末の禪刹にして、寺寶に龍尾と稱するを秘藏す。山腹數十階の石磴を登れば、河攝の平野一眸の裡に集まり、風光頗る佳なり。

寺の西麓里道を隔て、耕田あり。約四十年前にはこゝに森と稱して松樹の茂生せる圓塚ありき。里人開墾の際、陶棺、祝部土器及直刀の腐蝕せしものを發掘せるも、今は其痕跡だに止めず。

### 本泉寺

甲可村大字菰屋

大字菰屋なる清瀧川右岸堤防下にあり。宇を杭ヶ淵といふ。蓋し清瀧川は、もと菰屋の東方より南方を流れたりしが、堤防屢決潰せしかば、流向を改修して今の如くなしたるもの、杭ヶ淵の名は、改修以前に於て、瀧水低鼻の地なりしかば、かく呼べるなるべし。此地にもと教光寺ありき。本泉寺は其上寺にして、大阪市北區鳴尾町にありしを、明治三十年五月教光寺を合併して、こゝに移轉し來り、新に堂宇を建立して今日に至る。古來菰屋御堂と呼ば、願得光善寺と共に、本部に於ける眞宗東本願寺派の名刹にし格別の寺格を有す。本尊は阿彌陀佛なり。寺傳によれば、本願寺六世巧如の四男如乗が、加賀國河北郡井家莊内二俣村に開基せるに始まる。二世を蓮乘といひ、蓮如上人の三男なり。第三世を蓮悟といふ、蓮如の第十六男にして二世に配したりしが、其子兼興早世し、蓮悟の兄實悟入りて第四世となる。三世の時、長享元年同郡若松郷に移りしが、實悟に至りて河内に來り、茨田郡土居村(今の守口町土居)に清安寺を再興して土居坊と改め、永祿八年世木今の三郷村高瀬に移る。第五世教惠の時、天正四年二月本願寺正院家の寺格の敷許ありしより、世木御坊といふ。文祿元年讚良郡菰屋村に掛所を設けたるもの即ち前記教光寺にして、同三年大阪天滿樋上町に轉じ、世木の御坊は掛所となれり。今日世木御堂と稱せらるゝ護念寺これなり。承應三年第六世實惠の時、鳴尾町に轉じ、爾來法燈相承けて今日の本泉寺に至る。古來境内に御堂の松と稱する名木ありしが、今は枯れて根株のみ保存せらる。

### 大恩寺

豊野村大字秦

村里の北端なる字垣内にありて、法藏山と號す。同寺を菩提寺とせる舊家、大津父家の記録によれば、當地と關係淺からざる秦川勝が、今は當寺の本尊となれる阿彌陀佛像と聖德太子の影像とを安置して、名を大恩寺と稱し、超世別願

三、寺院・寺院址



の大神を報じ、上宮救世の聖徳を謝するために、大和國十市郡の奏樂寺、山城葛野郡の廣隆村と共に、本寺を創建したるなりと。後世荒廢甚だしく、特に文祿年間に到りて殆んど其極に達し、舊記寶物悉く散逸したり。宗派の如きも、いつの程よりか淨土宗となりて知恩院末となれり。境内に觀音堂あり。もと八幡神社の宮寺なりし神宮寺の阿彌陀佛、觀音、不動、毘沙門天、弘法大師の木像を安置す。

岸和田と長福寺

四宮村大字岸和田

岸も和田も共に水邊に因める地名なり。里村の北方に辨天の淵と稱する瀧水あり。今は面積大ならざれども、舊時は今より西北に沼地を作りたりしなるべし。岸和田の名はこれより來れりと思はる。

正平元年四月廿三日、足利直義が河内國岸和田庄を高野山金剛三昧院内大日堂に寄進して、寺院を招致し、以て北方勢力の扶植をつとめたる、岸和田庄は、此地のことなり。

辨天の淵に隣して長福寺あり。柳塘山と號す。釋迦牟尼佛を本尊とせる曹洞宗の禪寺なり。寺記によれば、花園天皇の時、關白師教柳塘山別所寺を建立し、塔中に七福寺を建てたりしが貞和五年兵火にかゝりて、本坊を殘す外烏有に歸したり。後次第に荒廢しけるを、慶安五年、領主永井信濃守これを再興し、山城國宇治なる興聖寺の萬安禪師を開基たらしめしより今日に至ると。

常稱寺

三郷村大字高瀬

大字高瀬の世木字川東にあり。當時は元高瀬寺と稱し、聖武天皇の勅願により、天平年間僧行基の開基せる四十九院の一たる華嚴宗の寺院なりしが、龜山天皇の建治年間、一遍上人こゝに留錫してより時宗となれり。後、足利義滿修造し、堂宇壯麗を極めたりしも、元龜天正以後、織田信長の近畿平定に至る間に、兵火の災を蒙りて灰燼に歸したり。

降りて、文化年間舊寺の東方なる今の地に堂宇を再建し、明治五年、時宗より淨土宗に轉じ、京都知恩院末となれり。阿彌陀佛を本尊となす。

寶物には木像三軀あり。一は長一尺二寸春日の作なりといひ、一は長一尺二寸小野篁作と傳へ、他は鳥羽院の時待賢門院か平産御祈のため、藤原範家をして當寺へ安置せしめたるものなりといふ。又舍利一軀は聖武天皇の御代、婆羅門僧正來朝して奉獻したりしを、當寺に鎮めたるなりと。此外元和四年七月、珠阿彌の書きたる當寺の縁起、一遍上人の文書、元龜時代の除地免狀あり。此免狀によりて、此附近が嘗て河内十七ヶ所の範圍内なりしことを知るを得たり。

願得寺

門真村大字門真

舊門真一番上村字古橋にあり。俗に古橋御堂といふ。光明山と號し、阿彌陀佛を本尊とする東本願寺末の名刹なり。本尊は惠心僧都の作なりと傳ふ。文明十年三月本願寺第八世蓮如上人、河州茨田郡大場莊（古橋は後記禁制にある如く門真庄にして、大庭は今の庭窪村なれども、寺記のまゝ記す）古橋町に眞宗念佛融通のため創立せられし道場にして、元、古橋坊と稱す。此地にもと古橋あり、古川に架したるものにして板戸橋とも稱し、在原業平の「河内なる板戸の橋の遠ければ行末遠き高安の里」とあるは、此所なりと傳ふれども、如何にや。

天文元年、本願寺第十一世顯如の時、法印權大僧都實悟（蓮如の第二十三男）、此道場を附與せられてこゝに住す。永祿年中加賀國劍村（現今石川縣石川郡鶴來町）にありし蓮如上人創立の光明山願得寺を此地に移し、實悟を其開基となす。光明山は加州劍村附近に在りて日暎夕陽に光明の輝ける山岳ありしより名づけられ、清澤氏の姓は舊址にありし清き澤より附せられしと。その後、河州茨田郡土居坊（現今守口町大字土居の清澤寺）及同郡世木坊（三郷世木の護念寺）等を創設す。天正四年、正親町天皇の時、勅許によりて院家寺となりしが、石山兵亂の際、大和及能登の諸國にゆき、後歸りて土居坊に隱栖したりしが、天正十一年十一月歿せり。現今同地にその墳墓を存す。室は西園寺前右大臣公



藤の女にして、二世顯悟はその所生なり。

顯悟は此頃多く大阪なる石山本願寺に待せしが、天正十七年三月法難に殉じ、織田氏のために首級を野江里（今の大阪市東成區野江町）に梟せらる。當山の門徒これを悲しみ、兩三名相謀りて夜陰窃にこれ盗み歸り、これを山内に匿す。その頭蓋骨は今尙存す、當山の寺寶として本山に保管せらる。爾來清澤家は法統相承けて今日に至りしものにして、三世達英は西園寺賞季の女和子の所生にして、又同家の養女専子（實は有栖川宮家の姫）を迎へ室となして現住を生み、代々清華の猶子として屢堂上家と婚を通ず。

かく當寺は大谷派一族として五個寺（藤原氏に於ける五攝家に準じたるもの）の一に安められ、中本山なりしが、明治後中本山制度の廢せらるゝに及び末寺となる。地積一千四百四十三坪、本堂は十間に十一間の寢殿造様式にして、地方に稀なる巨刹なり。例年十一月六日より三日間、宗祖の報恩講を修す。古來、遠近より賽するもの多く、地方年中行事の一として有名なり。同寺に藏せし古記文書等は、此地方に屢災せし水害と明治維新の混亂とにより消失せしもの多けれども、寺寶として、傳聖徳太子作阿彌陀如來立像、蓮如上人作親鸞上人木像、蓮如上人作木彫自像（これは嘗て大阪城内に蓮如上人銅像建立を企てたるものなりし際、此像に摸せんとせしも同寺の許可なく中止せり、）親鸞上人繪傳、蓮如上人自畫自讚眞影、蓮如上人消息、來迎如來畫像、有栖川熾仁親王等御手本、其他文書類、秀吉制札等あり。右の内親鸞上人繪傳、蓮如上人作木彫自像の外は、何れも平素は京都の本山に於て保管し居れり。

此外、徳川氏より當寺に寄進せし桃山城の門ありしが、今は改築せられて、門扉欄干等に用ゐたりしと見るべき極彩色の彫刻物、柱臺等十數點を保存す。

〔禁制〕（寫）

河州拾ヶ所門眞庄之内古橋町

禁制

一當寺軍勢亂防狼籍之事

一放火事

一不懸兵錢兵糧事

右之條々堅令停止畢、若違亂之輩在之者、急度可處嚴科者也、仍下知如件、

天正拾年拾月日

筑前守花押

難宗寺

守口町來迎町

町の東都なる字來迎町にあり。文明九年二月九日蓮如上人の創設にして、同十五年四月十八日門弟慶聞房之れを繼ぎ慶長十六年三月本願寺別院に昇格して御坊と稱し、舊交野郡の一部本山の直轄を除く外、今日の北河内郡全部の同派寺院の總觸頭となりたりしが、明治五年、本山の中本山制を廢するに及びて衰へたり、然るに明治三十七年の頃より法燈再び輝くことゝなれり。

本寺は明治元年三月、明治天皇大阪御親征のため蹕を進め給ふに當り同月廿二日當寺を以て行在所と定めさせ給ふ、當時の玉座は今も尙存し、書院より一段高く廣さ僅かに六疊、往年を追懷するもの、誰か恐懼の思なからん。加之明治四十三年十月、今上陛下東宮にてましませし頃、特別工兵大演習御見學のため、淀川附近に行啓あらせらるゝに當り、此聖跡に深く御留意あらせられ、同月四日御駐泊の御旨仰出され、保存費金參百圓を下し給ふ。是に於て地方有志相謀りこれを永久に保存せんとして、聖跡保存會を組織し、此聖跡を千載に傳へんとせり。

盛泉寺

守口町濱野町

三、寺院・寺院址



守口町字濱の町にある大谷派本願寺の寺院なり、慶長十一年三月本願寺教始の創立にして、同十六年七月別院となり。現今の堂宇は天保十一年の再建に係る、明治元年三月明治天皇大阪行幸の際、廿二日難宗寺を以て行在所と定め給ひ、當寺に内侍所を泰安す。現今當寺にある塀重門は、その時たてられし表門を修理して保存せるものなり。

大阪行幸縣記録（當寺所藏）

二十二日酉上刻内侍所入御、尤御羽車貳挺官人昇之實に所立派之御事に候得共、可惜大雨中御羽車合羽にて相卷、御附堂上方始諸役人殘糞笠御女中丈乘輿之事云々

來 迎 寺

庭窪村大字佐太

紫雲山來迎寺は大字佐太なる佐太神社の南隣に位す。聖業院と稱し、寺域一千五百八十餘坪を有する淨土宗佐太派の本山にて彌陀觀音勢至の天筆如來を其本尊となす。寺記の傳ふる所によれば、清和天皇の貞觀元年、南都大安寺の行教和尚、豊前國宇佐八幡宮に參籠して、天筆如來を授けられ、これを雄徳山（男山）の寶殿に祀つて、石清水八幡大菩薩と尊びたり。降りて後村上天皇興國三年、攝津國深江（今の大阪市東成區深江）の法明上人、石清水八幡宮に厚き信仰を有し、七月男山に詣でんとせる途上、河内交野郡茄子作の南東（川越村杜鵑の松參照）にて、恰も石清水より、別當善法寺の社人をして、法明上人に前記天筆如來を授けんとして來れるに遇ひ、これより淨土宗の弘通に身を委ねたりしが、歿するに際し、天筆如來を其高弟なる實尊に傳へたり。

實尊は河内大庭の人、學徳共世に秀でたる法明の高弟なり、石清水所傳の天筆如來及び寶物を傳へらるゝや、後村上天皇正平二年八月、寺宇を守口に建て、紫雲山來迎寺と名づけて、淨土依準大念佛宗の本山となす。これ本寺の權輿にして實尊は其開基なり、今も守口に來迎の地名の残り。後村上天皇御歸依深く、放光殿の稱號をたまひて勅願所と定めらる。（當時南北の係争の盛なる時なりしかば、南方勢力の維持及扶植と關係あるものゝ如し）。次で、天皇崩御の後、尊牌を收めて追福の祈願を行へり。降りて徳川時代となりて、將軍家自らが淨土宗たりし關係上、當寺の法燈愈輝き、東山天皇以後主上竝に仙洞崩御の時は、京都泉涌寺の御尊前に於て、猷經燒香を仰せ出さるゝ例となれり。天明二年正月十九日、光格天皇第二皇子猗宮のみまかりし給ひし時、尊牌を當に納めて解脱樂院と稱し、御所より代香あらせらる。

當時は布教の關係、領主の變改、及兵亂水害等の原因により、創建以來、地を轉ずること二十有六度に及び。即ち應永三年水野村に、同十八年對馬江に、同十九年仁和寺村に、同十月攝津關郡今養路庄に、永享十一年四月大窪庄小寺村に、嘉吉元年十二月仁和寺村に、文安二年六月小高瀬庄に、寛正元年三月大窪郷に、同四年十一月田井に、永正十二年二月三島村に、文明十年七月攝津今養路庄に、文龜元年四月田井村に、永正十二年二月大窪郷の北村に同十三年七月大庭三番に同十五年十二月大庭六番に、大永四年三月大庭庄佐太に、天文十六年十月大窪庄小寺村に、同十八年六月門眞庄二番に、永祿九年八月田井に、天正八年七月仁和寺村に、慶長六年六月田井村に、寛永二年三月大庭庄七番に、同八年七月大窪郷の梶村に、同十七年八月同郷北村に、正保三年六月再び同郷梶村に遷り。延寶六年二月、當時第三十世慈光の時に至りて、當所に移轉してより、更ふることなし。本堂は享保三年二月、庫裡方丈と共に建てられたるものにして、間口九間、奥行八間、小方丈、書院、及二の四脚門は、明和二年の建築なり。其他、寶庫、土藏等の建物多く、繞らすに牆壁を以てし、一宗の本山として耻ぢざる外觀を有す。

寺寶亦多く、前記天筆如來の外、實尊摸寫の文筆如來、男山八幡より傳來の舍利塔、傳巨勢金岡筆白河法皇御持念佛八幡宮七社神影壹幅、解脱上人作八幡宮七社座像七軀、入唐秋月筆十大羅漢拾幅、其他後陽成、花園、後水尾（和歌色紙、野分せしをのゝ草伏あははてゝ深山にふかきさをしかのころゝ）靈元（龜萬年友の四文字）諸天皇の宸翰、陽光院宮懷紙、寶鏡寺宮德嚴女王御筆寺號額字、尊超法親王筆六字名號、巨勢金岡筆青面金剛、芝法眼琳賢毘沙門天、住吉法眼筆辨財天、傳弘法大師筆引接地藏壹幅、同六字名號、傳專心僧都筆谷越諸陀三尊壹幅、生駒寶山筆不動明王、張思恭



筆三聖畫堂幅、法眼常信筆壽老人、筆者不詳來迎寺緣起、安井門跡前大僧正道恕筆來迎寺新緣起等、藏する所甚たし。

菅相寺

庭窪村大字佐太

大字佐太なる佐太神社の後方（即ち東方）にあり。曹洞宗宇治興聖寺の末寺にして、本尊十一面觀音は菅公左遷の砌の自作なりと傳へ、菅相寺の名もこれより起れりと。古來久しく眞言宗なりしが、永井尙政、治所を此地に設けし後慶安年中、萬安禪師を聘して中興とし曹洞宗に改めて、永井氏の此地に於ける菩提所たらしめき。今も本堂には、永井氏累代の位牌を安置せり。往時、境内に連歌所ありし由なるも、今はなし。境内に永井尙庸の碑石あり。高一丈一尺、幅三尺五寸、厚一尺三寸餘、貞享二年三月、世子尙富の建てたる所なり。

光明寺

庭窪村大字八雲

大字八雲舊八番字宮東にあり。地積六百六十坪、正法山歡喜院と號し、眞言宗にして山城國御室仁和寺の末寺なり。當寺は大同元年、僧空海の開基創建せる所にして、元和の役兵燹にかゝり、古堂宇悉く灰燼に歸せり。本尊十一面觀音像は、其丈三尺五寸、行基或は空海の作なりと傳ふる稀代の名像にして國寶となれり。尙當寺には大阪陣に使用せし軍用鐘と稱する梵鐘を藏せり。

本嚴寺

友呂岐村大字三井

大字三井東方の丘陵にあり。本寺は、もと、五臺山本法寺と稱し、眞言宗なりしが、轉宗して本嚴寺と改めたり。現今大字三井の墓地附近なる石像釋迦佛は本法寺のものなりきといふ。本嚴寺は、稱光天皇應永二十五年、日隆上人の開基せしものにして、日隆は、始め京都にて、妙顯寺の月明上人と善からず、終に危害の身に及ばんとしければ、京都を

逃れて此地に來れり。偶當時本法寺の住侶、深く日隆に歸依し、法華宗に轉宗せり。次で、日隆は攝津國尼ヶ崎に至りて本興寺を興し、又京都に本能寺を起して、遂に尼ヶ崎に終る。日隆のかきたる曼陀羅は、今も寺寶として同寺に保存せらる。河内志所載「應永廿五年」の文字は、戒壇院と題せる一尺五寸に二尺五寸の額面の背面にかゝれたる文字にして、今尙存せり。日隆教化の結果は今も残りて、大字三井の全里民、擧りて法華宗を信ず。

光善寺

庭窪村大字出口

淵埋山光善寺は一に梓原堂ともいふ。院家勅許の巨利にして、眞言宗大谷派に屬し、阿彌陀如來を本尊となす。文明七年八月下旬、蓮如上人六十一歳の時、越前國吉崎御坊をいで、海路若狭小濱に上陸、丹波を経て、攝津唐崎を過ぎ、當時島山氏の所領たりし中振郷の内山下庄出口村に來り、箕屋某の懇請によりて法を説き、終に淀川の洲崎蘆荻叢生せる梓原を埋め、一字を建立して梓原堂と稱す。淵埋山の號も、これによりて起りしものなり。當時此地は人烟僅かに九戸なりきと。上人錫を此地に止むること三年、順如に譲りて開基たらしむ。明應三年十一月二代光淳の時、蓮如上人、自畫自贊像裏に光善什物と書せしによりて、光善寺の名起りたりと。（光善寺の名、先づ付せられて、後光善什物の文字ありしなるべし。）天文三年回祿の災あり永祿三年十二月院家に勅許せらる。慶長七年、兩本願寺、分立してよりは、本寺は東西に轉屬すること一再ならざりしが、正徳元年以後は、全く東派に屬するに至る。享保二十年、淀川枝方堤防決潰の時、堂宇大破し、更に天明年間、火災のため灰燼に歸せり。現今、寺運稍衰へたれども、二千餘坪の疆域には本堂、方丈、客室、鐘樓及び表裏の寺門ありて地方巨利の觀めるを失はず。寺の堂裡にある泉庭は、石川文山の作なりといひ、造園布石の妙、その古色と共に、地方稀有のものたるを失はず。池中の鱗塔は蓮如上人埋淵に際する瑞奇の傳説を有す。庭中の皂莢樹、亦開基當年のものなりと。

歴世法系中、四世實玄は、法印權大僧都に列し、永祿三年顯如上人より紫紋白五條袈裟を領し、同年十二月參内して



院家の勅許をうく、五代顯勝は、天正年間本願寺顯如に従ひて大阪石山に籠城し、以て信長に抗せり。本寺は、維新以前は、末寺も多く門徒亦少なからざりしが、中本山の制廢せられてより、從來の如くならず、今は門徒六百餘戸に過ぎずして、地方の名刹としては、其維持豊ならざるが如し、寺寶として、見真大師眞籠九字名號、同上十字名號、顯如上人筆用の名號、同上改悔文等を藏せり。

光善寺を南に距ること約二町、大字出口村落の中央、道路の東側に蓮如上人腰掛石あり、傳へいふ、蓮如上人、初めて、此地巡錫の折、此村に箕屋某（空念）なるものあり。上人、この石に腰打かけて、箕屋に法を説きたりといふ。平滑扁圓形の徑一尺餘ありと見ゆる石にして、箕屋が箕を作るに用ゐるものなりと。後寶曆九年此石の所在せし地主吉田宗隆なるもの、永久にこれを残さんとて、石を疊み柵を設け、傍に碑を建て。現今存するもの即ちこれなり。此碑、正面中央に、「文明七乙未年八月下旬蓮如上人御遺跡」兩側に「河内茨田郡中振郷之内山下の庄出口九軒在家之内箕屋某寶曆九乙卯歲八月建之願主吉田宗隆」と刻せり。

光明寺

蹠跽村大字中振

大字中振字垣外にあり、淨土宗西山派の末寺にして、延命山と號し、阿彌陀佛を本尊となす。慈覺大師の開基と稱し、境内に觀音堂を有す。安置せる觀世音立像は優秀の作なりと傳ふ。

一乗寺

枚方町大字枚方町

大字岡なる別子山にあり。究竟山往生院と稱し、今は淨土宗智恩院末にして阿彌陀佛を本尊となす。寺記傳ふる所によれば、當寺は元、洛北一乗寺村にありしが、皇城の裏鬼門に當れる靈域なりしかば、傳教大師は大地を相し、自ら阿彌陀佛及日吉神の二像を作りて、國家鎮護の社寺と定めたりき、元久元年八月、法然上人の高弟、鎮西聖光房、此地に

留錫して六字の名號を残せるもの、所謂名殘の名號なり。應仁亂以後の兵火に、本寺も焼失したりしを、枚方城主本多内膳正政康、應長五年當寺及び日吉神社を建造し、智恩院靈岸大和尚を請ひて、開基供養を舉げ、其高弟、光譽上人を中興第一世となせり。爾來本多氏の香華院及び氏神となり、山林其他の其他施入の地も少なからざりしが、本多氏滅亡後、地も亦没入せられ、僅に其餘喘を保ち來りしが、明治の初、神佛分離し、寺は其儘繼續し、社は村社に列せられたり。（後意加美神社に合併）、現今寺寶として、傳弘法師筆紺紙金泥の金胎兩部曼陀羅圖壹軸、聖光房筆名殘の名號壹幅、善光寺本孝上人筆絹本金泥一光三尊如來影畫壹幅、靈岸上人筆六字名號壹幅、乙御前錦金蘭の打敷、秀吉茶屋御殿使用の茶釜、天正年間與治郎作千鳥釜壹個等を藏す。

願生坊

枚方大字枚方

願生坊は、杏雲臺と號し、大字枚方字藏の谷にあり。永正十一年九月、本願寺蓮如上人、初めて建立の基を定め、其子實如の時、其意を承けて一字を延て、願興寺と號せしが、元龜年間の兵災によりて悉く烏有に歸せり。後、慶長十六年本願寺十二世教如再建して本山の別院とせり。後願生坊と改稱して、法燈相繼ぎしが、維新後末寺となる。阿彌陀佛を本尊となし、四百餘坪の境内を有す。

明光寺

水本村大字打上

附 碑石十三佛

明光寺は、天照山と號し、大字打上の東方にある大念佛宗の寺院なり。本尊阿彌陀佛は、長一尺八寸春日作なりと傳ふ。當寺は、もと天台宗なりしに、正親町天皇永祿元年、十七ヶ所門眞の道仙上人入山して、淨土宗となりしと。又當寺は古來天照大神を祭りたりし由、寺記に見ゆ。

明光寺碑石は、同寺門の右側にあり。もと、鎮守高良神社境内にありきと云ふ。別子雷神石の名あり。石質全く不明



にして、表面平滑恰も隕石の如し。正面上部に「天照山」と書し、中央に「天下和順日月清明」左に「檀主安全子孫繁榮」右に「伽藍常榮興佛法」と刻し、碑の左側に「弘治三丁巳九月吉日可信」とす。高さ四尺四寸、横二尺五寸、厚約一尺四寸、名所圖會には奇石と呼べり。

寺門を入りて右曲すれば、十三佛の石像あり。高さ三尺七寸、横二尺、船御光形の花崗岩質自然石の平面に、小形の十三佛を刻せるものにして、由緒詳ならざれども、古來有名なるものなり。

### 星田寺

星田村大字向井

字向井にあり。三宅山と號する東寺派大通寺末に屬する眞言宗の寺院にして、本尊不動明王は、運慶の作と稱し、もと山中なる小松寺にありしを、元祿十六年十一月、當地に移し來りて寺院を營み、星田寺と改めたり。尙、石造仁王天像は、移轉の時、土中に埋没せりといふ。

### 獅子窟寺

磐船村大字私市

嬰兒山の南方山腹にあり。眞言律宗にして普見山と號す。私市の村里より上ること約半里、巨巖怪石隨所に峙立して自ら幽境をなし、山下を瞰下すれば、河を隔て、遠く攝河の眺を恣にすべく、交野の平野は指呼の内にある。全山委く花崗岩質にして、巨岩の中、相重なりて自然の洞窟をなす。蓋し獅子窟寺の名の由來せし所なるべし。今元祿五年に成れる岷山の沙門月潭の物せる寺記を按ずるに、役小角、始めて、此地を相して藥師如來の淨土となし、聖武天皇の御宇に及び、僧行基勸願を承けて梵刹を創建し、金剛般若窟といふ。窟前に、廣堂數間を構へ、又經藏、鐘樓、食堂、僧寮及び二層の塔婆鎮守の神祠、辨財天祠を建て、山場四至の結界に、各寶篋印塔を造立して、當山の鎮とす。僧房、都て十二院あり。

天長中、僧空海、此山に寓し、壇を立て、佛眼明妃の法を修す。其後歲月を経て、堂宇漸く傾きしが、適々、龜山上皇、王躰不豫の事あり。則ち獅子窟の藥師佛の靈驗著しきを聞召して、親ら聖躬の安穩を祈らんが爲、車駕をめぐらし臨幸し給ひ、山下半里許の所に行宮を營み、こゝより日々至誠所請し給ふ。私市の院田と稱するは、即ち此所にして、觀音寺ある所即行宮の跡なり。聽て、御惱も平癒しければ、大いに歡ばせ給ひ、有志に命じ、荒廢を興させ給ふ。殿門煥然として壯麗舊に復す。現今、山石崿崖の下、荒草涼煙の中に、二基の古石塔婆あるは、一は即ち皇陵にして、他は即ち后陵なりといふ。傳ふる所によれば、龜山上皇、大檀那となりて寺領並に黄金を喜捨し給ひしにより、酬思のため、嘉元三年上皇崩御の時、賢空僧都、上皇の契勅を忘れず、御殘骨を申乞ひて、古塔婆を營みたるものなりと。此陵の近邊を、古より、皇府と稱し、除地なりき。又本堂藥師如來の左背後に、往昔傳來の「大檀那龜山法皇尊儀」と題せる古き御位牌あり。上皇御再興の堂宇輪奐の美も、文祿慶長の兵火にかゝりて荒廢に歸しければ、寛永年中、影向和尚の力により再興す。然れども前の十の一にも及ばず。現今寺域少許の外、無檀下無資にして、僅に守僧の洒掃するのみ。

○本尊藥師佛は、座像長三尺許、行基の作なりと云ふ。大正三年八月廿五日、文部省第二百二十七號を以て國寶に指定せられたり。

○頻頭盧尊像 本堂に安置す。地方旱魃の折は、此像の顔面に白粉を塗末して、鮎通の瀧より倒につるし、雨を祈るに、靈驗あらたかなりと云ひ傳ふ。

○獅子窟、本堂の北にあり。中基金剛大般若窟と稱す。窟前に燈爐堂あり。

○寺記元祿五年當時の住僧、會曉和尚の請により、岷山の沙門、月潭道澄が書きたるものにして、光影和尚の寫せる舊文寺記を摸したる由なるも、舊記は今存せず。

新後撰



靜仁法親王獅子の岩屋に籠り傳る折にまかりて歸るとて讀み侍ける 權僧正教範  
夜もすがらわけつる道の露けくも

思ひおくにぞ神は怒れける、

同 返し

靜仁法親王

立かへる山路もふかき白つゆの

おくる袖はぬれまさりける、

靜仁法親王は、土御門天皇の皇子にして、當時に籠り給へるは、其年時詳ならざれども、北河内地方と深き關係ある承久事變と交渉あるにあらざるか。當寺が、今も尙眞言宗大營寺派山城國檜尾山西明寺末に屬すること、龜山上皇の獅子窟寺御參籠の事、正平年間當寺の寺衆が、延尊寺衆徒並に津田衆と共に楠正成を助けたる傳説によりて、早くより討幕に干與せしを知るに難からず。

河内名所記に

本堂は藥師如來屏風岩とて、かべの如くなりて大石あり。高さ三四間に長さ八間程なり、光影比丘寂通和尚まします寺あれば、一丁四方酒肉禁制有きれいにして殊に勝景おもしろき所なり。

ばいとりや獅子の岩屋の美人草

清 次

すさまじき獅子の窟ののきは哉

正 音

十六夜のししか岩屋の月見かな

周 國

冬籠り居喰を獅子の岩屋かな

忠 昌

とあり。

獅子窟寺

藤 本 田 居

十里松林路欲迷

金輿跡絶春鳥啼

當年獅子窟猶在

落日風來碧海西

奥の院は、數町の山奥にありて、龍岩窟と稱し、附近の奇勝と共に、古より十八景を數ふ。獅子窟、龍岩窟、無底洞、紫竹林、牛臥石、天福石、觀音石、虎嘯石、辨天石、寶蓋松、龍燈松、瑠璃殿（本堂）、寶林藏、古篁陵（百重原）貝根泉（貝多羅樹下の泉の意）漢天河（天の川）寶蓋塔、清涼壇、即ちこれなり。

扶桑記勝

獅子窟交野郡なり、行基開けり、普見山といふ、上に龜山法皇の御陵あり。又屏風岩とて大岩有、壁の如し

無量光寺

交野村大字私部

村落中央なる字無量光寺にあり。面積六百七十一坪、眞宗京都本願末派にして、阿彌陀佛を本尊となす。初め文明の頃、本地の住人、星野刑部左衛門親忠の男に能末といへるものあり。剃髮して了道と稱し、天臺宗の徒となり、草庵を此地の馬場に結ぶ。即ち本寺の開基なり。後、本願寺蓮如上人の徒弟となりて、眞宗に轉じ、天正二年石山合戦の時、堂宇悉く燒失せしを、延享年間、僧了眞の力によりて再建したり。現今の堂宇これなり。

光通寺

大字私部村落中にあり。禪宗の古刹にして、長壽山と號す。本尊は、如意輪觀音座像、長一尺五寸。後村上天皇の勅願所にして、開山は有名なる別峯和尚、創立は赤松圓心のなせしものなりといふ。京都東福寺塔頭莊嚴院の末寺なり。別峰和尚は、有名なる圓光國師にして、學識一世に高く、入明後、錫を此地に留め、後村上天皇も、こゝに參禪し給ひしといふ。創立の當時は、堂宇壯大なりし由なるも、其の後火災にかゝりて灰燼に歸し、享保中、僧覺海の中興により

三、寺院・寺院址



て、面目を維持するを得たり。所藏の文書も多かりし由なるも、今は敬逸して、僅かに左の數種を存するのみ。

一、傳奏披露狀 二通

嘉例之卷數並御茶冊袋、令披露女房奉書如此候、次廿袋送給候、喜悅此事候、猶河端左衛門大夫可申候、恐々謹言

正月廿日

重 定

光通寺

(光通寺の境内は、古來銘茶の産あり、年々禁裡に奉り居たりし由)

一、女房奉書 一

一、辻岡奉書 一

此文書中に増田右衛門尉の名あり。

一圓光國師畫像 一

足利時代のものにして出色の逸物たり、明人の畫賛あり。

一、光通雜錄 二

別峰殊禪師行道記

(續群書類從所載)

日本圓光國師、示寂之三年、門人、以其行實、託朝貢人、請予求記、乃記之曰、師、諱大殊、字別峰、周防州人也、生而穎秀、才識過人、父母知是法器、乃命出家、弱齡聞元之南菩薩者闡化關西、即往參扣、(中略)

大覺王、(大覺寺統後村上天皇なるべし)因遊南紀、聞師道望執弟子禮、而問法要、賜以圓光國師、壬午之歲、師

在光通、隣州道俗來聘、師欣然欲赴其請、夢八幡大菩薩、衣冠偉然謂師曰、和尚緣在此地、不可去、師歎曰、老僧

豈有生死去來耶、神謝而去、是年七月、示微恙、八月二日、泊然而化、門人建塔空其全身、塔曰、寂照師、世壽八

十二、僧臘若干年、得法弟子不可勝計、(中略)師、說法于和州興聖、勢州清水、播州臨濟、備州定林、河州光通、和州西光、凡六處、皆能起癡厥、茂蹟不泯俱成叢林、斯乃師之餘事也、若論其全機大用向上提持、則有語錄、行世、茲不後書云

永樂三年歲在乙酉冬十二月十有一日、姑孰沙門大方道遐撰、

釋尊寺

川越村大字村野

字寺の前にありて靈鷲山と號す。當寺所藏の釋尊寺緣起によれば、孝謙天皇の御代、僧行基の開基せし所にして、元、行基寺と稱せり。現今、行基作と稱する五尺八寸の釋迦立像を本尊として安置す。一條天皇の時、七堂伽藍十二坊成りて、靈鷲山釋尊寺と改めたり。同天皇の永延元年、赤梅檀の釋迦像、宋國より傳來し、後一條天皇は靈鷲山の勅額を賜はりしが、宋國傳來の像は、鎮座後八十年にして、京都千本端應山報恩寺に移り、更に若狹小濱に移り、復た京都嵯峨なる清涼寺に移れり。現今、國寶として同寺にある釋迦像これなり。本堂は八間四面にして、堂塔皆備はり、寺領三百二十石、各種の寶物亦多かりし由なるも、何時の頃にか、兵火に罹りて灰燼に歸せり。現今、堂の周圍に護摩田、二王堂、三寶坊、中の坊、奥の坊等の字名存す。大字茄子作の金龍寺は、當寺の別院にして、鎮守たりし春日神社は、今は村社となれり。現今、敷地約壹反歩を有し、京都知恩院の末寺となるも、無檀家にして維持困難なり。毎年四月十九日、御身拭式として、法要を修す。當寺所藏の寶物中、前記本尊は、明治二十四年臨時國寶調査の際、美術參考の認定書を交附せられ、古來秘佛として、法要の外開扉することなし。其外、三國傳來の稱ある釋迦涅槃像、亦秀で、寺寶南都繪所大輔法眼筆中山中納言定親(法名祐繁、長祿二年五十歳にて薨せし人)贊の行基菩薩畫像は、元和元年、井伊家の家臣、大久保修理が持歸りて尊崇したりしに、火難亂氣風病の災厄續出せしかば、これを近江國多賀神社不動院に移し、同院にて、復も厄難多かりしかば、延寶四年、もとの釋尊寺に歸りたりといふ。



尊延寺池之坊

氷室村

高野山金剛峰寺の眞言宗末寺にして、大字尊延なる字寺垣内にあり。幡多山と號し、今は池の坊といふ。創立の年代等詳ならざれども、地名が、尊延寺の寺名より來れるを見れば、古く大伽藍なりし事、想像に難からず。中世、河内の眞言宗諸寺院が、吉野朝大覺寺統及楠氏と關係深かりし如く當寺も、正平年間には、當寺所屬の海藏坊を初めとし、同宿三十九人が、津田寺衆徒、獅子窟寺衆徒及交野郷士等と共に、津田城主中原範高に屬して、楠正儀のために奮闘したと傳へらる。文明十八年の三宮年表録によれば、海藏坊、中性院、池之坊、中之坊、東性坊、奥藏坊、金性院、靈光院、東之坊、北之坊、常嚴院、學頭正藏院、長覺院、觀音院、大門院、信光院、勤藏坊、角之坊等の諸坊ありて、當時の大伽藍たりしことを示せり。現在残れる池の坊も、此諸坊中の一なり。

當寺は前記三之宮神社と深き關係を有し、同社の舊記に、治承二年同社再建に尊延寺藏之坊良海、永仁六年の寶殿建立に、尊延寺別當上西原淨海、天正六年上葺の上遷宮に、池部祐仙、慶長七年四月上遷宮に、池の坊祐春等の名見えたり。河内志に載せたる曆應三年七月の文字は、今池之坊境内にある石刻佛像の左側に刻せるものにして、今は、半ば地中に没して、少しく欠損せりといへども、金石文として古きのみならず、同時代石刻佛像の様式を究むるに資する一材料たるべし。本堂には、本尊たる不動明王の外、木像にして推賞に價すべき大なる彫刻物多し。手法巧妙とは認むる能はざれども、美術研究の一資料たるべし。

正俊寺

菅原村大字長尾

大字長尾字フロガ谷にあり。片町線長尾驛の南方竹林中に見ゆるもの即ち正俊寺にして、長尾山と號し、下野國都賀郡なる大中寺末の曹洞禪寺なり。當地に陣屋を設けし領主久貝因幡守正世が、亡父正俊追福のため、慶長二年、今の甲

可村字正法寺にありし聖武帝時代よりの古利なる正法寺竹の坊を領主たりし關係上(今の清瀧中野は久貝氏所領たりき)此地に移り來りて名を正俊寺とよび、關仁和尙を開山となせり。本尊は竹の坊にありし釋迦牟尼佛等身の座像にして、俗に黒佛と稱し、奈良時代の優秀の作なりと認めらる。

正俊寺境内西南方にある十三塔は、高さ約一丈五尺、これももと甲可村なる正法寺にありしものを、久貝氏が竹の坊と共に移し來りしものにして、創作の年代詳ならざれども、野崎慈眼寺の同塔と同じく、恐らくは鎌倉時代のものたるべし。

瑠璃光庵

菅原村大字長尾

瑠璃光院は大字長尾の西端に近き、山田村に通ずる道路の側にあり。東方山と號し曹洞宗正俊寺末にして、傳ふる所によれば、推古天皇の御代、高麗國の沙門德弼法師なるもの薬師像を携へて來朝し、聖德太子は、ために多慶山萬藏法院を交野郡山田里に建立して佛像を安置したりしが、後次第に廢頽に歸したりしを、正保年間久貝氏の家臣細谷氏これを得て明曆三年當所に庵をたて、尊像を安置し、以て今日に至る。本尊薬師佛は約一尺の立像なり。

明尾寺

大字藤阪なる字西先にあり。多慶山と號し、京都仁和寺に屬する眞言宗の末寺なり。本尊十一面觀音は丈一尺五寸の立像にして、高麗像徳胤が、陽明天皇の御代、本國より持ち來りて聖德太子に奉りしを、太子の臣麻魯古が伽藍を献立してここに安置せりと。中世寺運隆盛なりしが、元和兵災後衰へ今日に至る。



和田寺

牧野村大字禁野

禁野の東方にあり、醫王山佛陀寺と號す。本尊藥師師は聖德太子御作なりと傳ふ。傳説によると、當時は文德天皇皇子惟喬親王、交野遊獵の時創建し給ひし所にして、(或は弘法大師の創建なりとも云ふ)其後荒廢に歸したりしを、建武年間、楠木の一族、和田新發意賢秀再建して和田寺と改めたりといふ。眞言宗京都仁和寺の末寺にして、古來安産の靈佛として附近婦女の賽するもの多し。其地に現今和田を姓とするもの多きも、楠氏一族の和田氏と關係ありしや否や審ならず。

扶桑記勝

貝原益軒

和田寺といふ寺も禁野の内にあり、楠正成の弟和田新發意のたてしといふ。

久親恩寺

樟葉村大字楠葉

大字楠葉の北方、電車軌道に近き字中の芝にあり。大孝山と號し、行基作と傳ふる藥師如來を本尊とせる永平寺末の曹洞禪寺なり。寺域東西四十間、南北三十七間、俗に楠葉道心の寺といふ。貝原益軒の南遊紀行に

これより葛葉の里に入る俗に葛葉道心が庵の趾あり云々、

とあるもの即ちこれなり。本寺はもと西寺と稱し、今本尊となれる藥師如來は、其藥師堂に安置せられしものなりと傳ふ。西寺創設の年代は詳ならざれども、後年有名なる楠葉道心の居住せし地にして、道心の子、父の冥福母の病を祈りて、藥師如來を祈願し、楠葉七郷を修行して終世如來を護念したるより、久親恩寺の名起れるなりと。後兵火に罹りて烏有に歸せしを、延寶三年拔山英老大和尚、寺を今の地に移して再興し以て今日に及べり。楠葉道心は篠崎六郎左衛門の事にして、父掃部助は、楠正成に従ひて湊川に死し、自らは楠正儀に與して忠勤怠らず、文化二年六月には京都に

入りて足利義詮を走らし、ことあり。後發心剃髮して元梅とよび、飄然行脚の旅路に上りて行く所を知らず。其妻、遺兒二人と共に悲しみて終に病死し、遺兒姉弟二人の悲しみ、亦甚しく、弟は後正儀に仕へたれども、姉は前記の如くなしたれば、大孝山と號し、久親恩寺とよぶに至れるなりと。行基年譜に「又報恩院在河内國交野郡楠葉郷」とあるは、此寺にあらざるか。

久修園院

樟葉大字楠葉

大字楠葉の北端、字中の芝なる田圃の間にあり。天王山木津寺と稱する眞言宗の別格本山にて、大和國長谷寺の化身といへる跡宮王丸の作たりと傳ふる長五尺餘の釋迦牟尼佛を本尊となせるを以て、世俗釋迦堂と呼ぶ。古書に散見する河内山崎院は、此寺のことにして、世上これを枚方の地に擬するは誤なり。當寺は靈龜二年僧行基の創建にかゝり、聖武天皇の勅願所として、宸筆の勅額を下し、院田若干を賜はる。其四至、東は男山の内高尾峰、南は王餘魚河、北は米尾寺、西は大河即ち淀川にして、堂塔の備完く、久遠成道の儀を表せる釋迦牟尼佛を安置せる法相宗の大伽藍なりしかば、名づけて久修園院と呼ぶるなりと。

續日本紀、光仁天皇寶龜四年の條に

十一月辛卯、勅、故大僧正行基法師、戒行具足、智德兼備、先代之所推仰、後世以爲耳目、其修行之院、惣冊餘處、或先朝之日、有施入田、或本有田園、供養得濟、但其六院未預施例、由茲法藏湮滅、無住持之徒、精舍荒涼、空餘座禪之跡、弘道由人、實合獎勵、宜大和國菩提、登美、生馬、河内國石凝、和泉國高渚、五院、各捨當郡田三町、河内國山崎院二町、所冀眞鑿秘典、永洽東流、金輪寶位、恒齊北極、風雨順時、年穀豐稔、とあり。

扶桑略記亦同一の記文を載す。これによりて見れば、光仁帝の時既に衰頽に傾きしを、更に施入し給ひしを知るべし。又行基年譜に



行年五十八歳乙丑、聖武天皇神龜二年、久修園院、山崎、九月起、在河内國交野郡一條内、九月一日、將彼弟子修杜多行到山崎川、不得暇掩留、河内見一大柱菩薩云、彼柱有知人矣、或人申云、往昔老舊尊船大德所渡柱云々、大菩薩發願、從同月十二日、始度山崎橋云々、天皇歸依給云々、

と見えて、山崎橋も此時架せられたるを知る。現今此北なる山城國橋本の地名は、橋畔の意なり。當時此堂宇と共に布施屋の設備ありしと覺しく、行基年譜に、

行年七十四辛巳、聖武天皇天平十二年、布施九所之内、楠葉布施屋、在交野郡楠葉里、

と載せたり。交野天神社棟札にある布施辻は、恐らくは此布施屋の存せし所なるべし。因に記す。久修園院が交野郡一條内に在る事により、古の交野郡の條里につき、淀川の流向を基として北より南に數へたることを知るを得たり。久修園院の名につきても、古より前記の如く傳へたれど、久修は久須と音同じく楠にして、楠葉里にあれば楠園院より佛説を加味して久修園院の文字を用ひしにあらざるか。河内名所記には

釋迦堂、金橋の東にあり、立像の釋迦御長六尺、赤梅檀のよし申しつといふ、

と記し、又當寺にある不動明王は、開基行基菩薩の作なりと傳ふ。當寺も幾多の歳月を経て、法燈輝くこともありしが、元和元年大阪夏陣に、西軍の敗走せるもの、こゝに隠れて、火を放ち自殺しければ、此時堂宇灰燼に歸し、村老道悅なるものゝ力により、本尊は無事なるを得たれども、寺運これより衰へ、僅に數十項の地を残して、男山大乘院の兼管する處となりしが、延寶年間院主乘春復興を企て、次で一代の名僧宗覺律師によりて再興せられ、其後三たび衰へて今日に至る。

當寺秘藏せる寺寶頗る多し。大永四年の久修園院縁起、後水尾天皇御尊牌と共に下賜せられし同帝御用の木笏に書せられし宸筆御詠歌、同宸筆御寄進之狀、瑤宮内親王御宸筆和歌、弘法大師筆と傳ふる般若心經一卷、兆殿司筆十六羅漢

圖一幅、光明淨圓筆紺筆金泥佛遺教一卷、宗覺律師筆大涅槃像一幅、同金剛界曼陀羅一幅、同台藏界曼陀羅一幅、同來迎曼陀羅一幅、同光明曼陀羅一幅、同千手觀音像一幅、同大明國地圖一葉、同金屬渾天儀一、同地球儀一、同釋迦如來立像一軀、其他前記の不動明王像、竝に愛染明王像、銅鐵製塔などを所藏す。

御水尾院宸筆和歌

今はたゞ難波のことも打すて、

南無阿彌陀佛の身となりけり

瑤宮光子内親王御歌

池のみつ人の心に似たりけり

すみにこること定めなければ

世の中をいとひかてなるこしかたも

うき身なからの身にそなりけり

### 光長寺 址

四條村大字北條

大字北條の南端、野崎觀音の山續きにして、丘陵の平野に望めるものあり、八幡山といふ。往時其頂上に八幡の神祠ありしかば此呼稱あり。光長寺は、もと此山の西北耕地に存し、現今畑地として、其名も光長寺趾と稱す。

此地の傳ふる所によれば、今を距ること約八十五年、現今の寺趾に光長寺といふ日蓮宗の寺院あり。住僧兩名、殆んど無檀下、而かも一切不受不施を旨とし、日常の生活に何等苦しむ處なし。唯時々和泉國堺方面より舟行にて麓まで屍躰を運び、其葬式を夜間に行ひて、此山に葬る外何等なす所なし。今も此山附近に碑の散在するもの多し。日蓮宗の不受不施は、幕府の宗教政策上、從來甚だしく嫌惡嚴禁する所なるを以て、一日幕吏數多來りて住僧を縛し什物を焼



き、堂宇を毀ちて賣却せり。

はじめ此事件のありたる以前、寺僧は屢大阪に喚ばれて嚴重なる審問をうけ、特に不受不施の點に於て追窮せられしこと、逮捕の當時辛くも、江戸に免れ得たりし小僧が、後年此地の舊家なる橋本氏を訪ひ來りて、具さに當年の光景を物語りたりといふ。逮捕事件ありし以前に於ても、幕吏再三捕縛に向ひしも、巧に免れ得て、却て密かに村民を勧誘して宗門に入れしめんとつとめたれども、何れも法度を恐れて加はらざりきと。

里人は其當時より今日に至るまで、専ら佛僧を装ひし基督教の捕縛事件なりとし、切支丹云々を稱すれども、事實を審にすること能はず、たゞ飯盛城主三好氏の一族には、その當時基督教を信奉せしものありしかば、強て前後の關係を考ふれば、この疑はなきにしもあらざることなるべし。尙前記橋本家所藏の元祿年間「寺院印鑑帳」によると、法華宗なることを明記し、又天明年間の「諸事書上控帳」にも、其規摸竝に本寺が山城國乙訓郡難冠井なる石塔寺の末寺なることをも記載せり。尙同家には天保十二年丑十二月の「光長寺一件諸入用勘定帳」と稱する帳簿を藏す。

これによれば檢擧のありしは、同年の夏にして、その後始末は、北條村の村費を以てなしたる事明かなり。日本西教史によれば、三好氏は元來日蓮宗信者なる事を記せり。これも参考の一ならん。

### 龍 光 寺

四條村大字龍間

四條村大字龍間字經寺にあり、長崎縣暗臺寺末の曹洞禪寺にして、本尊は十一面觀音、寺域五百六拾坪餘あり、相傳ふ、本寺は敏達天皇の創建にかゝり、中古眞言宗の巨利として宏大なる伽藍を存せしも、頽廢次第に甚だしく、源頼朝これを補修し、次で再び衰微に歸せしを、元祿二年僧玄光再興して禪宗に改めたりといふ、本堂庫裡、開山堂、禪堂等あり、尙龍間の中央にありし龍間寺も、同じく玄光の再興せし暗臺末の禪宗なりしが、明治五年廢寺となれり。

### 廢 正 法 寺 址

甲可村大字清瀧

大字清瀧字正法寺にあり、現正法寺（中野）所藏の寺記によれば、天平十一年僧行基の開基せる聖武天皇の勅願所にして、小野山正法寺と號し、四十九院の一たる大伽藍なりき。當時七堂の備完く、寺域廣大、堂宇壯麗なりし由なるも、元弘建武の兵亂及應仁の兵火の災に罹り、堂閣僧房悉く烏有に歸し、僅かに三重の寶塔のみ存したりしを、天正年間寺僧觀海堂宇を再建せり、後慶長元和の兵亂に際し、山口左馬介、内藤新十郎等のために燒失せられ、諸堂悉く灰燼に歸したるを以て、元和八年僧圓明これを今の地即ち甲可村大字中野に移して堂宇を營み天和年間に至り、中古以來永く眞言宗たりしを、寺僧堅惠浄土宗に轉宗せり、現今清瀧の字正法寺と稱する附近に、堂の前、堂の庭等の字名存し、布目繩目等の古瓦片夥しく發見せらる。

又四條畷なる楠正行墓地内、大碑の北側にある鹽水盤は、明治九年正法寺址より移したる多寶塔の礎石にして、又現在北河内郡菅村大字長尾の正俊寺境内にある十三重の石質塔は、領主久貝氏が當時の領主を兼ねたりし關係より、彼の菩提寺なる正俊寺へ移し建てたるものなりといふ、今大字中野にある正法寺は、享和年間の建築にして當年の棟札猶存す。

正法寺境内墓石の併立せる東方に、西面して十三佛並に六字名號の古碑存す。

十三佛は、天正年間正法寺僧觀海の建立したりしものにして、地上高さ六尺、幅二尺五寸餘の花崗岩面に十三佛を刻せるものなり。石佛の左右縁邊に左記の文字を鐫せり。

奉造立十三佛逆修念佛諸一〇諸州八十一人同本願

觀海上人

天正十八季六月八日敬白

三、寺院・寺院址



觀海上人は、正法寺を再興せし人なり。

六字名號の古碑は、前記十三佛と併立す。天正五年の建立にして、高五尺、幅三尺、厚五寸の板狀花崗岩の石面に左の如く鐫せらる。

三界二十五有六道四生含識

南 無 阿 彌 陀 佛

千時天文五年四月十九日敬白

以上の二碑は、孰れも、元正法寺（清瀧）境内にありしを、元和以後寺院の移轉と共にここに移されしものなり。寺説には、これも觀海上人の建立せるもの、由傳ふれども詳ならず。

尙同寺本堂階段の側にある水鉢は、石棺を其まゝ利用したるものにして、これも此附近の古墳（墓の堂、二子塚には古墳存したりき）より發掘して、持ち來りしものなるべし。

### 龍光寺址

蹠跣村大字中振

中振の南部、蹠跣神社の西隣にあり。法雲山と號し、山城國御室仁和寺の末寺なりき、本尊は釋迦如來にして、脇立は觀世音の像を安置せり。傳ふる所によれば、本寺は聖德太子の創建にかゝれるものなりといへども、年代詳ならず。創立の當時は、七堂伽藍悉く具はりて、輪奐の美を極めたりし由なるも、次第に衰微し、花園天皇正和二年僧龍圓、本寺を重修して廢れたれを興し、且つ涅槃曼荼羅像を法眼隆賢に畫かして付實とせり。永正十五年僧弘代此畫像を修理し、降りて元祿年中僧快心當寺を中興し、享保二十年本堂の修繕を行ふ。其後荒廢殊に甚だしく、明治元年四月終に廢寺となれり。而して寶物及佛像は、元當寺の隱棲別業道場たりし淨土院に預け、堂宇は明治十三年解躰して、小學校建築用材に當て、梵鐘及び般若經六百卷は他に賣却せり。洗手盤一基あり、銘に曰はく

呂本皓潔水

□漱無垢□

内外含清淨

□□得禎祥

と、風水の蝕多くして讀むに難し。現今淨土院に保管せらるゝ付實は、勸喜天玄像（銅）一軀、弘法大師座像臺軀、涅槃曼荼羅（絹地彩色、法眼隆賢筆）一幅、羅漢畫像十六幅、彌勒菩薩一軀、愛染明王一軀等其重なるものなり。

### 萬年寺址

枚方町大字三矢

長松山萬年寺といふ。今の意賀美神社の西隣、枚方小學校のある所にして、枚方丘陵の淀川河谷に臨める上にあり、長松山と號するは、惟喬親王此地に狩して、こゝに聳えし長松をめで給ひしより名づけたるなりと傳ふ。萬年寺は推古天皇の時、高麗の僧惠灌、此の地の風色を賞し中華の林岸江に似たりとて庵を營み、後清和天皇貞觀二年醍醐の聖寶上人來りて大伽藍を建立し、萬年密寺といひたりとぞ。萬年の名は天平勝寶四年に、此地に於て、萬年通寶を鑄たりしに因めるものなりと傳ふ。貞觀十四年天下疫病に苦しみし時、聖寶上人が牛頭天皇の神爾を賜はりて祭りしもの即ち後の祇園社にして、今は意賀美神社に祭らる、當年久しく施し來る混元丹は、一條天皇の時寂照法師唐土に病み、靈藥の秘法を授けられ、歸朝の後、當時に傳へたるものなりと。當時は久しく山城國眞言宗醍醐寺の末寺となり、地方の名利として知られしが、荒廢甚だしく、明治三年廢寺となり、春日作なりと傳ふる本尊十一面觀音像並に藥師像、役行者像等は、何れも枚方町淨念寺境内に遷し、今は唯石質十三層塔（缺損して層を減ず）の多寶塔と萬年寺と鐫せる石碑、並に石階を存するのみ。

萬年寺山の尖端を御殿山といふ、豊臣秀吉、此所に御茶屋御殿を建て、風色を賞したる所にして、丸石もて區域を造



りたる一部近年迄残存せり。

行基年譜に

行年六十六才、

枚方院、聖武天皇天平五年十月十五日起、

薦田尼院、

已上在茨田郡伊香村、

とある枚方院は、萬年寺をいふなるべし。

### 廢小松寺址

星田村

星田の東南約廿四五町、星田より山路甲可村大字逢坂田原村大字下田原に通ずる山中岐路の山嶺にあり。もと三宅山と稱し、傳説によると、本寺は小松重盛の建立にして、七堂伽藍の大建築物なりき、輪奐の美、山中の風光と相應じて頗る壯麗を極めしものなりといふ。今此附近の字名に堂址、南門、釣鐘堂等の稱呼存し、石牆の一部、礎石、瓦片、門址、池址等の散在せるあり。又右造仁王尊の土中に埋没せる傳説をも存す。本寺はもと眞言宗にして、本村光明寺に安置せる樂師如來（木像長五尺餘）及び星寺方の十一面觀世音（木像長五尺餘）等は皆小松寺より移したるものなりといふ。

史料通信叢書に小松寺縁起其他に關する記事を載せあり。

河内國小松寺縁起、元號荒山寺

夫河内國交野郡之上有山、其形八葉而如已削成、寔白土有聳以靈山土、歷覽四方咫尺末有貴此山也、彼峯有松、其恒現佛光、而既送數百之星霜、是則諸佛轉法輪之地也、菩薩遊戲之處也、自往昔、見人成欽仰之禮、聞者生恭敬之

信焉、爰人王四十三代元明天皇女帝和銅五年、歲次壬子四月十八日、田原卿住人、字紀八其子若石丸（生年十三歲）宗次郎其子熊王丸（生年十一歲）、中四郎其子松若丸（生年十七歲）、此三人童部、遊戲之次入此山、建方五尺草堂畢、童部各歸千家、對親云、我等山中造立一字草堂、本尊可有佛哉、彼等親同心言、傳聞、自古于今、彼山峰有頭光云々、既佛法興盛有近、早可安置本尊、但欲刻木像則霜霧侵兮、欲鑄銅像亦白波窺兮、有懼不如奉安石佛云、

其時、當郡星田郷内、有青石、童部即迎取爲御本尊、而田原郷住人、請僧圓舜奉供養畢、其後件御堂四十四代元正帝養老年中、爲雷火燒亡矣、同養老七年癸丑七月十三日、爲建立引地之時、地下有石硯一面、其面有銘、此銘視自地中掘出、始自寺中僧徒地引、諸人頂戴之而隨喜信敬無極、是則天地泰平之靈相、佛法興隆之寄瑞、所以者何天長地盛弘法利生云々、誠云、四海平安、三寶興昌、其銘揭焉者乎、仍、同十一月、草堂一字如元造終、遂供養了、天平元年己巳歲、天下在大地震、彼御堂零崩、草創石佛堂尾云、山谷流落給、爰天長元年歲次甲辰正月十三日、田原郷住人、草堂建立、童部類葉字中次郎、成願主如元造立件法堂、十四年之後、承和四年火亡畢、或説云、伐神木造之故神火自柱中出現燒失云々、承和十二年歲次乙丑二月、山陽道修行者、天台學徒僧道智、當山三七日參籠而祈念菩提、有種々靈夢、故生信心勸進十方、欲造立一堂、河内國高安郡住人、清原朝臣行光、成大願主、草堂一字如元建立、奉尋本尊之處、長谷寺觀世音菩薩、攝津國摠見寺本尊自作御還之時、寺有小松一本、則材取次一尺二寸許、木作方九寸觀音像、奉納于高三尺御堂矣、然者御本尊、長谷寺觀世音菩薩自作觀音像也、

或説云、此本尊初作、嘉祥元年歲次戊辰四月廿八日午刻也云々、其後人法共廢、及堂舍破壞之時、秦姉子（生年四十歲）、葬於夫小松景光、告夢云、趣黃壤當二七月墮地獄受衆苦、暫無休息、汝娑婆而爲我可修善根云々、爾時、秦氏女、夢覺哀悲無極、爲訪其後世、相當亡夫百箇月、延長元年歲次癸未二月廿八日、謝土祭、同二年甲申十月十三日、始引地、同三年乙酉六月十七日、七間四面御堂一字建立之、于時御堂前小松一本自然生、其末金色紙書觀



自在菩薩名號、來現給、秦氏女、拜見斯至心恭敬隨喜無極而迎奉納御堂、同五年歲次丁亥十月十八日、荒神祭、同八年庚寅正月、請長谷寺智聖道人、遂御堂供養、上人宜于意趣、見聞之輩無不信心、同夜夢、亡夫小松景光告云、酬汝所修善根我已生天云々、秦氏女、彌生信致興隆之誠、彼小松景光爲孝養建立之故、改本名號小松寺、又說云、長谷寺觀世音、以小松自作給故、號小松寺、

供養願文云、

紀納言作

昔號荒山寺、今改小松寺、蓋非四荒八挺外、現在河洲交野之中、山躰崔巍如臨鷲山之砌、峰形鬱律、似飛來峰之邊其土白皚々、國老傳云、靈仙所窟託焉、其巖青峩々神秀銘云、菩薩所遊萃矣、歷觀四方則疑四嶽之在此、遍覺陸海則覺陸合之爲基、或時者見光明之赫々、或時者觀聖人巍々、當初養老未年之比、郡人引地々中現寄硯、硯廣一尺餘、團々圓形之邊緣、有白衣菩薩來仰字、須識衆聖影向之夜、天長地久之兆也、小松者於萬年千秋之德表去冬素雪之忠、寺院者浮圖戶廟之境界、修多羅藏之住持也、然則低頭舉手之族、入場歸山之仁成、革凡得果之益、預壤突招福之歡而已、

延長八年正月日弟子等

敬白

供養之日、舞童以下舞人式衆等注文別在之、

承平元年辛卯正月十四日、願主生馬鄉人藤井清光（生年卅九年）、爲母孝養建立二間四面金堂、奉安置彌勒像、天慶二年己亥八月十九日、講堂一宇、願主秦郷住人紀行將（生年十八歲）、爲後生菩提建立之、安和元年歲戊辰七月一日、食堂造十一間、以木工卅二人、四十五日造切了、大工引物馬十疋云々、

寛和元年中、講堂爲大地震崩了、長和元年歲壬子正月十九日、以人夫八十人、五ヶ月之間引地、同年七月十一日、地鎮、同十三日、講堂立初、同二年癸丑三月十八日、終功遂供養了、承曆四年庚申二月三日、毗沙門堂造立、以土工五十人五十一箇日造立之、爰交野郡諸人、祈當生福壽、期來已得脫、通步致敬無、不願滿斯時中僧徒、郡内諸人群集點當山四方之境、定佛閣三尺尺了

限東三十二町、限南二十九町、限西十四町、

限西十四町、限北二十三町、此内大谷七、小谷十九、大道三、小路五、其中在堂舍僧坊、

根本草堂（本尊觀世音菩薩）、金堂一宇（本尊彌勒菩薩）講堂一宇、室塔一基、鐘樓、經藏、

大門（西二重、耳葺）、小門北、東大谷寶藏、南谷御谷、西谷食堂、北谷關伽井、戌亥再矢土、丑寅大地、

未甲角小池、辰巳角湯屋、金堂前蓮池、講堂矢土、

食堂前井、關伽井上毘沙門堂、坊舍六十七宇、

僧衆百廿人、兒童卅八人、

法華八講每年三度、觀音講每月十八日、

千部法華轉讀每年七月十八日、一切經會每年十月十八日、

右小松寺緣起、東寺觀智院緣起、應永古寫本也、

文政二年閏四月於本院寫三了、

從小松相邨徵古雜錄中拔出、

### 觀音寺址

磐船村大字私市

本尊如意輪觀音は僧行基の作なりしといふ。往時、諸堂完備せる眞言宗の大伽藍なりしも、慶長の役、兵火にかゝりて焼失し、今は僅かに十三層石塔婆と、龜山上皇の神牌とを存するのみ。此地の字名を院田といふ、龜山上皇獅子窟等に行幸し給ひし時、此所を行宮となし給ひ、後大悲の像を安置して千年寺と稱す。此事獅子窟寺記録中に見へたり。院田は院の田の意なり。後二條院の御宇嘉元二年の春、勅によりて本堂再興し、坊舍備はり、寺領も多く寄せ給ひける由、山號を龜王山といふは、龜山院の御名に因めるものならん、當寺も大覺寺統と深き關係を有したりき。



諸州めぐり

貝原益軒

私市村に観音寺とて寺有、古昔龜山法皇獅子の窟へ御幸の時、此所に御事をとめさせ給ふ、

中山観音寺址

川越村大字茄子作

茄子作の西方字中山及観音原にあり。釋尊寺と同じく、奈良朝頃の巨利なりし由なれども詳ならず、字地に、奥の坊、阿闍利坊等の字名存し、中石、鏡石、手洗石今存す。

本尊掛松址

川越村大字茄子作

字一本木と稱する東高野街道の西側にあり。今五畝歩の境内に、老松の枯幹を存するを見る。枯死したる上焼けたるもの高さ十三尺、周十一尺餘あり。もと圍貳丈餘の名木たりしが、明治十二年風害に遭ひて終に枯れたり。現今大字茄子作なる融通念佛宗本誓寺にこれを保管し、此處にて例年法要を營む。

傳説によると、御醍醐天皇の御代、元享元年十一月十六日夜、攝津國深江の里なる法明上人が、山城國男山八幡宮の神勅を蒙り、八幡社殿に納めたる融通念佛宗傳來の靈寶天得如來畫像を授けられて、其法燈をつぐべきを夢み、翌十七日神勅を畏み、一二の法弟を伴ひ男山に詣でんとして、此地茄子作村まで来かゝりしに、男山の社人等亦靈寶を奉じて、深江に向ふ途中、兩者相遇ひ、互に靈夢の感得を感謝して、寶器を授受し、且つ路傍なる前記の孤松に開山大師感得十一尊曼陀羅初め五軸の尊像をかけて、稱名念佛せり、聽て日も暮れば、茄子作村なる犬井甚兵衛宅に一泊して、寒夜の甘酒に其歡待を喜び、翌日歸路に就きたりといふ。枯松の側に一碑あり、融通念佛天徳本尊掛松の十字を勒す。世上杜鵑の松といふは、其鳥の聲調、古來「本尊かけたか」と鳴くと唱ふるより稱せしものならん。もと此松の附近に數軒の人家ありて、毎年七月の地藏會には、大和國より來れる六齋踊躍念佛會行はれ、參詣者蝟集し來りしが、此事止み、

人家も明治二十五年悉く他に轉退せり。

從三位實仲

御佛の誓はなほもふかみどり

よゝに榮ゆる松の木高さ

百濟寺址

山田村

百濟王神社境内東方なる林中に礎石を残せるものこれなるべし。礎石の布置より見て、塔、樓門の址自ら知るを得べし。今此地の東北五町に堂山、尼寺等の残れるは、百濟寺尼寺の址にはあらざるか。百濟寺は勝曼陀羅山と號し、天平九年九月百濟王神社と共に建てられしものにして、僧房廿八、末院十八、侍者三十六人を配し、宣敎大師の奉行せし所なり、桓武天皇、延暦十二年十月、此地に遊獵せられし時、當郡今年の田租を免し、陪從諸司に各物を賜ひたる上、百濟寺に近江、播磨二國の正税各五千束を旋入し給ひ、(續日本紀)嵯峨天皇弘仁八年二月交野行幸に際し、本寺に綿一百片を施捨し給ふ、(日本後紀)、降りて土御門天皇建仁二年十月交野行幸あり、(明月記)同天皇承元二年九月七日、御鳥羽上皇交野御堂に供養し、密かに御堂に御幸せられし御堂は、即ち百濟寺にして、(百練抄)百濟王神社の條にいへる如く、承久變の準備として百濟王氏と結び、地方人心の糾合をはかれたるものなるべし。この以後かゝる名刹に關し史籍に見る能はざるは、承久變後の始末として、北條氏の處分せしものにあらざるか。



## 四、古墳

### 中垣内古墳

四條村大字中垣内

中垣内の村落を東に過ぎて、古堤街道を上れば、路傍左側の小丘をなせる頂にあり。今は僅かに、其痕跡を見るに止まるも、明治四十一年の頃、山土地均しの際、發掘せられしものにして、古墳としては、比較的簡單なりしもの、一なり。今當時の構造と、埋藏物とに就きて、左に述べべし。

通俗所謂、石棺に代ふるに、數箇づゝの花崗石を以て、長さ、六尺、巾二尺高一尺五寸計りなる矩形の一櫛を作り、底部は敷石なく、上部は、扁平なる花崗岩を以て其上を蔽ひて、蓋となし、其上を、更に封土にて、蔽ひしものなり。枕頭を南として葬りしもの、如し。埋藏物には、骨片、直刀、斧、の腐蝕せるもの、並に、祝部土器の破片ありき。

### 墓の堂古墳址

甲可村大字中野

大字中野字三坪の南方、舊高野街道の東側にある大字中野及其附近部落の、共同墓地にして、今は古墳としての形式、殆ど備はらざれども、其方形にして、四周より一段高きことによりて、略ぼ窺ふことを得。其南方の部落を、塚脇と稱するは、古墳の側を意味し、數年前、塚脇にて、地均を行へる際、埴輪圓筒の破片を發掘せり。尙墓地の南側に、數年前、大同電力の大鐵塔を建つる爲め、耕地を深く掘りたるに、古墳外側の堀に遭遇し、溝中の堆積物と泥土とを、明かに見るを得たり。古來正南北一直線に、通じ來れる有名なる高野街道が、此所に來りて、急に迂回したるは、此道

路開通の初めに當りて、大なる古墳を避けたるものと、見るを得べし。(兩三年前墓所の東方に、街道を改修したるため、今は然らず。)古墳は、當年相當の規模なりしも、今は其痕跡を止むるのみにして固より、何人の墳なりしかは明ならず。尙墓地内十三佛の石質古碑あり。時代の古きこと、推するに難からずといへども、詳かに知る能はず。

### 瀧谷の古墳

甲可村大字南野

瀧谷權現川の上流、すべり石と稱する所より、東方約二町の所にあり。自然石にて積める石櫛あり。石材何れも、花崗岩にして、構造極めて粗にして、墳内自由に入出し得べきを以て、參考に資すべき埋藏物は、一も見ること能はざるも、此附近一帯には、過去に於て、諸所に發掘せられたる由なれば、一種の古墳群をなせしものなるべし。

### トノ山古墳及附近の古墳

豊野村大字太秦

太秦より東に通ずる打上街道の北方約半町字トノ山にあり。野見宿禰の墓なりと稱すれども、これ近年好奇者の附會したるものにして、固より誤なり。堆土高三間位、繞らすに堀を以てす。堆土は年を経て明かに知るを得ざれども、單なる圓塚にあらずして、北東に向へる瓢塚の如く認めらる。塚上松樹茂生し、古墳としては本郡中、牧野村の大塚古墳に次けるものなるべし。保存の要あり。

牛塚は、其西方路傍北側にあり、打上街道開通の際、一部切斷せらる。圓塚形の古墳にして、舊曆五月初太秦村民が耕牛の角に菖蒲を結び、こゝに伴ひ來りて、粽を食はしむる風俗ありき。山城國太秦廣隆寺の牛祭に類するものなりしが、今は此事なし。

カマン上古墳

太秦字カマン上、竹林の上部に、發掘せられたるまゝの古墳、相並びて存す。石材は、本郡内に産する花崗岩にあら

四、古墳



ずして、生駒山西麓なる額田附近に産するカナ石と稱するを用ふ。

以上の外、トノ殿古墳を始めとして、北方一帯、古墳甚だ多く、諸塚の稱ありて從來發掘せられしもの多し。秦太秦には、これら埋藏品を藏する家も少なからずと。

まあし 塚

大字秦にあり、前記カマン上古墳の西方にあり、星田街道の南側にあり。圓塚形の古墳なり。堆土比較的淺き上に、土工用として、一部分運搬し去りたる所あり。前記太秦の牛塚と同じき秦村民の牛祭を、行ひし所なり。

王 塚

九ヶ庄村

大字高柳の北なる長榮寺の東北にあり。一に親王塚ともいひ、里人は、茨田皇子の陵墓なりと傳ふ。今は全く民有地となれり。三十四五年前には、五六坪の小丘ありて、樅木など茂生したりしを、後、漸次毀ちて、耕地となすに至れり。今より三十餘年前村内の青年、試みに地下を發掘せしに、地下約壹丈餘の處に、大なる石三箇ばかりを並べ、其上に、礫など積み重ねたり。下部は檢せずして、直に舊の如く埋め置けりといふ。茨田親王は、用明天皇の皇子にして、聖德太子の御弟なり、果してこゝが陵墓なりや否やは、審にするに苦む。東方里ならずして陵墓として好位を占むべき太秦丘陵（無名の古墳今も多し）横はり、陵墓の造營盛なりし此時代に於て、卑濕なる此地に營みしとは解し難ければなり。

尙、本大字の東方に、封土方壹間の大將軍塚と稱する小塚あり。其由緒詳ならず。

鷹塚山と官女ヶ塚・姫塚

枚方町大字伊加賀

鷹塚は、伊加賀に屬する枚方丘陵の最高地點にして、倉治街道此所を通過す、山頂數百歩の處、車塚形の古墳あり

て、附近また古墳多く存在し、開拓の際、土器其他の埋藏物の發見ありき。古來此地は、惟喬親王が、其愛鷹を埋め給ひし處なるを以て、鷹塚と稱すといへども、鷹塚は高き墳、即ち高塚にして何時の世にか附會誤傳したるものなり。土地高潤、四邊を瞰下し得て、頗る風景の美に富む。

姫塚は、大字伊加賀、枚方西に停留所より南約二町、河内街の西側にあり。廣貳拾六坪の小丘を、田圃の間に殘せり。河内志にいふ所の「百濟王女墓」とは即ちこれにして、傳ふる所によれば、百濟王俊哲の女にして、嵯峨天皇の女御となりし百濟王貴命女の墓なりと。

官女塚、一に家女ヶ塚は、大字泗町に屬し、或は下女ヶ塚ともいふ。枚方西口停留所の東北に約十歩の小丘を存す。もとは小なるものにはあらざりしならんも、四圍の耕地のため、次第に縮少したるものなるべし。傳へいふ、此墳墓は、陸奥守兼鎮守府百濟俊哲の姉にして、大納言藤原繼繩の室たりし、百濟王明信女の墓なりといふも詳ならず。

石 寶 殿

水本村大字打上

一に石の唐戸ともいふ。高良神社の南東約壹町の林叢山腹にありて、南面す。封土全く存せずして、石櫛棺露出す。横口式にして、其形式、考古界に有名なる大和國高市郡阪合村なる、鬼鬮及鬼俎と同一にして、學界に於ける貴重なる資料たり。

今其の構造を見るに、石質全部花崗にして、下に、平盤なる大石を敷き、上九尺參寸横拾尺二寸、高四尺八寸の大石を置く。其南面せる部分には、高貳尺六寸、横壹尺五寸の入口あり。其左方上下には、片開戸を入れたる形跡を在せる穴あり。其戸今見當らず。入口より奥は、即ち玄室に相當すべき部分にして、其廣さ奥行五尺五寸、幅貳尺七寸、高貳尺六寸あり。即ち普通に見る石棺を俯伏して、其一方を前記の入口とせるものなり。

前記入口の前面には、左右に長さ六尺五寸の石を、凡そ四尺五寸の間隔をおきて並立し、以て玄室に對する羨道とな

四、古 墳



せり。築造當時は之れ等全部に土を蔽ひて、封土となせしものならんに、封土及び片開戸は、何時の頃よりか持ち去られて、今日の如くなれるものにして、俯伏式石棺の完全に現状をなせる點に於て本邦唯一なり。保存の道を講ずる要あり。

埋藏遺品は、一も存するものなし。後世、之れを石の寶殿と稱し、(河内志名所圖會) 石墳たるを知らざりしものか。元祿の頃に至りて、玄室内に、花崗岩質石刻地藏尊を持ち來り、表面中央に天岩戸大日如來と刻し、其右に元祿四年辛未貳月廿八日、左に打上明光寺承譽上人とあり。明光寺は、高良神社の西に隣り、天照山と號せるより見れば、兩部思想を以て、かゝるものを造立せるなるべし。

土俗に小松重盛の舊墳なりと言ふも、取るに足らず。

河内名所圖會の記する所によれば、「又近年石寶殿の側にて金銅の壺大さ壹尺餘の物を掘出す、其鏗さ六貫目あり、中に白骨を藏む。之を官家に訴ふれば本の地へ其儘にて藏むべしとあり。しかれども山野なれば、盜難をおそれて、其地の主が宿坊本願寺家の極樂寺といふ道場、此村にあれば、其境内を深く掘て埋藏すとぞ、」とあり。

口碑によるに石寶殿附近より發掘せしは、打上百性田中勘兵衛といふ者にて、其後、私有品として神戸の外人に賣却せんとせしに、價格まとまらず。堺縣の時に至り、縣令稅所氏が之れを廳に出しめ、遂に其儘となれりと、現存せず。

### 八十塚

水本村大字打上

水本村大字打上にあり。概ね鋤かれて田となる。河内志には、八十塚、在打上村、有高家、唐家、吳家、中家、等號、鋤爲田居半、」とあり。八十は、多數を意味する語なれば、群塚の一種なるべし。目下、其形骸を存するもの、僅かに一二、由緒等は何れも詳ならず。此地、交野平野の南を限れる丘陵の線邊にあたれば、古墳の位置としては最も適せる所なり。吳家唐家等の名稱ありしより見れば、恐らく歸化民族と關係ありしにあらざるか。

### 高良神社西方の古墳と塚穴

水本村

前者は、打上なる高良神社の鳥居の西側にあり。大部分破壊され、今は石櫛の一部残るのみ。内に役行者を祀る。後者は、水本村大字寢屋宇奥山と稱する所にありて、鐵道線路其東を走る。封土の一部開拓せられたるも、尙全形をうかがふに足る。墳は、口を南方に開けり、壙内東西八尺、南北拾六尺、高四尺五寸、地積四畝廿步、由緒明かならず。

### 上藤塚と和泉人塚

川越村大字茄子作

上藤塚は、字塚原にあり、地積百坪餘の圓塚にして、波多野氏の女、保元の頃宮廷につかへて上藤となり、後郷に歸りて死し、壽永年間こゝに葬りたりと傳ふも、いかにや。

和泉人塚は、和泉人山にあり。地積僅に三十二坪、方形にして、周圍に空陸ありて古木茂生す。もと當地の豪族櫻井仲右衛門の祖なる和泉正の墳なりと傳ふ。

### 雉子塚

牧野村大字禁野

牧野村大字禁野、和田寺の東、藥師山の頂上にあり。傳説によるに、貞觀年中、惟喬親王此地に遊獵し給ひし時、三足の白雉あり、渚院に飛來りて死しければ時人塚を築きて埋めたりといふ。今、三足白雉靈と鑄せる石碑あり。されど近年發掘して古刀劍、土器等の古墳埋藏物を發見せる點より見れば、何人かの墳墓が斯く誤傳せられしものなるべし。發掘を目撃せし人の談によれば、土中に埋めたる石櫛は、西南に面して、高さ約五尺餘、巾六尺、奥行約一尺ありて、羨道とも見るべき入口は、巾二尺高さ四尺、奥行四尺許なりきと。尙交野の御狩當時には雉など多かりしものと見え、

我は雉とぞなりにける遁れ交野の狩場の吹雲におそろし地を走る

(謠曲善知鳥)

### 四、古墳



などあるより見れば、此地に多かりし雉と古墳とを連關してかゝる訛傳を生みしにあらざるか。

牧野村の古墳

牧野村

車塚

大字禁野の南河原にあり。里人相傳へて、惟喬親王の御車を棄て給ひし所なりといへども、これ亦古墳の一にして、丘上松樹茂生せり。

大字小倉の東方字柏原の路傍にあり、東に向へる前方後圓の完全なる車塚にして、此河内郡内數多き古墳中この右に出づるものなし、面積約二千五百坪、もとは二重の涅を有したりしが、今は内陸の残りて、外陸は田圃の間に僅かにその痕跡を残せるのみ。附近に大塚、赤塚、猫塚等の古墳散在して、一の古墳群をなせるも、此等は大部分開拓せられて、今は其痕跡を止むるのみ。車塚の後圓部には、埴輪圓筒の其まゝ欠損して露出せるを認め、且つ附近に圓筒の破片の散在せるを見る。古來往々桓武天皇の陵に擬せしものあれども、是れ此地が柏原の名あるにより、山城國紀伊郡柏原の御陵と混じ桓武天皇が、柏原天皇の御名ありしにより、かゝる傳説を生ぜしなるべく、古墳の結構よりいへば、桓武時代よりは遙かに前代のものにして由緒ある陵墓なるべし。

五、墓 碑

和田賢秀墓

甲可村大字南野

塚脇の南方、小楠公墓地を東北に距る約六町計、東高野街道の東側にあり。正平三年正月五日、和田新發意賢秀（或は源秀に作る。和田正遠の子、正朝の弟、正興は甚名なり。）が楠木正行に屬して、北軍と戦ひ、終に戦没せし所なり。太平記に

楠木正行舍弟正時、和田新兵衛高家、舍弟新發意賢秀、屈意の兵三千餘騎を率して、霞隠れより驀然に、四條繩手に推寄、（……………中略……………）、二番に劣らじと懸ける松田次郎左衛門、和田新發意に寄合て、敵を切らんと差俯く處を、和田新發意、長刀の柄を取延て、松田が兜の鉢をはたと打、打れて鎧を傾くる處に、内兜を縦れて馬より倒て落ちて討れにけり、（……………中略……………）今は是迄ぞ、敵の手に懸るならと、楠兄弟刺違、北枕に伏しければ、自餘の兵三十二人、思々に腹かき切て、上<sup>4</sup>が上に重り伏ぬ。和田新發意、如何にして紛れたりけん、師直が兵の中に交りて、武藏守に刺違て死んと近附けるを、湯淺本宮太郎左衛門といひけるもの、是れを見知りて和田が後に立廻り諸膝切て倒るゝ所を走寄りて、頸をかゝんとするに、和田新發意、朱を注ぎたる如くなる大の眼を見開て、湯淺本宮をちやうと睨む、其眼終に塞ずして湯淺に首をぞ取られける、大剛のものに睨まれて、湯淺臆してや有けん、其日より病附て身心惱亂しけるが、仰けば和田が忿たる顔天に見え、俯ば新發意が睨める眼地に見えて、怨靈五躰を責しかば、軍散じて七日と申に、湯淺あがき死にぞ死にける、

又園太曆正平三年の條に、

五、墓 碑



正月六日晴、今日聞昨日武藏守師直、爲攻東條自佐々羅攻向之間、東條軍勢襲來、合戦頗火出程事也遂楠帶刀正連並に舍弟和田新發等自殺

とあり。かく太平記は、湯淺に切られたりといひ、園太曆は自殺となす。何れも當時風聞に基きての記録なれば、そのいづれなるかを知る能はず。此外阿蘇文書、並に島津文書には、單に殞命又は討留と記せるのみ。

墓地は、明治初年の頃迄は、僅かに三十二坪の小丘の上、小さき五輪塔二基あり。古木一株、葛生ひ茂れるのみなりしが、明治八年有志者八拾坪を寄附して植樹を試み、後明治三十年、正行の五百五十年祭を、四條禊神社に於て執行せらるゝに際し、更に境域を擴張して、四百五十一坪となし、更に植樹して風致を添へたり。

境内中央に、位牌形の石碑一基あり。天保二年浪華の人永田友之の建てし所にして、高三尺餘。

表に

和田源秀戦死墓

裏に

昔とへばすゝき尾花のあらし吹く、

天保二年九月

浪華の友

永田友之

と刻めり。今は繞すに、玉垣を以てす。古來いかなる故にや、齒痛に惱めもの遠近より詣で、賢秀墓としてよりも、寧しる齒神様と呼ばれて有名なりしが、近來漸次、此事失はるゝに至る。蓋し、和田氏の戦死は、通俗傳ふる所、湯淺に首を刎ねられ、首のみ湯淺の鎧の上より嚙み付きたる由傳ふるものあれば、或はかゝる所より、此迷信の出でしはあらざるか。

### 楠正行墓

甲可村大字南野

字雁屋なる庄田と稱する所にあり。境内面積一千五十四坪。河内街道の西に沿ひて略正方形をなす。城内青松の間、一株の老樟鬱蒼として、晷影を遮るあり。樹幹長からずといへども、周圍廿八尺、枝四方に延びて、方二十餘間に及べる名木なり。大字南野に存する舊記によれば、老樟は正長二年（中途改元して永享元年となる。）山城國有志の植樹せしものにして、（里傳一に飯盛山より移すともいふ。）始め、墳上に小石を挟みて、東西兩側に二本を植えたりしが、次第に成育して、終には小碑を包み、今は全く、一本の如くなりたるなりと。

樹下東側に高三尺中一尺餘の、花崗質自然石の小碑あり。表面に南無權現と刻む。側面の文字は年所を経たるため風化著しく、今は欠損して讀むこと能はざれども、大字南野古記録によりて、天正十二年正月廿八日なりと、知ることを得たり。南無は南木なり。即ち楠又は楠木なり。楠子衰亡後、室町幕府の世となり、楠氏の遺業は影を没したる時なれば、幕府を憚りて、其遺蹟をとふものなく、前記老樟の植樹さへ、世を憚りて夜間植えたりと、傳へらる。小碑建立の時は、恰も、豊臣氏大阪築城の頃にして、足利氏滅亡の後なりといへども、尙世を憚りて、かくせしものなるか。

此地は、正平三年正月五日、正行が、一族將卒と共に、戦死して、遺骸をこゝに埋めし處、（首は京都六條河原にさらされたり）往時は、瀧畝の間、除地僅かに壹畝廿三步、圓塚様の上に、老樟古碑のたゞ存するのみにして、荒廢年久しく、徳川氏時代に於て、大阪城代が御勝山巡見の際、禮拜するを常とせし外、公に靈を慰む人なく、天下の志士をして、慷慨おく能はざらしめき。文化六年九月、大阪市高麗橋通の人松生文齡、正四位下檢非違使兼河内守楠公碑と題する碑を樹下に立つ。今老樟の南に東面するもの、即ちこれなり。碑は花崗質位牌形高六尺餘、巾三尺四角、村瀬栲亭の撰にかゝる碑文を各面に刻す。字數二千有餘、此一文字を刻するに一朱の費用を要せしといふ。

明治維新の後、楠公の誠忠を慕ふもの多く、當局の司と地方有志の熱誠とにより、明治七年に、耕地八畝貳拾壹歩、八年更に貳反壹畝歩を擴張し、繞らすに、石壘を以てす。即ち今の境域にして、老樟の外、現今繁茂せる松樹其他は、此時植樹せられしなり。同時に、有志の計劃により、四條村中垣内の山中より、巨石を搬出して、建碑を企て、十年十



二月功成り、十一年一月建碑式を擧ぐ。

花崗岩質位牌形三段となる。下臺十八尺角高五尺、中臺九尺角高四尺、本碑五尺角高拾六尺、これ等の運搬には地方人の競ひて勞力を寄進したる美談多し。表面題する贈從三位楠正行朝臣墓の大文字は、大久保利通の揮毫にかゝれり、本邦稀に見る大碑なり。明治十八年五月、殉難將士の表忠碑をたて、同三十五年楠公夫人の碑をもたつ。

吉野拾遺に

楠正行の墓所にいかなる者のわざにもや有りけんかきつけける

楠のあとのしるしを來て見ればまことに石となりけるかな

と、ある當年の石のしるしは、今は巨大の碑となりて仰ぐ人多し。さるにても正行戦没おかれし石のしるしは今何處にやあらん。口碑傳ふる老樟の株間に抱かれて存するにはあらざるか。

### 秦川勝墓

豊野村大字秦

大字秦の北方、觀音山の低夷せる丘上墓山にあり。寢屋川の上流其南を流る。方三間餘の封土の上、老松茂生し、繞らすに楨の生垣を以てす。中に五輪塔あり。高七尺餘、慶安年中建つる所にして、臺石<sup>ダイシ</sup>勒する所の碑銘四百餘字。風雨の蝕する所となり、頗る讀むに難し。初め此所に壹丈餘の五輪塔ありしが、文祿年間豊公淀川築堤の際、石階と共に持ち去りしかば、慶安二年更に現在のものを建てたるなりと。大字秦及太秦は、古來秦氏の族の居住せし地にして、其後裔たる大津父氏には、舊記の存するもの多し。大津父の一族、西島其他同族の者も多く、大津父氏の直系、一時絶えしかば、今は西島家より入り繼ぐ事となれり。欽明紀に、

天皇、幼時夢、有人云、天皇寵愛秦大津父者、及壯大必有天下、

とあり。大津父氏は此家のことなり。

尙、川勝碑の左側に南面して、高四尺、幅六寸、の小碑あり。正六位下兼右衛門生秦武文と勒す。攝陽群談には、武文の墓は、攝津川邊郡なる尼ヶ崎海岸寺にあり、と、記せり。

河内國茨田之河東太秦北峯廣隆郷廟碑

道之所貴三脫、俗之所重五常、孝聲彫金版、忠德益刊石、厥當權誰行、厥至人何在平、爰有小德位大花上秦造河勝廣隆者、欽明天皇御宇、化生大和國、天皇一夕夢、有神童告曰、我是秦始皇後身也、以有緣生日域請爲臣矣、時大和國有大甕流來止三輪明神廣前、土人開視有一男子、身體如玉、土人奏之、天皇曰、所夢此人也、舉養賜姓曰秦氏、其才智與年相長、至十五歲、早授大臣之位輔國柄、於五朝、興佛法於我國、先上宮之官軍、伐守屋之法敵、亦奉爲國家創建伽藍、行伎於禁裏、使萬民康樂、至于推古天皇宇、致仕受命而退、即賜職位封祿、遂廼歸天眞之靈廟矣、痛哉、初、昔有於此所五輪石塔、高一丈餘、下疊方石、四方石階、塔銘叮嚀也、而豐臣公文祿年中、近里諸石取之淀川入彼堤底背散支堤既絶、傳聞將斷遺名、粵秦姓河勝氏長明、嗟告先祖廟跡、兼承武國遺志略舊記書且補、後廢、乃銘曰、

靈德無邊 仁海莫潛

顯天浮水

分影剎座

獨有化生

名河勝臣

持國變人

秦王後身

五朝輔柄

治國安民

奉聖誅屋

紹隆佛神

彼爲始皇

此爲大臣

應用難測

亦化何臻

慶安季歲次己丑仲夏上旬

謹誌

### 義民喜左衛門樋と石塔塚

三郷村大字寺方

寛永の頃、寺方に喜左衛門と稱せる義民ありき。往時寺方附近一帶は、地、昇濕にして、排水の便極めて悪し。少しく雨あれば、農民常に其害を被れり。里民官に開闢を乞ひしに、橋波の南方に設くることを許さる。而して、下流寺方

五、墓

碑



附近の地は、其被害却て舊に倍せり。里民、更に無害の地に移さんことを乞ひしに、これを許さざりければ、寛永十一年、喜左衛身を挺して、官許を俟たずして、岡を南寺方の東端に移し、その身は寛永十二年三月十五日刑せられたり。これにより、彼の恩恵に浴せる村閭凡そ十二、岡を名づけて喜左衛門樋といふ。明治十五年三月、附近の有志等、往年の義舉を追想して、碑をたて、爾年三月十五日を期して、法要を營むこととせり。其側に石塔塚あり。地積約三畝歩、古來和泉式部の墓なりと稱すれども、確實ならず。

大藏 岡 碑

庭窪村大字藤田

大字藤田<sup>トウダ</sup>字大藏新田にあり。古來今の庭窪の地は、排水の不便多くして、少しく降雨あれば、水田直に變じて、沼澤となり。里民の被害累年少なからざりしが、藤田に彌治右衛門といへる義民あり。自ら身を挺して、慶安年間官許をま<sup>た</sup>ずして、大藏樋と稱する門樋を新設し、排水の便を開きたりしに、幕府、許可なくして恣に設けたるを詰り、慶安二年三月廿二日、磔刑に處し、所有の資財を、沒收して、一家を斷絶せしめたり。されど、此岡設置のため、今日其餘澤を蒙る處、五百廿餘町歩、門眞、守口の各町村に於て、四十餘町歩なり。されば、明治廿九年に至り、其義舉の恩澤を追想して、こゝに建碑せり。碑の高さ、壹丈餘、且つ基本金の利子により、毎年三月廿二日、本村極樂寺に於て、法要を營むこととせり。

橋 正 信 墓

津田村大字津田

大字津田村落の間。封土東西貳間。南北六間。上に無名の石碑あり。傍に、老松聳え、前に石燈二基を建つ。勅して、津田周防守橋正信靈前天明五年己二月廿五日津田太郎左衛門橋正興とあり。紀伊續風土記其他によれば、正信は橋氏楠木正成の支裔にして、延徳年間津田城を築きたりと、傳へらるゝ人なり。

王 仁 墳

菅原村大字藤阪

大字藤阪の東北奥伏山、字御墓谷にあり。四周、石垣土疊繞らし楓櫻松杉を植えて風致を添ふ。中央渠を設け、内に、方二間、高さ七尺許の土壇を築きて、一碑を建つ。高さ六尺、巾二尺、厚さ一尺八寸、花崗岩質にして、表に、「博士王仁墳」と記す。此碑は、文政十年、招提村の人、家村孫右衛門盈徳が、有栖川宮家の臣大石兵庫と謀りて、建てしものにして、表面に勅せる博士王仁墳の五文字は、有栖川宮の御染筆にかゝれり。現今の境域及風致は、明治二十五年より同二十七年に亘りて、地方有志の努力により、擴張整理して、現今の風致を添へたるものなり。

初め、此地は、百坪餘の狹隘なる中に、自然石の一碑ありて、石製花筒、同手水鉢を存し、里俗「おに塚」とよひ、齒痛並に瘡病に靈驗ありとして、信仰するのみなりき。現今境内の東北櫻樹の中にあるものこれなり。此地を、王仁の墓と認めたるは、享保年間、五畿内志編纂の爲に巡視せる並川永にして、かゝる古墳が、世に知られずして、湮滅に歸せんことを悲しみ、領主久貝氏に進言したるため、久貝氏より、方一尺高二尺五寸の小碑を建て、博士王仁墓と刻せり。前記小碑の側にあるもの即ちこれなり。

博士王仁は、應神天皇の御代、來朝して、我國文教の祖となりしは、人皆の知る所。又河内に住して、西史部<sup>カシラヒトベ</sup>の祖となりしこと、明かなれば此地方に百濟歸化民族のために終焉の地を求めしなるべし。古來「おうに塚」と呼べるは、王の字音はうなれば、何れも呼ぶも同じかるべく、河内誌には、「於爾墓」と、かけり。

日本書記 應神天皇秋八月の條

於是、天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有邪、對曰、有王仁者是秀也、時遣上毛野君祖荒田別巫別族百濟、乃徵王仁也、同十六年春二月、王仁來之。……是書首等之始祖也

古事記 (應神天皇)



又科賜百濟國若有賢人者貢上、故受命以貢上、人名、和邇吉師、即論語十卷、千字文一卷、並十一卷、付是人即貢進、

古語拾遺

至於輕島豐明朝、百濟貢博士王仁、是河內文首始祖也、

古今集

王 仁

なにはづにさくやこの花冬こもり

今を春へとさくやこの花

續日本記

桓武天皇延暦十年夏四月

最弟等言、漢高帝之後曰鸞、鸞之後王狗、轉至百濟、百濟久素王時、聖朝遣使徵召文人、久奈王、即以狗孫王仁貢焉、是文武生等之祖也、

八幡宮本記

辰孫王といへるは、則ち王仁の事なるにや、是れは百濟王の子孫にして、應神帝の徵に應じて、本邦に歸化し、儒教を廣めし人なり、右の二説何れが是にして、何れが非なる事を、知りがたし、姓氏錄にも、王仁は漢高帝の後鸞王より出るとあり、又文忌寸、武生宿禰、櫻野首、栗栖首、古志連皆王仁の後なり、王仁遂に我國にとどまり、年經て後卒せり、其終れる年詳ならず、河内國交野郡津田の-new田に、王仁の墓あり、又泉州にも、王仁の社あり、境の東なる藪が池の邊にも、王仁の社あり。

夏山雜談

河内國交野郡藤阪といふ所に、王仁の墓あり、土俗に鬼の塚といふ、わうにんをおにとあやまりたるといへり、嘯樂鷹按ずるに、王仁の和訓わになり、古事記に、和邇吉師とあり、日本人となりたる上は、わにと訓ずること勿

論なり、さればわにの塚といふべきを、わとおと語音通ずるが故に、おにのつかといひつけたりと思はる、又同國に和爾の池といふあり、是れも王仁の古き名の残りたるにや、

田 中 華 城

平堤隔水一燈紅

人語梭聲深樹中

行識王仁荒墓近

暗香襲袂野梅風

久貝氏並に細屋善兵衛墓

菅原村大字長尾

大字長尾正俊寺山内東一町松林平地の間にあり。久貝氏第四代圓明院の墓地なり。封土高さ四尺、方三間、繞らすに石玉垣を以てし、數株の赤松、並に雜木、其上に茂生す。前面二基の石燈あり。寛文年間家臣の建てたるものなり。

細屋善兵衛の墓は、正俊境内墓地にあり。善兵衛は、領收久貝正俊の命をうけ、始めて、長尾の地を開拓したる人にして、碑は、方二尺の蓮臺、座上高三尺、巾二尺餘の自然石を以て造り、表に村興院殿梅林如休居士なる法號を刻み、碑背に、寛文六丙午歲二月五日と鐫す。其他、側背兩面に、和歌一首づゝ刻みたり、されど判讀するに難し。

田 口 氏 墓

山田村大字田口

仁明天皇外祖田口氏は、此地の出なり。

續日本紀

仁明天皇天長十年三月乙卯、勅山城國相樂郡持山墓、(仁明天皇外祖父)河内國交野郡小山墓、並可置守家一畑、延喜諸陵式

小山墓、贈正一位田口氏仁明天皇外祖母、在河内國交野兆域東西三町、南北五町、守戸二畑、

五、墓

碑



右記せる田口氏の小山墓は、大字田口村落西方耕地の間にあり。廣さ三坪許り、高さ五尺餘の小丘封土の上、荊薊の茂生せる中に碑石ありて、仁明天皇外祖母贈正一位田口氏之墓と鐫せり。諸陵式に記する兆域に比して、稍小き感あれども、永年の間、次第に耕鋤されしものなるべし。現今所在地の字名は、明治六年地券以來字中島と稱すれども、舊時の名は、何れも小山とかけり。

## 六、古城址・古戰場・臺場址

### 三箇城址

住道村大字三箇

弘治永祿の頃、三好氏が飯盛城を本據として威を近畿に振ひし時、本城は、其支城となりて正面の防備に當りたり。現今の大字三箇は、當時は三箇島と稱し、深野池中三箇の小島ありき、現今の大箇、下野、押廻は各其島址にして、三箇城は、大箇及江の口に亘りて存し、四周に深野池及水田を繞りし要害の地なりき。城址は、現時宅地及耕田となりて城屋敷の古名を存するのみ。重編應仁記に

畠山家蜂起三箇城軍の事

其頃六角家より催されて、紀伊河内に在りける畠山家の諸侍共浪人ながら一揆せしめ、根來の衆徒を相催し、畿内近國に有りと有らゆる諸浪人の身の置き所なき輩を、盜賊溢者土民を相催し、一揆悉く蜂起して、高政（畠山）を大將とし、多勢此所彼所に勃興す、中にも今冬高屋城の北、三箇といふ處に、三好下野守政成居住し當時の仕置を沙汰しけるに、例年よりは大雪にて敵も味方も軍などはなし難き時節なればとて、城兵油斷の餘に加勢の者共も抜け抜け皆己が在所飯盛の城へ歸り、三箇の城には唯野州の手勢少し残り居たれば、殊の外に無勢なり畠山の臣宮崎隱岐守老巧の將士なりたれば、三箇城へ忍びを入れて此躰を聞届け、又物見の士を遣はし地形を見定め、高政へ牒し合はせ、同年（永祿五年）十二月廿五日雪中の鷹狩に出づると披露して、潜に多勢を引卒し各鎧の上の鷹野羽織を著さしめて鷹を据え犬を引かしめ、三箇城の附近迄道々鷹を遣ひ行く、頓て城近くなりければ、寄手の大勢鬨を作り旗を差上げ皆一同に攻入る程に、三箇城の小勢共思ひもよらず、周章騒で防戦にも及ばず、雪中を逃げ回る

六、古城址・古戰場・臺場址



を、悉く追ひ散らす、城主下野守政成も力及ばず搦手の方より遁れ出で十四五町程落延びけるを、畠山方の玉置與九郎間違なく追ひかけ鎧を以て突落しぬ、下野守の郎黨走り來りて主人を肩に引かけ引き退く處を、川口善兵衛といふ者、玉置を助け來り追ひ驅けて遂に下野守を追ひ落し頸を取りて差上げたり、其後玉置は下野守が太刀を分捕しけるに、太刀の作は天國刀は雲次とぞ聞えし、かくて城兵或は落行き又は討死しぬる程に、城は其後落されて畠山家へ取返しぬ宮崎隱岐寺丈武功を褒めぬ人なし、

又師淳記明應六年十月十三日條曰

同日河内にも大合戦有之云々、十月三日少弼殿(畠山尙長)打勝給ふ三箇にて遊佐勢多く被打之云々これより見れば、三好氏興隆以前、既に要衝の地として認められしものなるべし。城屋敷の西方は、城堤と稱し、城屋敷と共に、四圍の水田より一段高く、所謂三箇島の中最も肝要の地なりしものなるべし、此地一帯は現今住道村に屬すれども、城屋敷の字名を冠せる地域は四條村に屬し、地積約三段歩ありて宅地となる。近年耕作又は穿井の際土中より樹根及び石材の發掘せらるゝ事あり。

### 野崎古戰場

四條村大字野崎

正平三年正月、四條畷の戦ありし當時、賊將高武藏守師直、八幡を發して南進し、兵を此所に留め南軍を阻止せり。此地野崎觀音の丘陵が、飯盛山の南麓より西に突出して、急に河内平野に臨み、往時の深野池近く山に逼りて一條の隘起をなし、當年南北交渉に際し、最も形勝要害の地なりき。醍醐地藏院日記に

正月(正平二年)貳日勢事(師直)立三八幡懸河内路、進發東條城云々、但令留野崎邊云々、

四條畷合戦は正月五日なれば、北軍先づ進みて此要衝を占領せり、而して五日の戦には、大平記に

三軍(北軍)五所に分れ、烏雲の陣を成して、陰に設け陽に備ふ、白旗一揆の衆には縣下野守を旗頭として其勢五千餘騎飯盛に打上りて、南の尾崎に控へたり云々、

と、尾崎は丘陵先端の地にして野崎なり。即ち縣下野守が此に占據して南軍を阻止せるを見るべし。

後年、應仁の亂に際し、畠山義就が同政長と争ひし時、此地に戦ひしことあり。小槻長與宿彌記に

文明九年九月、河内國野崎畠山右衛門佐(義就)、與同左金吾攻長方合戦、左金吾打勝、右衛門佐引退、

とあり、楠氏没落の後、河内は畠山の領有に歸したれば、後年兩畠山氏の争も、多く河内に於て行はれたりき。

### 須奈の陣營

甲可村大字岡山

忍ヶ岡は、河内平野を一眸の裡に望み得る要衝の地なり。大阪冬の役の和議、一度破れて夏の陣起るや、元和元年五月五日、二代將軍徳川家忠は、大阪に向はんがため枚方より來りて陣を此地に定め、大御所家康亦星田に宿す。此夜風雨烈しかりしが、秀忠は父を星田に訪ひて軍議をこらし、翌六日須奈郷をいでて大阪に向へり、現今大字砂は岡山の方面にあれども、往時は今の砂、岡山を合して、須奈と稱せし事、甲可郷の條に述べたるが如し。徳川實記に

五日(元和元年五月)快晴……御所は須奈に御着陣、大御所は淀を過ぎせ給ふとき、八幡の鳥居に向ひ、陣押するは古例にあらずとて右に見なし、河内路に押して星田に御着陣あり、細川越中守忠興參謁す、速に出陣神妙なりとの仰を蒙る、やがて御所(秀忠)須奈より星田に渡御なりて御軍議あり、(中畧)この日藤堂高虎は千塚に陣し、井伊直孝は龍田越神立明神の麓に陣し、其外の軍勢は飯盛、服郡、四條繩手邊に陣し、今夜雨ふり風も烈しければ各敵夜討の用心堅固に備へたり。

六日雨晴れて天色殊に和清なり、大御所けふは河内の星田御營に御滞留と令せられければ、辰刻御所は須南の御陣よりはや御進發あり、その時安藤對馬守重信を御使として、星田へ遣はされ、先手藤堂和泉守高虎、井伊掃頭直孝より、敵八尾久寶寺邊へ打出でたれば合戦をとりかゝる由注進す、よりに御所ははや須南を御出馬あり、御旗本勢平岡まで押給ふべしと仰進めらるれば、大御所開召し、城兵足長に打て出でし上は、合戦味方の勝利疑ひなしと仰せられ、大



御所とも星田より二三里御旗を進めらる。  
又、豊内記に

大樹秀忠ハ伏見ノ城ヨリ御進發有ケリ、藤堂和泉守、井伊掃部正ニ先陣ヲ被仰付、五月五日夜半ニ及、藤堂和泉守河内スナト云フ處ヲ打立云々、  
貝原益軒の南遊紀行にも

岡山とて松茂りたる小山あり、且元和の大阪の軍に公儀の御陣所にて、御凱旋の後勝山と改めさせたまふ、勝山の西は須奈村、南（實際は東）は岡山村なり。

と記せり。岡山におりし舊家高橋孫兵衛（今は兵度縣武庫郡に寄留す）氏所藏の舊記傳ふる所によれば、慶長十九年冬の役に、東軍本田豊後守は十二月十一日、當地に來り孫兵衛重久をして、大阪に至る道程をとひて導かしめしことありしに、翌元和元年には、四月廿八日本田豊後守、藤堂和泉守先陣として同家來り、御陣所に當てられべき由を告げ、且つ忍ヶ岡に於ける井樓の築設を命じたれば、孫兵衛は附近の民家雜木を拂ひて、高壹丈五尺の井樓を作り、繞らすに三重の柵と空堀とを以てせり。やがて五月三日秀忠は伏見より來りて同家を陣所となし、旗を庭前の松に建て部下附近の民屋に滿つ。五日家康も星田より來りて大阪を眺め、大小時服、紋附木杯及び公膳所と書ける自筆の額を孫兵衛に授けたり。其夜大雨ありしも、翌日晴れたれば、將軍父子は枚岡に進發せり。（以上記する所は徳川實記と多少の相違する所あれども、参考のため記したり。）孫兵衛は大阪に伴はれ、五月八日大阪にて賞あり。爾來同家は徳川家の由緒となり、梁間二間、桁行三間の建家に、同貳間に貳間半の玄關付御座所の一棟は楣間に掲げられし公膳所の自筆額面と共に長く保存せられ、徳川氏巡見所の一に數へらる。天保二年十二月、家運維持のために幕府に請ひて白米壹千石の酒株を許可せられ、同家は酒造鑑札の發行所となり、繁榮を極めしも明治に至りて此事止む。長久松は安政元年の大震にて大に損ぜられ同四年七月晦日の大暴風雨に倒れて枯死せり。御座所は此倒木のために破損し、翌年修葺、明治十年

高橋家の轉居と共に取拂はれたるは、史蹟に由緒ある當地のため惜むべきことなり。尙高橋家は同家所藏の記録によれば、天武天皇の王子高市親王に出て、後土御門天皇の時、高橋左近將監宗知は、今の甲可一圓に亘りて三千石を領せしが、弘治年中三好氏のために削られて須奈郷のみとなり、永祿年中郷士となれり。永祿年中早見甲斐守の檢地ありし際も、尙八百石の高を有せり。西教史上ジョーヂオカヤマドノは或は此家にあらざるか。忍ヶ岡は、平野に望みて展望に便なるのみならず、前に深野飯盛の隘路を擁し、後に交野原の丘陵を帯び且つ古來京阪間の通路（文祿以前は京都より飯盛の下を通りて大阪堺に出づ）に當りたる要衝なれば、早くは四條噺戦役に於ても、高師直の本陣は此地に設けられ（太平記事より推して）、後に至りてオカヤマドノの城となり、秀忠の陣屋となりしなり。

#### 四條噺と其古戰場

四條村  
甲可村

現今、里俗呼ぶ四條噺は、四條噺神社、小楠公墓地、四條停車場附近を稱すれども、本來四條は舊讚良郡條里の制より來たれる名稱にして、眞の四條は、四條村大字北條の南端より、辻を経て北條の中間四條の丁に至る間をいひ、それより北、北條の北半より今の甲可西條兩村の境界に至る間を五條となす、讚良郡の條の數へ方は、南より流れ來りし舊大和川の流向に制せられて、南より數へたるものにして、北條なる四條町は南より數へたる第四條なり。この研究は余が十餘年前、坪割の一部を示せる北條の古圖を得てより明確となりたるものなり。現在の四條村の名は、明治の代、町村制の改正と共に新に名づけられしものにして、町名の四條と固より混ざるべきにあらず。

正平二年足利氏が楠氏討滅の企をなし、藤井守池尻、住吉、天王寺に敗れて、空しく楠氏に名をなかしめしを憤り、高師直兄弟をして、一舉にして其根據を覆さんとし、兄師直は本軍を率ゐて八幡より河内に入り、高野街道を南進して南河内に進まんとし、弟師泰別軍に將として、淀川左岸に沿ひ天王寺住吉を経て、金剛山に寄せんとせり。正行これを知り、座して敵をまたんよりはと、自らも本軍に將として一族老將と共に高野街道を北進す。兩軍相見えたる處、即ち



飯盛山下にして、正平三年一月五日、史上有名なる四條畷の戦はこゝに展開せらるゝ事となれり。此地當年の地形を見るに、今はなき深野池は漫々たる池水を湛へて山に逼り(此事は深野池の條参照すること)、飯盛山は金剛山脈中特に突出して平野に望み、山と水との相逼れる處、こゝに一條の隘路をなす、即ち野崎山下より條里の四條に亘れる一帯の地にして、今の四條村野崎北條の地はこれに屬す。戦のあとを訪ぬる人、宣しく往時の地形を回想すべきなり。而して此要害の地は、先づ北軍によりて占領せられたり。醍醐地藏院日記に

立八幡懸河内路進發東條城云々

但令逗留野崎邊云々

とあり、又大平記にも

縣下野守を旗頭として其勢五千餘騎、飯盛山に打上りて南の尾崎に控へたり、

と記してこゝに隘路を扼し、河津高橋の二將をして飯盛の東の尾崎を守らして、南軍が平郡より田原に至る迂回運動を阻止せり。武田伊豆守は一千餘騎にて、西條畷の田の中に陣して、縣下野守の後方を守る、佐々木佐渡入道は、更に二千餘騎を以て飯盛の連山なる生駒の峯を占領せり。而して師直は四條畷より枚方後方二十餘町に陣をとる。蓋し此地點は現今の甲可村大字岡山忍ヶ岡附近なるべし。條里の制よりいへば、岡山は八條に當り、四條との差は正に四條にして、距離よりいへば廿四町なり、且つ忍ヶ岡の地形を見れば、將師の陣地として肯定するに難からず。戦は南軍が野崎の隘路を突破する激戦に始まり。突破後南軍兩斷せられて、前進部隊なる正行一族の苦戦より鷹屋原頭の戦死に終る。戦況は太平記に詳し。

三刀屋文書

去正月一日(正平三年)馳參八幡、同二日付、河内國佐良々著到、同五日於四條合戰致軍功云々

園太曆

正月六日天晴、今日聞、昨日武藏守師直、爲攻東條自佐々羅攻向之間、東條軍勢襲來、合戰頗火出程事也遂楠木帶

刀正速、並舍弟、和田延發當自殺云々

和田文書文書

正月五日四條合戰時致忠節畢、

天野山金剛寺古記寫

正月五日、於河内國四條、楠木帶の左衛門正貫、足利執事高武藏に被討了、

武家年代記

貞和四年正五、河州四條繩手與楠木合戰、楠木兄弟和田新發被討畢、

薩藩舊記

(前畧) 爰今月五日楠木帶刀、同弟次郎、和田新發、同舍弟新兵衛尉以下凶徒數百人、於河州佐良々北四條所討留也、此上吉野退治不可有子細之狀如件、

貞和四年正月十二日

直 義 (花押)

島津上總入道殿

太平記

如ク淀八幡ニ著スト聞ヘシカバ楠帶刃正行舍弟正時一族打連テ十二月廿七日芳野皇居ニ參シ四條中納言隆資ヲ以テ申ケルハ父正成尪弱ノ身ヲ以テ大敵ノ威ヲ碎キ先朝ノ宸襟ヲ休メ進ラセ候シ天下程ナク亂テ逆臣西國ヨリ攻上リ候間危ヲ見テ命ヲ致ス處兼テ思ヒ定候ケルカニ依テ遂ニ攝州湊河ニシテ討死仕候訖其時正行十三才ニ罷成候シテ合戰ノ場ヘハ伴ハテ河内ヘ歸シ死殘リ候ハンスル一族ヲ扶持シ朝敵ヲ亡ボシ君ヲ御代ニ即進ラセヨト申置テ死テ候然ルニ正行正時已ニ壯年ニ及候又此度我ト手ヲ碎キ合戰仕候ハマ且ハ亡父ノ申シ遺言ニ違ヒ且ハ武略ノ云甲斐ナキ誇ニ落ヘク覺候有侍ノ身思フニ任セヌ習ニテ病ニ犯サレ早世仕事候ナハ只君ノ御爲ニハ不忠ノ身ト成父ノ爲ニハ不孝ノ子ト成ヘキ

六、古城址・古戰場・台場址

三四五



ニテ候間今度師直師泰ニ懸合身命ヲ盡シ合戦仕テ彼等カ頭ヲ正行カ手ニ懸テ取候カ正行正時カ首ヲ彼等ニ取ラレ候カ  
 其二ツノ中ニ戦ノ雌雄ヲ決スヘキニテ今一度ノ龍顔ヲ拜シ奉ランタメニ參内仕テ候ト申モ敢ヌ涙ヲ鐵ノ袖ニ  
 カケ義心其氣色ニ顯ハレケレバ傳奏イマタ奏セサル前ニマツ直衣ノ袖ヲ濡サレケル主上則南殿ノ御簾ヲ高ク捲テ玉顏  
 殊ニ麗シク諸卒ヲ照臨有テ正行ヲ近ク召テ以前兩度ノ戦ニ勝ツ事ヲ得テ敵軍ニ氣ヲ屈セシム寂慮先ツ憤ヲ慰スル條累  
 代ノ武功返々モ神妙ナリ大敵今勢ヲ盡シテ向フナレバ今度合戦天下ノ安否タルベシ進退度ニ當リ變化機ニ應スル事ハ  
 勇士ノ心トスル所ナレバ今度ノ合戦手ヲ下スヘキニ非ストイヘトモ進ムヘキヲ知テ進ムハ時ヲ失ハサランガ爲ナリ退  
 クヘキヲ見テ退クハ後ヲ全センカ爲ナリ朕汝ヲ以テ股肱トス慎テ命ヲ全クスベシト仰出レケレバ正行頭ヲ地ニ著鬼角  
 ノ救答ニ及ハス只是ヲ最後ノ參内ナリト思ヒ定テ退出ス正行正時和田新發意舍弟新兵衛同紀六左衛門子息二人野田四  
 郎子息二人楠將監西河以下今度ノ軍ニ一足モ引ス一處ニ討死セント約束シタリケル兵百四十三人先皇ノ御廟ニ參リテ  
 今度ノ軍難儀ナラバ討死暇ヲ申テ如意輪堂ノ壁板ニ各名字ヲ過去帳ニ書連テ其奥ニ返ラジト兼テ思ヘバ梓弓ナキ數ニ  
 イル名ヲゾトゾムルト一首ノ歌ヲ書留逆修ノ爲ト覺敷テ各鬢ノ髮ヲ剪テ佛殿ニ投入其日吉野ヲ打出テ敵陣ヘトソ向ケ  
 ル此儘馳テ相近ツクヘケレトモ楠定テ難所ヲ前ニ當テン相待ラシ寄テハ惡カルヘシ寄ラレテハ便アルヘシトテ三軍五所  
 ニ分レ鳥雲ノ陣ヲナシテ陰ニ設ケ陽ニ備フ白旗一揆ノ衆ニハ縣下野守ヲ旗頭トシテ其勢五千餘騎飯盛山ニ打上リテ南  
 ノ尾崎ニ控タリ大旗一揆衆ニハ河津高橋二人ヲ旗頭トシ其勢三千餘騎秋篠ヤ外山ノ峰ニ打上テ東ノ尾崎ニ控タリ武田  
 伊豆守ハ四條繩手ノ田中ニ馬ノ懸場ヲ前ニ殘シテ控タリ佐々木佐渡判官入道ハ二千餘騎ニテ伊駒ノ南ノ山ニ打上リ面  
 ニ疊楯五百帖ツキ並ニ足輕ノ射手八百人馬ヨリオロシテ打上ル敵アラハ馬ノ太腹射サセテ猶豫スル處アラバ眞倒ニ  
 懸落サント後ニ馬勢控タリ大將武藏守師直ハ二十餘町引後レテ將軍ノ御旗ノ下ニ輪違ノ旗打立テ前後左右ニ騎馬ノ兵  
 二萬餘騎馬廻ニ徒立ノ射手五百人四方十餘町相支テ稻麻ノ如ク打圍タリ手方ノ一揆五ニ勇爭テ陣張様嚴シケレバ項羽  
 カ山ヲ拔カ魯陽カ日ヲ回ス勢アリトモ此堅陣ニ懸入テ戰フヘシトハ見ヘザリケリ去程ニ正月五日早且ニ先四條中納言

隆資郷大將トシテ和泉紀伊國ノ野伏二方餘人引具シテ色々ノ旗ヲ手々ニ差擧飯盛山ニソ向ヒ合フ大旗小旗ノ兩一揆ヲ  
 麓ヘオロサテ楠ヲ四條繩手ヘ寄サセン爲ノ謀ナリ按ノ如ク大旗小旗ノ兩一揆是ヲタバカリ勢トハ知ス是ソ寄手ナルヲ  
 ント心得テ射手ヲ分旗ヲ進メテ阪中迄ヲ下リテ嶮岨ニ待テ戰ハント見ツク口處ニ楠帶刀正行舍弟正時和田新兵衛高  
 家舍弟新發意秀賢究竟ノ兵三千餘騎ヲ率シテ霞隱レヨリ藪地ニ四條繩手ヘ推寄先斥候ノ敵ヲ懸散サハ大將師直ニ寄合  
 テ勝負ヲ決セント少モ擬議セス進タリ縣下野守ハ白旗一揆ノ旗頭ニテ遙ノ峯ニ控タリケルカ菊水ノ旗一流是非ナク武  
 藏守ノ陣ヘ懸入ントスルヲ見テ北ノ國ヨリ馳下馬ヨリヒタヒタト飛下テ只今敵ノ藪地ニ懸入ントスル道ノ末ヲ一文字  
 ニ遮リテ東西諷ト立渡リ徒立ニ成テゾ待懸タル勇氣尤盛ナル楠カ勢僅ニ徒立ナル敵ヲ見テ何故カ此ニモヤスラフヘキ  
 三手ニ分タル前陣ノ勢五百餘騎靜々ト打テ懸ル京勢ノ中秋山彌次郎大草三郎左衛門二人眞前ニ進テ射落サル居野七郎  
 是ヲ見テ敵ニ氣ヲ附トシ秋山カ伏タル上ヲワト飛踰テ爰ヲアソハセト射向フ袖ヲ敲テ小躍シテ進タリ敵東西ヨリ差合  
 テ雨降様ニ射ル矢ニ是モ内兜草摺ノワレニ所蒐深ニ射ラレ太刀ヲ倒ニツキ其矢ヲ拔ントスクミテ立タル處ヲ和田新發  
 意ツト懸寄テ兜ノ鉢ヲシタ、カニ打打レテ犬居ニ倒レケレハ和田中間走寄テ首カキ切テ差擧タリ是ヲ軍ノ始トシテ  
 楠カ騎馬ノ五百餘騎ト縣カ徒立ノ兵三百餘人ト喚呼テ相戰ツテ田野ヒラケ平ニシテ馬ノ懸引目在ナレバ徒立ノ兵汗馬  
 ニ懸惱サレ白旗一揆ノ兵三百餘騎大略討レニケレバ縣下野守モ深手五所迄被リテ叶ハシトヤ思ヒケン討殘サレタル兵  
 ト師直ノ陣ヘ引キ去ニ番ニ戰屈シタル楠カ勢ヲ弊ニ乘テ擊ントテ武田伊豆守七百餘騎ニテ進タリ楠カ二陣ノ勢千餘騎  
 ニテ懸合ニ手ニ颯ト分レテ一人モ餘サシト取籠ル汗馬東西ニ馳違追ツ返ツ旌旗南北ニ開分レテ卷ツ卷ラレツ五ニ命ヲ  
 惜マテ七八度迄揉合タルニ武男七百餘騎殘少ニ討ルレハ楠カ二陣ノ勢モ大半劔ヲ被リテ朱ニ成テソ控タル小旗一揆ノ  
 衆ハ始ヨリ四條中納言隆資ノ僞ヲ控タル見セ勢ニ對シテ飯盛山ニ打上リテ大手ノ合戦ヲハ徒ニヨリニ見下シテ居タリ  
 ケルガ楠カ二陣ノ勢ノ戰疲テ麓ニ控タル見テ小旗一揆ノ中ヨリ長崎彦九郎資宗松田左近將監重明舍弟七郎五郎子息  
 太郎三郎須々木備中守高行松田小次郎河勾左京進入道高橋新左衛門尉青砥左衛門尉有之新左衛門廣戸彈正左衛門舍弟



八郎次郎其弟太郎次郎以下勝レタル兵四十八騎小松原ヨリ懸下テ山ヲ後ニ當テ敵ヲ麓ニ見下シテ懸合懸合關フニ楠カ  
 二陣千餘騎僅ノ敵ニ遮ラレ進カネテソ見ヘタリケル佐々木渡判官入道道譽ハ楠カ軍ノ疲足推量ルニ自餘ノ敵ニハヨモ  
 目モ懸シ大將武藏守ノ旗ヲ見テソ懸ランスランサル程ナラハ少遣過シ迹テ塞テ討ント議シテ其勢二千餘騎ヲ率シテ飯  
 盛山ノ南ナル峰ニ打上リテ旗打立控タリケル楠カ二陣ノ勢ノ兩度數刻ノ戰ニ馬疲氣屈シテ少猶豫シタル處ヲ見澄シ  
 テ三千餘騎ヲ三手ニ分テ同時ニ關ヲ咄ト作テ懸下ス楠カ二陣ノ勢姑ク支テ戰ケルカ敵ハ大數ナリ御方ハ疲レタリ馬強  
 ナル新手ニ懸立ラレテ叶ハシトヤ思ヒケン大半討レテ殘勢南ヲ差テ行元來小數ナル楠カ兵後陣既ニ破レテ殘留ル前陣  
 ノ勢僅ニ三百餘騎ニモ足シト見ヘタレバ堪ヘシト見ル處ニ楠帶刀和田新發意イマタ討レスシテ此中ニ有ケレハ今日ノ  
 軍ニ討死セント思ヒテ過去帳ニ入タリシ連署ノ兵百四十三人一所ニヒシヒシト打寄テ少モ後陣ノ破レタルヲ觀ス只敵  
 ノ大將師直ハ迹ニ控テソ有ニスラント目テ懸テコソ進ケレ武藏ノ守カ兵ハ御方軍ニ打勝テ敵シカモ小勢ナレハ機ニ乘  
 勇進テ是ヲ打取ントテ先一番ニ細川阿波將監清氏五百騎餘ニテ相當楠カ三百騎ノ勢些モ滯ラス相懸リニ懸リテ面モ掉  
 ス關フニ細川カ兵五十餘騎討レテ北ヲ差テ引退ニ番ニ仁木左京大夫賴章七百餘騎ニ入替テ攻ルニ又楠カ三百餘騎轉テ  
 並テ真中ニ懸入火ヲ散シテ戰フニ左京大夫賴章四角八方ヘ懸立ラレテ一所ヘ又モ打寄ス三番ニ千葉介宇都宮遠江入道  
 同參河入道兩勢合テ五百餘騎東西ヨリ相近ツキテ手サキヲマクリテ中ヲ破ラントスルニ楠敢テ破ラレス敵虎韜ニ連テ  
 圍メハ虎韜ニ分レテ相當龍鱗ニ結テ懸レハ龍鱗ニ進テ戰フ三度合テ三度分レタルニ千葉宇都宮カ兵許多討レテ引返ス  
 此時和田楠カ勢百餘騎討レテ馬ニ矢ノ三筋四筋射立ラレヌハ無リケレバ馬ヲ踏放チ歩立ニ成テトアル田ノ畔ニ後ヲ差  
 當胡籬ニ差タル竹葉取出シテ心閑ニ兵糧ツカヒ機ヲ助テソ並居タル是程ニ思切タル敵ヲ取籠テ討ントセハ御方許多亡  
 ヒヌヘシ只後ヲアケテヲチバ落セトテ數萬騎ノ兵皆一處ニ打寄テ取巻體ヲバ見セサリケリサレバ楠徒小勢ナリトモ落  
 ハ落ヘカリケルヲ初ヨリ今度ノ軍ニ師直カ首ヲ取テ返リ參セスハ正行カ首ヲ六條河原ニ曝サレヌト思召シ候ヘト吉野  
 殿ニテ奏シ申タリシカハ其言ヲヤ恥タリケン又運命爰ニヤ盡ケレ和田モ楠モ諸共ニ一足モ後ヘハ退カス只師直ニ寄

合テ勝負ヲ決セヨト聲々ニ言呼ハリテ閑ニ歩ミ近附タリ是ヲ見テ細川讀岐守賴春今川五郎入道高刑部大輔高橋磨守南  
 遠江守同次郎左衛門尉佐々木六角判官同黒田判官土岐周濟房同明智三郎秋野尾張守朝忠長九郎左衛門松田備前次郎宇  
 津木平三勇我左衛門多田院ノ御家人ヲ始トシテ武藏守ノ前後左右ニ控エタル究竟ノ兵共七千餘騎我先ニ打取ント喚キ  
 呼テ懸出タリ楠是ニ此ニモ應セスシテ暫息繼ント思フ時ハ一度ニ颯ト並居テ鎧ノ袖ヲユリ合セ思フ様ニ射サセテ敵近  
 ツケバ同時ニハツト立アカリ鋒ヲ雙テ躍懸ル一番ニ懸寄ケル南次郎左衛門馬尉ノ諸膝ナカ離レテ落ル處ニ起シモタテス討  
 レニケリ二番ニ劣ラシト懸入ケル松田次郎左衛門和田新發意ニ寄合テ敵ヲ切ント差俯處ヲ和田新發意長刀ノ柄ヲ取延  
 テ松田カ兜ノ鉢ヲハタト打打レテ鎧ヲ傾クル處ニ内兜ヲ錠レテ馬ヨリ倒ニ落テ討レニケリ此外目前ニ切テ落サル、者  
 五十餘人小腕打落サレテ朱ニナル者二百餘騎追立追攻ラレテ叶ハシトヤ思ヒケン七千餘騎ノ兵共開靡テ引ケルカ淀  
 八幡モ馳過テ京迄逃ルモ多カリケル此時若武藏守一足モ退ク程ナラハ逃ル大勢ニ引立ラレテ洛中迄モ追附ラレヌト見  
 ヘケルヲ少モ漂フ氣色ナクシテ大音聲ヲ揚テキタナシ返セ敵小勢ノ師直爰ニアリ見捨テ京ヘ逃タラン人何ノ面目有テ  
 カ將軍ノ御目ニモ懸ルヘキ運命天ニアリ名ヲ惜マント思ハサランハヤト目ヲイラ、ケハカ離ラシテ四方ヲ下知セラレ  
 ケルニコソ耻アル兵ハ引留テ師直ノ前後ニ控ケレ懸ル處ニ土岐周濟房手ノ者共ハ皆打散サレ我身モ膝口切レテ血ニマ  
 ジリ武藏守ノ前ニ引テスケナフ通りケルヲ師直吃ト見テ日來廣言ニモ似スマサナフモ見ヘ候者カナト言テ懸ラレテ何  
 カ見苦候ヘキサラバ討死シテ見セ申サントテ又馬ヲ引返シ敵ノ眞ツ中ヘ懸入テ終ニ討死シテケリ是ヲ見テ雜賀次郎モ  
 懸入討死ス己ニ楠ト武藏守トハハヒ僅ニ半町許隔タレハスハヤ楠カ多年ノ本望爰ニ遂ヌト見タル處ニ山上六郎左衛門  
 師直ノ前ニ馳塞大音ヲ揚テ申ケルハ八幡殿ヨリ以來源家累代ノ勢權トシテ武功天下ニ顯レタル高武藏守師直是ニアリ  
 ト名乗り討死シケル其間ニ師直遙ニ隔テ楠本意ヲ遂ケサリケリ柳多勢ノ中ニ上山一人師直カ命ニ代リテ討死シケル所  
 存何事ソト尋レハ只一言ノ情ヲ感ジテ命ヲ輕クシケルトソ聞ヘシ只今楠此陣ヘ寄ヘシトハ思寄ス上山開テ物語セント  
 テ執事ノ陣ヘ行ケル處ニ東西南北懸色メキテ敵寄タリト打立ケル間上山我屋ニ歸リ物具セシ逗留無リケレバ師直カキ



セナカノ料ニ同毛ノ鎧ヲ二兩迄置タリケルヲ上山走寄テ唐櫃ノ緒ヲ引切テ鎧ヲ取テ肩ニ打懸ケルヲ武藏守カ若黨鎧袖ヲ引ヘテ是ハ如何ナル御事候ソ執事ノ御キセナカニテ候者ヲ案内ヲ申サレ候ハデト云フテ奪止ント引合ケル時師直是ヲ聞テ馬ヨリ飛テ下若黨ヲハタト睨テ云甲斐ナキ者ノ舉動カナ只今師直カ命ニ代ラン人々ニ縦千兩方兩ノ鎧ナクトモ何カ惜カルヘキソコノケト制シテイシクモ召レテ候者カナト却テ上山ヲ感セラレケルハ上山誠ニ嬉シキ氣色ニテ此詞ノ情ヲ思入タル其心地イハネトモ色ニ見ハレタリサレハ事ノ誼ヲ知スシテ鎧ヲ惜ツル若黨ハ軍ノ難儀ナルヲ見テ先一番ニ落ケレトモ情ヲ感スル上山ハ師直カ其命ニ代テ討死シケルソ哀ナル楠上山ヲ討テ其首ヲ見ルニ太ク情ケナル男ナリ鎧ヲ見ルニ輪違ヲ金物ニホリ透シタリサテハ仔細ナキ武藏守ヲ討テケリ多年本意今日已ニ達シヌ是ヲ見ヨヤ人々トテ此首ヲ中ニ投上テハ請取請取テハ手玉ニツイテソ悦ケル楠カ弟次郎走寄テ如何ニヤアアテ首ノ損レ候ニ先程ノ蟬本ニ著テ敵御方ノ者共ニ見セ候ハント云テ太刀ノ鋒ニ指貫差上テ是ヲ見ルニ師直ニハ非ス上山六郎左衛門カ首ナリト申ケレハ楠大ニ腹立シテ此首ヲ投テ上山六郎左衛門ト見ルハ僻目カ汝ハ日本一ノ剛ノ者カナ我君ノ御爲ニ無雙ノ朝敵ナリ去ナカラ餘ニ剛ニ見ヘツルカヤサシキニ目餘ノ首共ニハ混スマシキソトテ著タル小袖ノ片袖ヲ引切テ此首ヲ推裏テ岸ノ上ニソ持置タル鼻田彌次郎膝口ヲ射ラレスクミテ立タリケルカサテハ師直イヤタ討レサリケリ安カナラヌ者カナ師直何クニカ有ラント云聲ヲ力ニテ内兜ニカラミタル鬢ノ髮ヲ推除血眼ニ成テ遙ニ此ノ方ヲ見ルニ輪違ノ旌一流打立テ情ケナル老武者ヲ大將トシテ七八十騎カ程控ヘタリ何様師直ト覺ルイサ懸ラント云處ニ和田新兵衛鎧ノ袖ヲ引テ暫思フ様アリ餘リニ勇ミ懸テ大事ノ敵ヲ打漏スハ敵ハ馬武者ナリ我等ハ歩立ナリ近ハ敵定テ引ヘシ引ハ何トシテ敵ヲ討取ヘキ事ノ様ヲ案スルニ我等堪ヘスシテ引退眞似テセハ此敵氣ヲ來テ追懸フト覺ユルソ敵近々ト引寄テ其中ニ是ヲ師直ト思ハシ敵ヲ馬ノ諸膝雜テ切居落ツル處ニテ細頸打落シ討死セント思フハ如何ト云ケレハ打殘サレタル五十餘人ノ兵共此儀然ヘシト一同シテ楯ヲ後ニ引カツキ引退休ヲソ見セタリケル師直思慮深キ大將ニテ敵ノタハカリテ引所ヲ推シテ少シチ馬ヲ動かサス高橋康守西十郎田中ニ三百餘騎ニテ控タルカ是ヲ見テ引敵ソト心得テ一人モ餘サシト追懸タ

リタリ元來剛ナル和田楠カ兵ナレハ敵ノ太刀ノ鋒ノ鎧ノ總角兜ノ鍔ニツミツ打アタル程近附テ一同ニ咄ト喚テ磯打波ノ岩ニ當テ返ルカ如ク取テ返シ火出ル程ソ戰ケル高播磨守ノ兵共引歸スヘキ程ノ隙モナケレハ矢庭ニ討ル、者五十餘人散々ニ切立ラレテ馬ヲカケ開ケ逃ケルカ本陣ヲモ馳過テ二十餘町ソ引タリケル去程ニ師直ト楠トカ一町許ニ成ニケリ是ソ願フ所ノ敵ヨト見澄シテ魯陽二度骨白ヲ連テ韓ト難ヲ構ヘ戰ケル心モ是ニハ過ル勇悅テ千里ヲ一足ニ飛テ懸ラント心許ハ早リケレトモ今朝己ノ刻ヨリ申ノ刻ノ終迄ニ三十餘度ノ戰ニ息絶氣疲ル、ノミナラス深手淺手負ヌ者モ無リケレハ馬武者ヲ追ツメテ討ツヘキ様ソナカリケルナレトモ多ノ敵兵四角八方ヘ追散シテ師直カ七八十騎控タレハ何程ノ事カ有ヘキト思フ心ノ力ニテ和田楠野田關地良圖何邊石擲丸先我先トソ進タル餘ニ辭理ナク懸ラレテ師直已ニ引氣ヲ見ヘケル處ニ九國住人須々木四郎トテ強弓ノ矢ツキハヤ三人張二十三束ニ伏百歩ニ柳ノ葉ヲ立テ百矢ヲハツサヌ程ノ射手有ケルカ人ノ解捨タル箆尻籠胡籬ヲカキ抱ク許取集テ雨ノ降カ如ク矢坪ヲ指テ射タリケル一日著暖タル物具ナレハ中ルト中ル矢筈深ニ立ヌハ無リケリ楠次郎肩間立ノハツレ射ラレテ拔程ノ氣力モナシ正行ハ左右ノ膝口三所右ノ頬サキ左ノ目尻筈深ニ射ラレテ其冬野ノ霜ニ偃タルカ如ク打懸タレハ矢スクミテ立テハタラカス其外三十四人ノ兵共三筋四筋射立ラレヌ者モ無リケレハ今ハ是迄ソ敵ノ手ニ懸ルナトテ楠兄弟刺違北枕ニ伏ケレハ自餘ノ兵三十二人思々ニ腹カキ切テ上カ上ニ重リ伏ス和田新發意如何ニシテ紛レタリケン師直カ兵ノ中ニ交リテ武藏守ニ刺違テ死ソト近附ケルヲ此程河内ヨリ降參シタリゲル湯淺本宮太郎左衛門ト云ケル者ヲ知テ和田カ後ヘ立廻リ諸膝切テ倒ル、所ヲ走寄テ頸ヲカ、ントスルニ和田新發意朱ヲ洒シタル如ク大ノ眼ヲ見開テ湯淺本宮ヲチヤウド睨ム其眼終ニ塞スシテ湯淺ニ首ヲ取レケル大剛ノ者ニ睨マレテ湯淺臆シテヤ有ケン其日ヨリ病附テ身心惱亂シケルカ和田カ忿タル顔天ニ見ヘ俯ハ新發意カ睨メル眼地ニ見ヘテ怨靈五體ヲ責シカハ軍散シテ七日ト申ニ湯淺アカキ死ニソ死ニケル大塚掃部助手負タリケルカ楠猶跡ニ在トモ知ラテ逸馬ノ有ケルニ打乗テ遙ニ落延タリケルカ和田楠討レタリトモ聞テ只一騎馳歸大勢ノ中ヘ懸入テ切死ニコソ死ニケレ和田新兵衛正朝ハ吉野殿ニ參テ事ノ由ヲ申サントカ思ヒケン只一人鎧一縮シテ



歩立ニ成テ太刀ヲ右ノ脇ニ引側メ敵ノ首一ツ取テ左ノ手ニ提テ東條ノ方ヘト落行ケル安保肥前守忠實一騎馳合テ和田楠ノ人々皆自害セラレテ候ニ見捨テ落ラレ候コソ情ナク覺候ヘ返サレ候ヘ見參ニ入ント詞ヲ懸ケレハ和田新兵衛打笑テ返ニ難キ事カトテ四尺六寸ノ太刀ノ具シキニ血ノ著キタルヲ打揮テ走懸ル忠實一騎合ノ勝負叶ハシトヤ思ヒケン馬ヲカケ開テ引返ス忠實留レハ正朝又落落行ハ忠實又追懸追懸レハ止リ一里許ヲ過ク迄互ニ討ス討レスシテ日巳ニ夕陽ニ及ハント懸ル所ニ青木次郎長崎彦九郎二騎籠ニ矢少射殘シテ馳來ル新兵衛ヲ懸ノケ懸ノケ射ル矢ニ草摺ノ餘引合ノ下七筋迄射立ラレテ新兵衛遂ニ忠實ニ首ヲハ取レニケリ總テ今日一日ノ合戦ニ和田楠カ兄弟四人一族二十三人相從兵百四十三人命ヲ二代ノ義ニ留テ名ヲ古今無雙ノ切ニ殘セリ先年奥州國司顯家郷安部野ニテ討レ武將新田左中將義貞朝臣越前ニテ亡ヒシ後ハ遠國ニ宮方ノ城郭少ニ有トイヘトモ勢イマタ振ハサレハ今更驚クニ足ス唯此楠許コソ都近キ切所ニ威ヲ逞シクシテ兩度迄大敵ヲ靡カシメレハ吉野ノ君モ魚ノ水ヲ得タル如ク寂慮ヲ悦ハシメ京都ノ敵モ虎ノ山ニ靠ル恐懼ヲ成シツルニ和田楠カ一類比片時ニ亡ヒ果ヌレハ聖運已ニ傾キヌ武徳誠ニ久シカルヘシト思ハヌ人モ無リケリ

飯盛城址

甲可村、四條村

北河内郡甲可村大字南野及四條村大字北條に跨る。生駒山より北走し來れる金剛山脈は、此所に來りて孤立的飯盛山を造り、これより山脈は少しく北東に過して交野原の東方を走る。飯盛は古來飯守又は飯森とも書く。山の後方、瀧谷及櫻池谷によりて著し水蝕せられて孤立的に残されたる侵蝕山にして、其形死ら碗に飯を盛りたるが如し。北方より此山を望むとき特に其名に背かざるを知る。全山悉く花崗岩、標準三百七十七米半、西面平野に望める方斷崖殊に多し。傳へいふ、建武年間北條氏の餘黨に佐々目（篠目）憲法といへるもの、（或は西室僧正）これに據りしが、楠正成に討たれて亡びたりと。

七卷冊子に

正弘四年（建武元年）四月廿二日、西室僧正を取立大和河内兩國の賊徒等蜂起、飯盛山に上り城廓を營むよし南部騒動す、近邊甚物窓、

五月五日辰の刻、楠判官河内を赴く、

九日、飯盛山の凶徒打出たるよし風聞物窓なり、

十一日、飯盛山合戦あり云々、

七月、飯盛山の凶徒今に至つて伏せず合戦あり、四國九州も如此云々

十月朔、飯盛山の城没落西室僧正を始め凶徒悉く被討捕其外生捕敷を知らず、申の刻、飯盛山の方焼亡の烟立てすに落城したる由、たしかに云々の所、成實場攝州より歸院つぶさに聞く所相違なし。

と記したり。（これによりて見れば、河内の飯盛城の如く思はるれども、楠正成の擧兵と關係深き紀伊の國にも、飯盛山あり、高野と地理上の連絡及高野文書によりて、河内飯盛山にあらずとなす説あり、孰れをとるべき後考を俟つ。）降りて正平三年正月五日の四條畷合戦の時は、北軍先づこれを占據して南軍を惱ましたること、四條畷戦址に述べたるが如し、正平廿三年三月十五日、正行の弟、楠正儀及び一族和田正武等が、千早、赤阪、八尾に據りて兵を擧げし時、恩地左近太郎が城將となり、八百の守兵を率ゐて飯盛を守り、北軍細川頼之の將、佐々木道譽、同秀高、同入道崇永、山内判官入道崇譽、土岐善忠等が率ゐたる一萬餘の寄手に屈せず、寄手の射手阿曾沼小四郎直卿と、味方の名手松田小治郎尙定が返矢の勇壯なる挿話を殘し、敵を退けたり。（後太平記、飯森城合戦の事並松田小次郎返矢の事）

畠山氏が河内の守護となりてより、家臣をしてこれを守らしむ。享祿天文の頃には畠山の臣木澤左京亮長政これに據りしが、享祿四年畠山上總介義宣に攻められて、常城に籠り、後詰を細川晴元に請ふ。晴元義宣を攝津に破りしも、翌天文元年五月、義宣更に常城を攻め、長政再び後詰を晴元に請ふ。よりに晴元は妹婿なる本願寺光教上人に助力を求め、近國の門徒三萬人の力により、同年六月十五日大擧して義宣を討ちければ、義宣逃れて南河内なる高屋に至り、翌



十七日石川道場に自及せり。(大阪府全誌に義宣を義英とせるは誤なり、義英は義宣の父にして、已に大永元年七月十日に卒せること兩畠山系圖に明記せり。因にいふ、義宣は應仁亂にて有名なる畠山義就の後にして、應仁亂後といへども、兄政長との争絶えず、兩畠山五に反目して河内を争ひ其子孫争鬭永絶えざりき。)

## 細川兩家記

五月十九日より總州(上總介義宣)諸勢催候て木澤の城飯盛を攻めさせられける、又三好遠江守合力打立、大和國主も立て責られければ既にはや城難儀に及候間、木澤左京亮ありたれば同心あり、則攝州大阪へ下向有近國門徒へ相觸させられければ三萬計馳走る也、

六月十五日に先々飯盛の後卷有りければ寄手の河内衆、大和衆ちりふに成にける云々、

天文十一年木澤長政は遊佐河内守と三月十七日河内太平寺に戦ひ敗れて自及す、此時信貴城尼上嶽の諸城悉く落ちけるに飯盛城のみ残りり。

## 足利季世記

同日信貴尼上嶽も落ち残りけるは飯盛計なり云々、

永祿元年十一月、安見美作は畠山高政(政長の後)を追ひて高屋城にありしが、三好長慶が高政を助けて兵を擧げしかば、同二年八月朔、安見は飯盛に籠りけるが、廿日更に大和に退き、(足利季世記)高政は高屋に入るを得たり。然るに高政は、長慶が河内守護代となしたる湯川直光を斥けて、安見美作守を守護代となしたりければ、長慶は怒りて高政を攻め、安見亦飯盛城より出で、北河内なる大窪及堀溝に三好方なる池田衆と戦ひ、遂に破られて河内に於ける畠山の勢次第に衰へ、此年十月末、長慶終に飯盛に入る。(伊勢貞助記載)高政河内の同興をはかり、永祿四年には、三箇城(飯盛の支城)を襲ひて、三好政成を殺し、五年三月には、三休實休を和泉に討ちて、飯盛を襲ひて敗れたり。此數年間には三好氏全盛の時にして、當時飯盛は政治上、兵權上、實に日本に於ける一中心なりき。然るに長慶は、永祿九年

六月廿四日、河内國貞觀寺にて葬儀を行ひたり。(三好系圖足利季世記)長慶の養嗣子義繼相繼ぎ、年幼なれば同族三好下野守、同日向守、石成主税助の三人衆、政道を助けたりしが、永祿八年十一月十六日、高屋城に移る。此後内証相繼ぎ、或は入或はこれをすて(多聞院日記)たりしが、織田信長上洛せる頃は、三好殘黨の勢更になく、永祿十一年より十三年に至る。信長の攝津平定の時、此城も遂に廢せらるゝに至れり。

長慶世にありし時、永祿五年三月五日、彼が第三好實休(康冬)は和泉にありしが、回興を計りしも畠山高政、安見美作守及根來衆のために戦死す。(蜷川家記、足利季世記)

## 長亮年後畿内兵亂記には

於泉州、畠山高政、安見美作、根來寺衆、三好實休合戰實休獨鐵砲死去、數百人餘討死、

とありて、畠山勢の飯盛城攻撃は目前にせまりたれば、急使これを飯盛に告ぐ、この日、長慶は飯盛に連歌の會を催したりしが、此報を得て狼狽の色なく、悠揚、事に處したる態度は、單に一片の武辨とのみ見るを得ざるなり。

## 三好別記に

扱いゝもりにには連歌の會ありて、永義(長慶ともし共にナガヨシト讀む)冬康、宗養、紹巴など列座す、みの折する時分に實休討死の注進狀を永義に送る、永義一見して懷中し、座を動かず、聲を不變、時に傍人、「芦間にまじる薄一村」と云々、座中つけわづらひしに、永義「ふる沼の浅きかたより野となりて」とありしかば諸人皆入興、冬康は古沼と吟じ出されけると共に珍重といふ、冬康は殊に歌道の達者にて、「いにしへをしるせる文のあともうしさらずはくだる世ともしらじを」といへる歌をもよみたる人なり、連歌はてのち實休うちじのよしを座中へ披露しだめて敵發向あるべし、はやく入洛せよとて、字養紹巴以下の客を歸しける、

三好氏が飯盛に據りし時、其一族西教を信じたるもの多かりし事、三箇城の條にいへるが如し。日本西教史に、京都に於ける基督教徒迫害を記したる後、



ウイレラ師は、トムサンシと共に飯盛に退きフェロー師は来日浅く未だ人に知られざるを以て、獨り、京都に止まり(中略)神壇の粧飾は悉くこれを收めてウイレラ師の在ス飯盛に持ち去らんとす(中畧)然るに後(フェロー師は)ミヨシギザンドノの從臣及其他の信者と共に師を擁護して飯盛に至れり、此地に於てウイレラ師を見るに師は怏々不豫の色ありき、

の如く記せり、三好氏が西教と關係深かりしことを知るを得べし。

現今、殘壘所々に存し、字名に高槽城址千疊敷、馬駈場の名稱存す。壘址の多くは頂上及東面、並に東方の支峯にありて、殊に東方生駒に續ける所は城址の連絡せるを見る。これ東面の山勢が比較的緩斜を以て生駒に續き、防備の最も薄弱なるがためなり。此山脈接合の地點に、櫻池と稱する大なる溜池あり。今は村里(北條)の灌漑用とすれども、當年墾濠なりし事、推定するに難からず。西面平野に望む所は斷崖をなし築壘の用少く、唯支峰上の要地にのみ、殘壘の存するを見る。城廓の大手と見るべきは、四條村大字北條の町より高槽下に登れる山路をそれとすべく、今も所々に比較的幅廣く残り。平素の將士は、其後住居を山下なる北條より甲可村大字南野なる字瀧谷に亘りて求めしものなるべし、高槽に三本松と稱する老松數百年の星霜を経たりしが、今は枯死して其あとを止めず。高槽上、石を疊める御躰塚あり、長慶のの遺骸を葬りしにあらざやと傳ふ。

山城(平城に對し)として其規模の雄大なること、多く其比を見ざるべし、山上の視界亦廣く、近時登山者多し。

田原城社 田原村

大字上田原字八ノ坪(條里坪割の呼稱の殘存せるもの)にあり。附近の平地より高きこと約四五十米突の丘陵にして、西は生駒連峰の一小支脈に連り、東方は徐に東に下る田原盆地の平地に望む。南北の前後は、自然の河谷を帶び頗る形勝の地形なり。此丘陵南面の半腹並に丘上には、階段狀に並列する平地多し、蓋し其時城廓の遺物の存せし所なら

んも、今は畑地又は住宅地となり、頂上に住吉の神祠存す。附近の里民、村社の住吉神社と別に祭祀を行ふ。

城址の附近今も次の如き古名尙存在す。

城上 城址總名、

城の下 城の南方階段狀の地形をなる所、

門口 表門に相當する所、

土井の内 人家ある所にして城廓の境城内の意なるべし、

的場 丘陵の北方、谷を隔て、存す、

矢の石 同上の地點にあり、前者と共に弓箭の練磨の地點たりしものか、

古老傳ふる所によれば、城址は古來此地の豪族田原對馬守の居城にして、田原氏は古くより此地を根據として、田原盆地の全部に亘りて勢を振ひたるなりといふ。上田原なる月泉寺と稱する禪宗尼寺の保管せる過去帳によれば、延元丙子の義俊殿節山良忠居壬以下、享祿天文に至る拾數名の戒名の記載せられたるを見る。寺傳によれば、月泉寺はもと、眞言宗千光寺と稱し、田原城主たりし田原氏代々の菩提寺にして、前記義俊殿が其開基なりと傳ふれども、單に戒名そのものよりいへば義俊といひ節山といひ、良忠といひ、而も其年號が延元元年なれば、或は楠氏關係のものにあらざるか。當時に於ける河内の眞言宗寺院が多くは大覺寺系統に屬して忠勤を勵みし點より見て、特に此所載の深きを思ふ。たゞ訝かしきは延元丙子三月五日とあることなり。此點疑はし。

而して口碑傳ふる所の田原對馬守のいかなる人かは不明なれども、享祿天文の頃は、三好氏が威を近畿に振ひ、飯盛城を其根據となしたりし時代なるを以て、田原氏も亦一時三好氏に歸屬して飯盛城背面の防禦の任に當りしが、三好氏没落後、田原氏も終に滅亡せしにあらざるか。

河内志、潜良郡飯盛城の條に、



又有三郡境三箇村上田原村各堡址、  
とあるは當を得たるものと見るべし。

枚方城址 枚方町

大字枚方、丘陵状をなせる臺地の上にあり。百濟王氏の後裔なる此地の豪族、本多氏の居城たりし所なり。一乘寺の記録によれば、城主本多内膳正政康は豊臣に屬し、且つ信州善光寺の開祖本多善光と同祖なるを以て。同寺の再建に力を致したりと。尙別子山なる一乗寺及日吉神社をも再建したる人にして、其女は豊臣秀吉の愛妾となり、家運榮えしも、大阪落城と共に此城も廢せられたり。今字名に門口の稱の残れるは、當時城門のありし地點なるべし。

徳川家康陣營の跡

星田村

星田村平井正悦氏宅の後にあり。地積一畝拾七歩の畑地にして、其中央に神祖營跡の碑あり、繞らすに石玉垣を以てす。

元和元年大阪陣に際し、五月五日家康枚方より路をこゝに取り、同日宿所を此地に定む。當時の里正なりし平井氏宅には家康所用の乘籠用煙草盆、湯呑皿等を代々の寶として秘藏し、平井氏は維新前に於ては、高拾六石免租せられたり。

神祖行營舊跡之紀の碑銘は、文化二年仁正寺領主市橋下總守長昭の撰により里正平井貞豊の建たるものにして、原本尙平井氏宅に藏す。市橋氏は徳川氏の初めより星田村の大部を領し、代々其封祿を世襲せし人なり。

神祖行營舊之記 仁正寺領主下總守市橋長昭撰

河内國交野郡星田村、自吾遠祖以來、爲所有之地、至八世祖下總守三條法橋公諱長勝、器度宏遠、猷畧淵深、最著於

時、委質于神祖、元和元年大阪叛、衆軍入河内、所在鄉村放火延燔、惟星田村以防備之密獲免、神祖親征、命公設營於此、乃郡邸申平井清貞宅、更加修繕、以待大旆之至、五月五日、大駕入營、明日發營命公留守、公進請日留守亦非輕也、然令從者嚴之爲守備則足矣、願執才從駕以盡微忠、神祖允之、厥翌公在麾下、阪兵從城門突出、皆殊死戰、公遮擊斬二級、是時眞田幸村又率兵萬餘出戰、我軍多靡、獨公隊伍整肅進退不亂也、神祖多之、其餘戰功亦爲不少、二年神祖戰伐次願命仕台廟、先是關原之役、神祖賞有功加賜一萬石、至是又加賜二萬石、併原封共食四萬一千三百石、其蒙兩朝眷遇蓋如此云、寬政十一年余鎮大阪城、城北五里乃爲星田村、一日巡視過之、訪訊往事壤想當時、就今村甲平井貞豊觀其館趾、趾在宅北十步許、經甲之久不存形迹、竊以石闌耳、俶武之後、我祖君偃平井氏、世繼村甲守遺趾、以到於今也、南有山、曰新宮山、下考松天矯盤五、號曰幟桂松、縛官幟於此、因以名、焉余俊巡憑吊、不啻召業之懷嗚呼公宏遠之量、匪躬之節、使百歲下可以想其風采哉、余恐星霜之久是事湮沒、乃勒石垂之不朽、欲使後世子孫而知其所以飽暖累朝者、皆出於公之烈、而公之烈乃成於君恩也、時偶語貞豊、貞豊者貞清七世之孫也、亦感乃祖事、特請成之、余次職事之劇、末遑執筆、近月貞豊以獲良石、復獲憑之、於是乎書其畧云、

文化二年歲次乙丑春

小田原城主安藝守大久保忠眞題額

福山城主計頭阿部正精書

河内志に星田店とあるはこれなり。

徳川實記

五日（元和元年五月）快晴御所は須奈（甲可村）に御着陣、大御所は淀を過させ給ふとき、八幡の鳥居に向ひ陣押するは古例にあらずとて右に見なし、河内路に押して星田に御着陣あり、細川越中守忠興參謁す、速に出陣神妙なりとの仰を蒙る、やがて御所須奈より星田に渡御なりて御軍議あり、本多佐渡守正信、藤堂和泉守高虎、土井大炊頭

六、古城址・古戰場・臺場址



利勝、安堂對馬守重信預參す。(中畧) 今夜雨ふり風も烈しければ各敵夜討の用心堅固に備へたり、六日雨晴れて天色殊に和清なり、大御所今日は河内の星田御營に御滞留と命せられければ、(此星田は市橋下總守長勝が所領なり。先日大阪の兵、大和河内の邊燒働せしとき長勝よく防て敵の侵掠にあはず、よけて御營をいとなみ迎へ奉りしとぞ「家譜」) 辰刻、御所は須奈の御陣よりはや御進發あり、その時安藤對馬守重信を御使として星田へ遣され、先手藤堂和泉守高虎、伊井掃部頭直孝より、敵八尾久寶寺邊へ打出たれば、合戦をとりかゝる由注進す、よりにて大御所はや須南を御出馬あり、御旗本勢平岡まで押給ふべしと仰進らるれば、大御所聞召し、城兵足長に打て出し上は合戦御方の勝利疑ひなしと仰せられ、兩御所とも星田より二三里御旗を進めらる、(下略)

私部城址

交野村大字私部

私部の西北畑地の中にあり。城址と見るべき所、廣さ凡そ三千坪、四圍の平地より高きこと五尺乃至一丈にして市なる台地狀をなし、今も古城と呼ぶ、城内に天主台、本丸池等の小字名を存する所あり。築城の年代等詳ならざれども、當時は交野城ともいひ、足利時代末、安見氏の據りし處なり。安見氏は政長系畠山氏の重臣にして、應仁亂後兩畠山氏が河内に争ひし時は、安見直政は義就系畠山を敵とし、畠山高政を助け河内守護代となりて威を振ひしが、三好氏興るに及び各地に敗戦して勢衰へ、元龜以後織田の近畿一統と共に、城砦も安見氏と共に亡びたり。此城は當時三箇城と共に一時は飯盛城の支城となり、當時の平城(飯盛などの山城に對して)として相當の規模を有せしならんと。

日本中古治亂記

安見新七郎が籠りたる交野城を責取らんとて、三好左京大夫義繼(長慶の養子)松永彈正久秀二萬餘騎を引率し云々、

年代記抄節

四月十七日(元龜三年)南方へ御手遣也、(信長が三好安見等をうたがため)公方衆には佐久間右衛門、芝田此外伊丹、和田以下相向、河内國キサイへの城の相城一ツ落つ云々、

安土日記

四月十七日の條

三好佐大夫殿非儀を思養立、松永彈正息右衛門佐父子と被仰合對畠山殿既に被及鋒楯候、安見新七郎參城(私部城なるべし)差向、松永彈正取出を申付候云々、

信長公記

元龜元年十月廿日(前略)南方三好三人衆之事、野田福島之普請を改、諸卒人河内攝津國端々へ雖致打過高屋畠山殿、差江に三好左京大夫、交野に安見右近、伊丹鹽河、茨木高槻、何れも城々堅固に打拘云々、

土井城址

川越村大字茄子作

大字茄子作字土井にあり。前面天の川の河谷に臨み、後に山を背ふ。城主の後裔と稱せらるゝ端野氏の記録によれば、もと波多野帶刀と稱するものゝ居城たりしが、楠氏に屬して滅せりと傳ふ。今、かどへ、どへ、北の垣内等にある山林及び畠地は其址なりと。波多野は端野に改め、今はハシノと呼ぶ、文久年間畑地の中央に陸を有する圓塚ありしを、端野又兵衛によりて開拓せられたりと。

津田城址

津田村大字津田

津田城址二あり。一は津川の南東字國見と稱する國見山の頂上なる東西壹町南北貳町餘の矩形をなせる平地を其址なりとなす。平地の四邊は、堆土を築きて中凹の形をなし、二邊の一部堆土を切開したる址残り。阪路の入口を今も城阪といふ。他は津田村落の東南に近き斷崖狀丘陵の部にして頂に平地あり。附近今は犂かれて畑地となるも、小規模な

六、古城址・古戰場・臺場址



がら、形勝の地を残す。里人これを舊城といひ。國見山のそれを新城と呼ぶ。思ふに初めは舊城を築きしも、規模小なれば後に國見に築きしものならん。城主津田氏は鎌倉末期より足利季世に亘りて此地に據りし地方の豪族にして、永祿十年飯盛城主たりし三好義次が同族三人衆と争ひし際、津田氏は義次に黨して、同十一年正月義次を津田城に迎へし事あり。

足利季世記

正月七日（永祿十一年）三好左京大夫義繼、從多聞城津田城ニウツリ給フ云々、

多聞院日記

去朔日（永祿十一年正月）津田城多聞城（義繼の居りし）裏歸り云々、

三月廿五日（永祿十一年）左京大夫合同道金吾竹下津田へ被越了云々、

五月廿二日（永祿十一年）條云去十九日山城へ津田より篠原釣閑齋一萬五千ほど打廻在之云々、

廿六日の條に、去貳拾三日於津田城三人衆へ甲賀衆三百許出て打果了云々、

城の興廢は共に詳にするを得ざれども、紀伊續風土記其他によれば、紀伊國那賀郡吐前城主津田算長は、楠正成三代の孫なる河内國交野郡津田城主津田周防守正信の六代の孫にして、正信の時初めて津田城を築ける由記したり。本村舊家たる三宅源治郎所藏の津田氏系圖によれば、津田氏の祖は大和國十市郡十市城主中原氏より出でて、次男範高楠正成に屬して津田郷の地を與へられてより、津田姓を稱し、正成戦死の後も常に志を南方に寄せ、津田郷士、獅子窟寺衆徒等と共に、正半七年楠正儀と共に京都に向ひ、同十七年細川頼之を苦めたり。その裔長く津田城に主となり。或は三好氏と結び、或は遊佐氏に従ひしが、十世範常に至りて天正五年五月織田氏のために亡ぼされたり。されど他に明確なる史料存せざれば詳にするを得ざるべし。

城阪の西方、柑橋島の丘陵中世土器の製作を作へる竈址あり。各種の破片、焼き屑、多くあらはれ、珍らしき遺址として傳へらる。

して傳へらる。

眞木城址

牧野村大字落

眞木は牧とも書く。眞木城は足利末期に於て、河内を領せる畠山氏が城を此地に築きしものにして、現今其の城址を明かに知る能はずと雖も、交野丘陵の一部が淀の水流に迫れる今日の渚岡附近なるべし。徳川時代に於て、永井氏が陣屋を構へしも恐らくは畠山時代の城砦の址に築きしにあらざるか。

長祿記畠山義就若江落交野業平の事、

去長祿四年庚辰九月十八日、公方様より伊勢兵庫助飯尾下總守兩使にて畠山右衛門佐義就に早々屋形可開（中畧）

遊佐河内守國助、天の川にて御下向を待申しつゝ古へ業平朝臣此所にて詠し給ひつること何となく口つさみしけり。（中畧）最馴敷き所へ連錢葦毛の御馬に小袴はかりにて御下向ありける、其れより後河内守先陣にて其夜は眞

木城にとまり給ひつゝ最長き夜もすがら都と紀州の御物語共、互に語り給ひつゝあくれば眞木城を立て交野の原を通り給ひ、（中略）去程に茄子造（川越村大字茄子作）、こうつ（交野村大字郡津）の里を打過ぎて餘りのこと

の恨めしさに年を守りの星田の里（星田村）打恨みつゝ行く程に、駒も靜かに打上り（水本村大字打上）蕭敷秋の

野崎の里（四條村大字野崎）云々

又長興宿禰記には次の如き記事あり

文明十五年九月二日戊戌晴、今日間、一兩日中於三河内ニ有合戰守口城没落、敵御方（兩畠山）打死五六人在之、十七ヶ所、牧等被追散、左金吾（畠山政長）御方知行云々



楠葉砲臺址

檜葉村大字楠葉

字中の芝にありて淀川に臨み、廣さ七千九百七拾七坪あり。幕末邊防の急にして鎖國攘夷の聲喧しき時、徳川幕府が、京師守備のために、元治元年これを築きしものにて、對岸なる三島郡島本村大字高濱の砲臺と共に、此關門の咽喉を扼し、京都守護職に命じてこれを主管せしめたり、明治戊辰の役に際し、正月徳川慶喜が大軍を率ゐて大阪より入京せんとしたる時、楠葉砲臺は酒井若狹守をして守らしめ、高濱砲臺をば藤堂和泉守に守らしめたるに、幕軍伏見鳥羽に破れたれば、藤堂軍は早く官軍に應じ、六日對岸楠葉砲臺を攻撃して互に兵火を交へしが、若狹守の後援なくして敗走せり。翌年大久保到通舟にて淀川を下り、砲臺下を過ぎて詩一絶あり、

爲客京師感慨多 孤蓬此夕意如何  
水關不鎖鷗眼穩 十里長江載夢過

七、古關址・其他産業・土木

交通等に關する史蹟

鶯關 址

寝屋川大字堀溝

大字堀溝の東端、甲可村大字菰屋シトキヤの西部村落に接する所にあり。今、守口街道が堀溝より交野に通ずる道路と、恰も三叉路をなす所に、鶯地藏をまつる。地藏堂の所在せる、融通念佛宗大念寺の境内は、往時の關址なり。大念寺は鶯關院と號し、もと鶯關寺と稱せり。現今堀溝村落の北を流るゝ岡部川は、享保九年迄は堀溝の東北端より今日の道路に沿ひて南流し、鶯地藏の所より漸次流を西に轉じ、守口街道に沿ひ猪の鼻にて寝屋川に入る。猪の鼻の名は、岡部川の造れる三角洲を意味せるものなり。堀溝村落は、此河道により堆積せる川床に沿ひて發達せる村落にして、現に鶯關神社のある地を古川床といひ、一跡に兩側の耕田より高し。堀溝に北川、村川などの姓あるは舊河流其居宅の位置より名づけしものなるべし。

さて、鶯關は以上述べし河床の一部、而も西は守口島頭等の諸地方より猪の鼻に來りて道路は岡部川に沿ひ、鶯關にて、一は交野方面に、一は清瀧峠を経て大和路に入る。鶯關は、この分岐點に位し、交通上の要衝を占めしものなれば、此所に關所を設けたりき。而して鶯の關の名は、此附近元岡部川の堤防に竹林叢生して、春時鶯鳥の來り囀ること多かりしかば、關名に付したるなりと。前記鶯地藏も、もと此竹林中にありしを、後今の如く路傍に移したりき。關の興廢規模等の史書記録に見るべきものなきは遺憾なり。

康資王母家集に

我が思ふ心も盡き行く春を越えずともよ鶯の關

七、古關址・其他産業・土木・交通等に關する史蹟



の古歌あり。

尙永祿三年八月十四日安見美作守が、三好長慶に屬せる池田衆と堀溝に戦ひ終に敗れたることあり。安見氏は私部に築城せし人なり。

足利季世記に

十四日安見美作守、飯盛城より堀溝といふ處に出張して池田義と合戦し、安見打負五十餘人被打けり云々、續應仁後記亦同様の記事を載すれど、堀溝に於ける何れの地點なりしかは判明ならず。

### 守口古驛

守口町

舊茨田郡守口莊の内なりき。舊淀川にそひたる京街道上、東堀溝より清瀧街道に通ずる水陸の要衝にして、徳川時代に於て、枚方と共に驛路なりき。飯盛女と稱する遊女の數多く、馬夫轎ケの往來亦繁く、商況殷盛なる一市街なりしが、維新後頗に衰へたり。近時京阪電車の開通と共に再び盛況に復す。守口は一に森口ともかけり。

淀川舟中作

僧百拙

寒林鴉背夕陽紅

踈柳橋邊買短蓬

唯愛舟昇天碧上

不如身座月明中

隔州犬吠弧村火

罷釣人歸一櫓風

思算往年過幾度

滿頭漸殺雲鬚鬆

此地はかく古くより交通上重要な地點なりしが故に、古來屢戰場となれり。

嘉吉物語

徳應三年のことにてあるに、南方の平家おこり、すでに河内國森口と申處に、陣をとりて、國人の佳人楠木の一門

を大將にて云々、

長興宿稱記

九月(文明十五年)戊戌晴、今日聞、一兩日中於河内有合戦、守口城没落、敵味方打祀五六人在之、十七ヶ所牧等被追散、在舍吾(畠山政長)御知所云、

この敵味方とは畠山教長、義就の兄弟にして、應仁亂後兩畠山は尙河内に於て相争へり。當時は守口にも城廓のありしを知るべし。

細川兩家記

六月(永祿三年)廿九日、四國衆河内の十七ヶ所へ陣取、太夫殿衆は同守口へ、當年は日照して八ヶ所の湖水河原に成、是時節到來之事云々、

足利季世記

廿日(元龜元年九月)大阪より五六千人打出、森口邊の荊田をなす、河内の向城より此由注進ありければ、信長被出馬云云、

此地の名物として古くより守口漬と宿雁とあり。守口漬は、一名長漬大根と稱す。宿驛の名産として將軍家に献上せりといひ、宿雁は、享保年中より製作せる菓子にして宿驛通過の諸侯より愛用せられたり。

### 中振の故關

蹉跎村大字中振

中振の關址は何れの地點なるか詳ならざれども、地形上より察すれば、中振丘陵の淀川と相逼れる所、即ち中振の北部に存せしにあらざるか。此地は大庭庄と共に觀心寺所領として、南方に屬する地域なりしも、北方京都に近ければ、屢其侵害を蒙りしなるべし。河内觀心寺所藏文書に次の如きものあり。

七、古關址・其他産業・土木・交通等に關する史蹟



一、和田禪正少弼下知狀

觀心寺申、河内國大庭關爲敵陣之間、可被移中振之由事、任去月廿八日御教書之旨、可被沙汰居寺家雜掌於被在所之狀如件、

建德二年後三月八日

禪正少弼(花押)

和田新判官殿

一、和田左衛門少尉施行狀

觀心寺申、河内國大庭關爲敵陣之間、可被移中振由事、任去月廿八日御教書、今月廿八日御下知之旨、可被沙汰居寺家雜掌於彼在所之狀如件、

一、上神九郎左衛門尉遵行狀

觀心寺申、河内國大庭關爲敵陣之間、可被移中振之由事、任去月廿八日御教書、今月八日御下知、御下知御施行之旨、可被沙汰居寺家雜掌於彼在所如件、

建德二年後三月廿四日

左衛門尉(花押)

炭山三郎殿

(等々以下略)

足利季世記

正月五日(永祿十二年)三好三人衆其勢一萬人正月二日堺を打立、河内の出口中振といふ所に陣取る云々

郡津の茶屋

交野村大字郡津

郡津はもと郡門とかけり、大字郡津の内、高野街道に沿へる所に人家貳拾戸ばかりあり。此所を茶屋と稱す、傳説によれば、昔時惟喬親王交野御遊の時、こゝを休憩の場に充てられたりと。蓋し此地は街路の衝に當りて、旅宿の設ありしものか。

貝原益軒諸州めぐり、

香津の茶屋、八幡より一里京より五里、

是れより、わざと大道を行ずして東の方梨作村を経て、私市に至る云々、

尙字福田と稱する所に、梅家、本家と稱する小丘あり、古墳と認むれども由緒詳ならず。

楠葉古驛址及び楠葉關址

樟葉村大字楠葉

大字楠葉字中の芝の北部、東西百八拾間、南北約百十間の地がそれなるべしといふ。此地は淀川の河谷によりて切断せられたる、所謂八幡山崎の關門を扼せる一方の要地なれば、上古既に要路となり、東西南北交通の衝に當りたれば、久須婆渡として史書にも古くより見え、行基の架橋も行はれたるなり。此地に始めて都亭驛の設けられしは和銅四年の事にして、續日本紀元明天皇の條に、

和銅四年春正月丁未、始置都亭驛、山背國相樂郡岡田驛、綴喜郡山本體、河内國交野郡楠葉驛、攝津國島上郡大原

驛、島下郡殖付驛、伊賀國阿閉郡新家驛、

と見え、延喜式には

河内國驛、楠葉、槻本、津積各七疋

七、古關址・其他産業・土木・交通等に關する史蹟



とあれば、奈良時代に設けられし此驛が、延喜の當時尙存したることを知るべし。驛路は何れの時代に廢せられしか明ならざれども、其後此地に關所の設ありしなるべし。太平記に

建武元年關所壘斷の利に依て、商賈往來の弊年貢運送の煩ありとて、大津、葛葉の外は、所々の新關を止めらる、と見え、其後、光明院より葛葉關錢を、伊勢圓成法師に賜はらんせしが果さざりし由なれば、吉野朝廷時代には、大庭關などと共に、未だ存せしを知るべし。

祐植記抄

曆應三年六月廿日、神木白金堂前御歸座

院宣案

河内國楠葉關所、被充春日社造營料所也、不嫌神社佛寺權門勢家、領土貢、任先例、可致其沙汰者、院宣如此、仍執達如件、

曆應三年七月廿四日

權中納言判

茨田堤と衫子絶間

友呂岐村大字太間

絶間は今は太間とかく。記紀に見えたる茨田堤は、現今判明せざれども、今の淀川左岸の築堤よりは、遙に東方に遍したりしと見るべし。河内志には、今の枚方町伊加賀より太間を経て、池田に至る間の堤をそれなりとなし、本村大字木屋より、九個庄村點野に到る約九町間を衫子絶間の址となせど、審に知る能はず。仁徳天皇の御代茨田築堤に際し、匏を以て身に代へし茨田の衫子の奇智は、史上有名なる事なり。

太間の西南に絶間の池あり、長參町、幅約十間。往古淀川洪水のため堤防決潰し、水勢深く地盤を浸蝕したるために生じたる址なりと。或は又淀川河道の遺趾にして、小なる遺趾湖なりともいふ。今は灌溉に用ひらる。

夫木

六條院宣旨

逢ふことは絶間の池のかきつはた

へたつる中となりやしつらん

日本書紀

仁徳天皇十一年夏四月戊寅朔甲午、詔群臣曰、今朕視此國者、郊澤曠遠而田圃少乏、且河水横近以

流末不駛、聊逢霖雨、海潮逆上而巷里乘船、道路亦泥、故群臣共視之、決横源而通海、塞逆流以全田宅、冬十月掘宮北之郊原、引南水以入西海、因號其水曰掘江、又將防北河之滂、以築茨田堤、是時有兩處之築、而乃壤之難塞、時天皇夢有神誨之曰、武藏人強頸、河内人茨田連衫子衫子此云古二人以祭於河伯必獲塞、則竟二人而得之、因以禱于河神、爰強頸泣悲之沒水而死、乃其堤成焉、唯衫子取全匏兩箇、臨于難塞水、乃取兩匏投於水中請之曰、河神崇之以吾爲幣、是以今吾來也、必欲得我者沈是匏、而不合泛則吾知真神親入水中、若不得沈匏者、自知僞神、何徒亡吾身、於足飄風忽起、引匏沒水、匏轉浪上而不沈、則滂々衍以遠流、是以衫子雖不死而是堤且成也、是因衫子之幹其身非亡耳、故時人號其兩處、曰強頸斷間、衫子斷間也、是歲新羅人朝貢、則勞於是役、

古事記 (仁徳天皇の段)

又役秦人作茨田堤及茨田三宅、

日本書紀

仁徳天皇五十年春三月壬辰朔丙申、河内人奏言、於茨田堤雁産之、即日遣使令視、曰既實也、天皇於是歌以問武内宿禰曰、云々

七、古關址・其他産業・土木・交通等に關する史蹟